

再処理施設、廃棄物管理施設、
加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、
加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請書
審査資料
(コメント回答)

2020年8月17日
日本原燃株式会社

原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定(変更)認可申請【再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)】
に係る審査会合コメントリスト

No.	項目	コメント内容	コメント対応	頁
1	施設管理	廃棄物埋設施設における保安規定の記載について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の要求事項を踏まえ、施設管理として実施すること(自主検査等に係る独立性の確保を含む)を保安規定に記載すること。また、技術基準要求と施設管理及び施設確認との関係を整理し、説明すること。	添付1のとおり整理した。	3 / 167
2		再処理施設、廃棄物管理施設及び加工施設(MOX)における保全活動管理指標のうち、「事業開始までに定めるとしている指標」について、設定の考え方を説明すること。	添付2のとおり整理した。	7 / 167
3		再処理施設、廃棄物管理施設及び加工施設(濃縮)における経年劣化に関する技術的な評価(PLM)及び長期施設管理方針について、具体的な実施内容を説明すること。	添付3のとおり整理した。	8 / 167
4		再処理施設及び廃棄物管理施設における設計管理、作業管理及び構成管理について、実施者が不明確であるため、説明すること。 また、複数部署によりどのように構成管理の三要素の均衡が維持されるのかを説明すること。	添付4のとおり整理した。	35 / 167
5	放射線管理	廃棄物埋設施設保安規定における事業所において行われる運搬について、施設間で記載の整合が取れていない箇所があるため、考え方を整理し、記載の整合を図ること。	添付5のとおり整理した。	41 / 167
6		再処理施設及び廃棄物管理施設における個人線量計の管理方法について説明すること。	添付6のとおり整理した。	45 / 167
7	段階的に定める事項	加工施設(MOX)における段階的に定める事項について、「加工施設における保安規定の審査基準」に基づき、その考え方を説明すること。	添付7のとおり整理した。	49 / 167
8	モニタリングポイント	加工施設(濃縮)におけるモニタリングポイントに係る保安規定の記載について、施設間の整合を図ること。	添付8のとおり整理した。	62 / 167
9	その他	保安規定の記載について、施設間の整合を図ること。	添付9-1, 9-2のとおり整理した。	63 / 167 70 / 167
10		各施設の保安規定の記載について、補正内容を含めて全文を示すこと。	添付10-1, 10-2, 10-3のとおり整理した。	71 / 167 113 / 167 167 / 167

廃棄物埋設施設 施設管理の補正方針について

1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

2. 審査会合におけるコメント

廃棄物埋設施設における保安規定の記載について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(以下、「保安措置運用ガイド」という。)の要求事項を踏まえ、施設管理として実施することを保安規定に記載すること。

3. (変更)認可申請した保安規定の状況

「第5章 施設管理」について、廃棄物埋設施設は、基本的には再処理施設の施設管理と同様の活動を行うが、人と環境へ影響を与えるリスクが低いことから、保安規定には施設管理に関する埋設規則要求を網羅した記載をし、それ以外の事項(JEAC4209 に準じた保全プログラムの策定等)については、下位文書に記載することとしていた。(添付1別紙1 参照)

しかし、保安措置運用ガイドに定められた要求事項への対応は保安規定上では不明確となっていた。

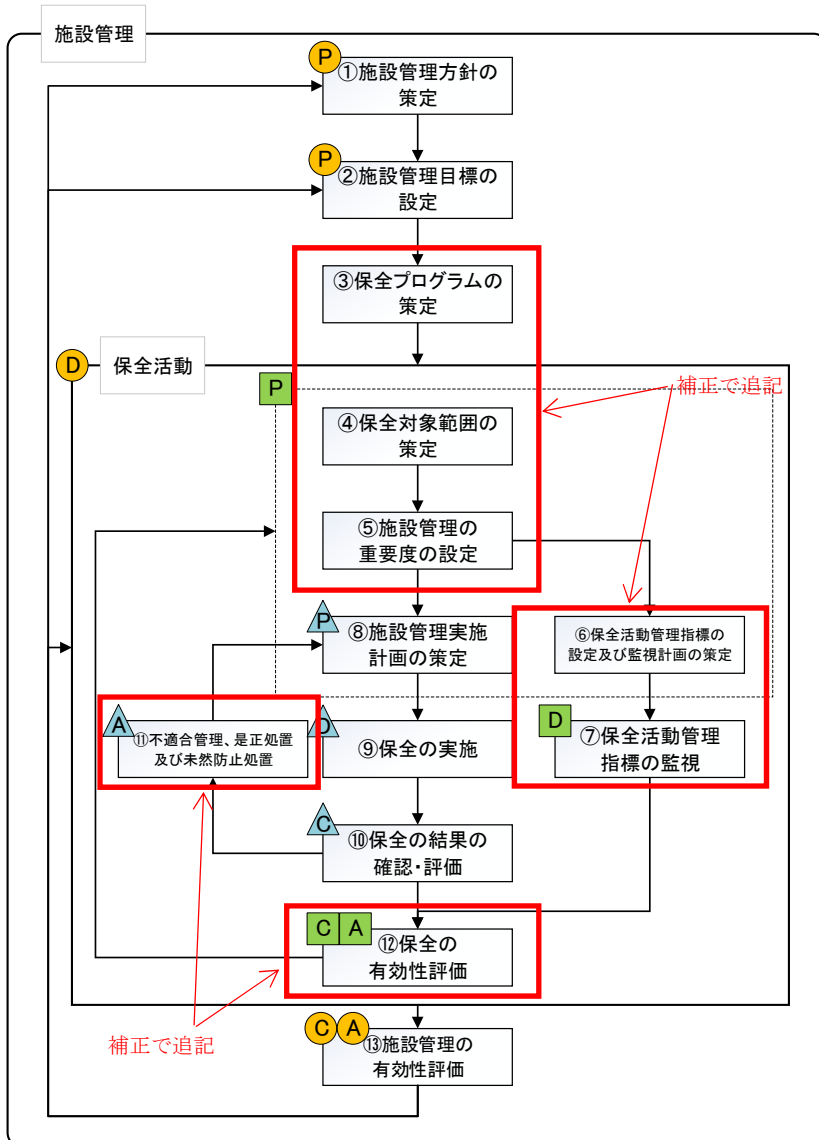
4. 対応方針

保安措置運用ガイドの要求事項を保安規定において明確にするとともに、他施設との記載整合を図るために、保安規定変更認可申請の補正を行った。(添付10参照)

なお、廃棄物埋設施設の条文としては以下のことを考慮した。

- ▶ 廃棄物埋設事業に係る法令に規定されていない以下の事項に関するものは除く。
 - ・技術基準規則に定める要求事項への適合性維持
 - ・長期施設管理方針の策定
 - ・使用前事業者検査
 - ・定期事業者検査
- ▶ 廃棄物埋設施設の特徴を踏まえ、以下を前提とした記載とする。
 - ・埋設規則の要求に合わせ施設管理計画への要求事項として埋設規則第6条の技術基準を記載する。
 - ・施設構成が発電炉等に比べ単純であるため、「構築物、系統及び機器」は原則「設備」と読み替える。
 - ・操作中に点検等を行う設備は無いため、点検計画の策定において「施設の操作、及び操作停止中」を区分しない。
 - ・上記の他、使用する用語、表現について必要に応じて廃棄物埋設施設に適正化した記載とする。

以 上



●■▲:JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
 図-1 施設管理の基本フロー

変更認可申請の状況

保安規定では左記「施設管理の基本フロー」（審査会合資料 2-1 参照）のうち、①施設管理方針の策定、②施設管理目標の設定、⑧施設管理実施計画の策定、⑨施設管理の実施、⑩施設管理の結果の確認評価、⑬施設管理の有効性評価に該当する項目を規定し、それ以外は下位文書に記載するとしていた。



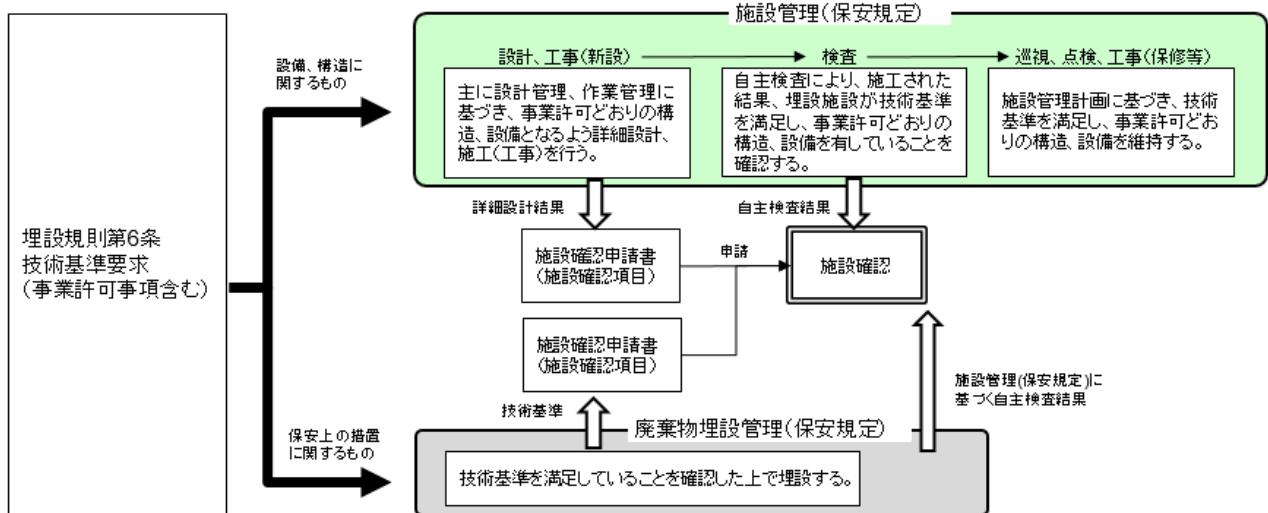
対応方針

「施設管理の基本フロー」に記載した項目はすべて保安規定に記載する。（赤枠範囲を追記する。）

資料 1 より再掲

技術基準要求と施設管理及び施設確認との関係

- 埋設規則第6条の技術基準要求のうち、設備、構造に関するものについては、保安規定に定める施設管理に基づき技術基準、許可事項を満足するよう設置、維持していく。
- 施設管理のうち、設計管理の規定に基づき行われた詳細設計の結果を踏まえ、施設確認項目が具体化される。
- 設置された設備が技術基準及び事業許可どおりの構造、設備を有していることを自主検査により確認し、その結果に基づき施設確認を受ける。
- 埋設規則第6条の技術基準要求のうち、保安上の措置に関するものについては、保安規定に定める廃棄物埋設管理に基づき実施する。
- 廃棄物埋設管理に定めた保安上の措置が技術基準どおりであることを自主検査により確認し、その結果に基づき施設確認を受ける。



技術基準要求事項、保安規定（施設管理、廃棄物埋設管理の該当条項）、施設確認項目の具体例を参考資料に示す。

	埋設規則第6条の技術上の基準（許可事項含む）	保安規定（施設管理のうち設計管理、作業管理）	保安規定（施設管理のうち施設管理計画、自主検査）	保安規定（廃棄物埋設管理）	施設確認項目（表中の記載は1号埋設施設の場合）
設備、構造に関するもの	埋設規則第6条第5号 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において当該廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある空隙が残らないように措置すること。			（充てん材充てん・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工）第20条 土木課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充てん材を充てんする場合は、埋設規則第6条第1項第5号（略）に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに・・・	[埋設設備内充てん材] 埋設設備内は充てん材が充てんされていること
	埋設規則第6条第7号 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面が土砂等で覆われていること。			（覆土）第21条 土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号（略）に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに・・・	[上部覆土] 覆土の厚さを4m以上とすること 地表面に植生を施していること ペントナイト混合土及び上部覆土の厚さは埋設設備上面から6m以上となっていること [ペントナイト混合土] 覆土の厚さを埋設設備上面及び側面から2m以上とすること
	埋設規則第6条第8号 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる構造及び設備を有すること。			—	—
	廃棄物埋設地 主な例： 埋設設備は内部仕切設備により16に区画されていること 埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充てん材との間には集水機能を有するポーラスコンクリート層を設けていること 埋設地の周辺の土壌に比して透水性の大きくない土砂等で覆うこと（透水係数）	（設計管理）第23条 各職位は、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更を行う場合、第6条7.3に従って実施する。 【参考：条文は割愛】 第6条 7.3 設計開発計画 7.3.1 設計開発計画 7.3.2 設計開発に用いる情報 ←要求事項として許可事項が含まれる。 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.4 設計開発レビュー 7.3.5 設計開発の検証 7.3.6 設計開発の妥当性確認 7.3.7 設計開発の変更の管理	（施設管理計画）第22条（条文は割愛） 1 施設管理の実施方針及び施設管理目標 2 保全プログラムの策定 3 保全対象範囲の決定 4 施設管理の重要度の設定 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 6 施設管理実施計画の策定 7 保全の実施 8 保全の結果の確認・評価 9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 10 保全の有効性評価 11 施設管理の有効性評価 12 構成管理 13 情報共有	（廃棄体の定置）第19条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備が埋設規則第6条第1項（略）第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに・・・ （充てん材充てん・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工）第20条 土木課長は、充てん材充てんの完了した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。 （覆土）第21条 土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項（略）第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに・・・	[埋設を行おうとする区画] 埋設設備は内部仕切設備により16区画に区画されていること [ポーラスコンクリート層] 埋設設備の外周仕切設備及び覆いとセメント系充てん材の間には集水機能を有するポーラスコンクリート層を設けていること [上部覆土] 埋設地の周辺の土壌に比して透水性の大きくない土砂等で覆うこと（透水係数）
	放射性廃棄物の受入れ施設 主な例： 設置されていること（一時貯蔵天井クレーン、コンベア、廃棄体取り出し装置、払出天井クレーン、埋設クレーン） 埋設クレーンにおいては廃棄体が8m以上の高さとならないようインターロックが設けられていること	（作業管理）第24条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。	（廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施）第25条（条文は割愛）	（廃棄体の受入れ）第16条 一時貯蔵天井クレーンにより取り扱うこと。 （廃棄体の確認）第17条 一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。 （廃棄体の定置）第19条 埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認する。 1号廃棄体を定置する場合は、1号埋設クレーンにより取り扱うこと。	[廃棄体取扱設備] 設置されていること（一時貯蔵天井クレーン、コンベア、廃棄体取り出し装置、払出天井クレーン、埋設クレーン） 埋設クレーンにおいては廃棄体が8m以上の高さとならないようインターロックが設けられていること
	放射線管理施設 主な例： 設置されていること（個人線量当量測定器、放射線サーベイ機器、エリアモニタ、排気用モニタ、放射能測定装置、モニタリングポイント、気象観測機器） その他附属施設 主な例： 設置されていること（収集タンク、ろ過装置、サンプルタンク） 設置されていること（使用済樹脂受タンク、固化装置（インドラムミキサ等））			—	[放射線管理施設] 設置されていること（個人線量当量測定器、放射線サーベイ機器、エリアモニタ、排気用モニタ、放射能測定装置、モニタリングポイント、気象観測機器） —
保安の措置に関するもの	埋設規則第6条第4号 ビット処分を行う場合にあつては、埋設時において、廃棄物埋設地の設備（廃棄物埋設地への雨水、地下水等の浸入防止に関するものを含む。）を随時点検し、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。		（廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施）第25条（条文は割愛）	（廃棄体の定置）第19条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号（略）に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに・・・	[内部仕切設備を備えた外周仕切設備] 埋設時においては、外周仕切設備及び内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいの恐れがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること
	埋設規則第6条第1号 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射線量及び区画別放射線量が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類（以下「許可申請書等」という。）に記載した放射性物質の種類ごとの総放射線量及び区画別放射線量をそれぞれ超えないこと。		（廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施）第25条（条文は割愛）	（廃棄体の定置）第19条 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、（略）に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに・・・	[埋設された放射性物質] 埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射線量
	埋設規則第6条第2号 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所にたまっている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。		（廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施）第25条（条文は割愛）	（廃棄体の定置）第19条 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項（略）第2号（略）に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに・・・	[埋設を行おうとする区画] 埋設を行おうとする区画内の水が排除されていること 埋設を行おうとする区画に雨水等が浸入することの防止措置が施されていること
	埋設規則第6条第6号 廃棄物埋設地には、爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物であつて、当該物質の性質及び量に照らして、廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのあるものを埋設しないこと。			（廃棄体の定置）第19条 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項（略）第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに・・・	[埋設設備内に埋設するもの（廃棄体を除く）] 爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質、その他の危険物の有無
—	埋設規則第6条第3号 （コンクリート等廃棄物を埋設する場合の技術基準のため割愛）	—	—	—	

保全活動管理指標の設定について

1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

2. 審査会合におけるコメント

再処理施設、廃棄物管理施設及び加工施設(MOX)における保全活動管理指標のうち、「事業開始までに定めるとしている指標」について、設定の考え方を説明すること。

3. 説明内容

「事業開始時に設定する」としていた、再処理施設・廃棄物管理施設のプラントレベル指標及び加工施設(MOX)の指標については、以下のとおり設定する。

(1) 再処理施設および廃棄物管理施設のプラントレベル指標

(ア) プラントレベルの指標は、「原子力施設全体の施設管理が確保されているかを監視し、評価するための指標」(保安措置運用ガイドより)であり、実用炉におけるプラントレベルの指標は、「7000 臨界時間当たりの計画外原子炉自動スクラム回数」等となっている。【表1参照】

(イ) この指標は、プラント運転中に攪乱を与え、拡大防止や影響緩和の安全機能が必要となる可能性のある事象の発生頻度を制限することであり、さらにプラントがどの程度良好に運転、保全されているかを表していると考えられる。

(ウ) 実用炉は原子炉に放射性物質やエネルギーが集中し、異常事象が生じた際のリスクが非常に大きい。このため、緊急停止機能(スクラム)は、原子炉の過出力状態や出力の急激な上昇を防止するために、異常な状態を検知し、原子炉停止システムを含む適切なシステムを作動させ、緊急停止の動作を開始させることであり、原子力安全を確保するための「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能の1つと考える。

(エ) これに対し、再処理施設は放射性物質が各建屋に分散されており、異常な過渡変化や設計基準事故が発生した場合に、実用炉における施設全体の緊急停止機能(スクラム)と同等の機能を有する設備はない。

(オ) このため、再処理施設では、実用炉と同等なプラントレベルの指標を設定することは困難であるが、上記(イ)に記載の趣旨を踏まえ、設計基準事故時に期待している機能の作動頻度等に関する指標等をプラントレベルの指標とする。

(カ) また、再処理施設の特徴を踏まえ、複数のプラントレベルの指標とシステムレベルの指標を組み合わせ、再処理施設全体の保全活動が適切に行われていることを示すこととする。

(キ) なお、廃棄物管理施設については、施設全体に係る重要な安全機能が「ガラス固化体が適切に冷却されていること」であるため、ガラス固化体の冷却空気温度の異常に関する指標をプラントレベルの指標とする。

表1. 実用炉と再処理施設におけるプラントレベル指標の比較

	実用炉	再処理施設
プラントレベル	① 7000 臨界時間当たりの計画外原子炉自動スクラム回数 ② 7000 臨界時間当たりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数	設計基準事故時に期待している機能の作動頻度等に関する指標等を設定

(2) 加工施設(MOX)における保全活動管理指標

加工施設(MOX)においては、先行する建設炉を参考に、保全活動管理指標として「工事の進捗に応じて実施する構築物、システム及び機器の使用前事業者検査が、計画のとおり完了していること」を設定する。

以上

経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針について

1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）、廃棄物埋設施設、加工施設（MOX）保安規定（変更）認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

2. 審査会合におけるコメント

経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針について、具体的な実施内容を説明すること。

3. 説明内容

(1) 再処理施設

「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第十六条の二（再処理施設の定期的な評価）に規定された再処理施設の経年変化に関する技術的な評価については、「再処理施設における保安規定の審査基準の制定について」（平成25年11月27日、原管研発第1311278号、原子力規制委員会決定）において、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14 原院第2号、平成20年5月19日）を参考として実施することが要求されていることから、これに基づき評価を実施するための手順及び体制を社内規定に定め、具体的な評価を実施してきている。

再処理施設のうち、使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設は、2019年12月3日をもって事業開始後20年を迎えたことから、経年変化に関する技術的な評価（高経年化技術評価（PLM））とそれに基づく長期保全計画の検討を実施した。（添付3 別紙1（再処理施設の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価（PLM））の評価結果について（概要版））を参照）

再処理設備本体についても、操業開始後20年を迎えるまでに同様の評価を実施予定である。

(2) 廃棄物管理施設

「廃棄物管理の事業に関する規則」第三十三条の二（廃棄物管理施設の定期的な評価）に規定された廃棄物管理施設の経年変化に関する技術的な評価については、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（平成25年11月27日、原管研発第1311278号、原子力規制委員会決定）の要求に基づき、評価を実施するための手順及び体制を社内規定に定め、具体的な評価を実施してきている。

廃棄物管理施設のうち、ガラス固化体受入れ建屋とガラス固化体貯蔵建屋は、2015年4月26日をもって事業開始後20年を迎えたことから、経年変化に関する技術的な評価（高経年化技術評価（PLM））とそれに基づく長期保全計画の検討を実施した。（添付3 別紙2（廃棄物管理施設の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価（PLM））の評価結果につ

いて（概要版）を参照）

(3) 加工施設（濃縮）

「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第七条の八の二（加工施設の定期的な評価）に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価については、「加工施設における保安規定の審査基準の制定について」（平成25年11月27日、原管研発第1311274号、原子力規制委員会決定）において、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14 原院第2号、平成20年5月19日）を参考として実施することが要求されていることから、これに基づき評価を実施するための手順及び体制を社内規定に定め、具体的な評価を実施してきている。

加工施設（濃縮）は、2011年9月27日をもって事業開始後20年を迎えたことから、経年変化に関する技術的な評価（高経年化技術評価（PLM））とそれに基づく長期保全計画の検討を実施した。（添付3 別紙3（加工施設（濃縮）の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価（PLM）の評価結果について（概要版）を参照）

なお、施設管理の仕組みへ変更となったが、各施設における長期保全計画に変更はない。

4. 評価結果に関する補足

(1) コンクリート構造物の強度低下に係る補足

当社では、再処理、廃棄物管理及び加工施設（濃縮）のいずれにおいても、コンクリート構造物の保全内容として健全性評価を行うため目視点検及び非破壊試験または破壊試験を定め、定期的実施している。このため、高経年化技術評価を実施した電力会社と同様に、現状の保全活動を実施することにより健全性の維持は可能であることから、長期施設管理方針にコンクリート構造物の強度低下に関する項目は記載しないこととする。

（参考）電力会社の状況を確認した結果、最新の高経年化技術評価書ではコンクリート構造物の強度低下に対して、目視点検及び非破壊試験または破壊試験を定期的実施していることから、保全方法として適切であり、現状保全を継続することで健全性の維持は可能としている。よって、長期施設管理方針には記載されていない（添付3 別紙4を参照）。

以 上

再処理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について (概要版)

1. はじめに

再処理施設のうち、使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設は、再処理設備本体(前処理や分離等)に先行して1999年12月3日に事業を開始し、2019年12月3日をもって事業開始後20年を迎えることから、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第十六条の二(再処理施設の定期的な評価)に基づき、経年変化に関する技術的な評価(高経年化技術評価(PLM))とそれに基づく長期保全計画の検討を実施した。

本件の実施にあたっては、長期間使用している使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設に対し、機器・構築物の機能や性能の変化(劣化)等を高経年化技術評価にて把握し、現状の保全内容の妥当性を確認することに加え、新たな保全策を追加する等、機器・構築物の機能や性能を維持するため、適切な管理を実施することとしている。

2. 高経年化技術評価の概要

(1) 評価対象とした機器・構築物

評価対象とした機器・構築物については、「再処理施設における保安規定の審査基準の制定について」(平成25年11月27日、原管研発第1311278号、原子力規制委員会決定)で参考にするとされている「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号、平成20年5月19日)に基づき、安全上重要な施設に含まれるとされている設備・機器^{※1}及び海洋放出管とし、それらの支持構造物、基礎ボルトを含めたものとしている(消耗品、定期取替品は評価対象外)。

※1 使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設では以下に該当する配管、弁、モータ、ケーブル及び構築物等を対象とする。

- ① 使用済燃料を貯蔵するための施設
- ② 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源
- ③ その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等

(2) 評価期間

- ① 評価実施期限 : 2019年12月2日
- ② 評価対象期間 : 1999年12月3日(事業開始日)～2018年3月31日

(3) 評価手順

高経年化技術評価では、経年劣化事象に対する技術評価及び耐震安全性評価等にあたり、下図に基づき実施した。

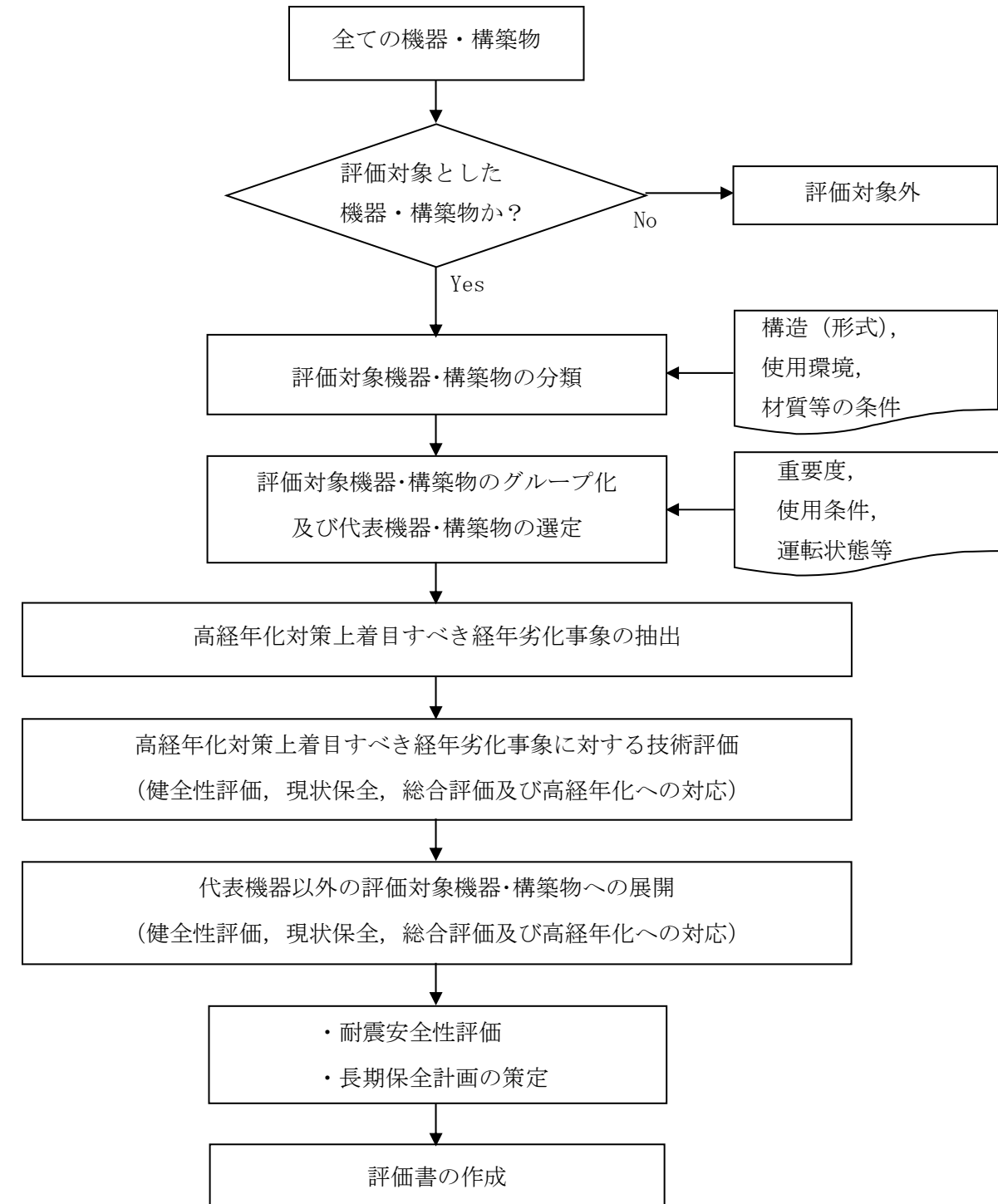


図1 高経年化技術評価の流れ

再処理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について (概要版)

3. 高経年化技術評価の結果

(1) 各機器・構築物における経年劣化事象に対する技術評価の結果

評価対象とした機器・構築物について、先行プラントの最新知見等を基に想定される経年劣化事象に対し技術評価を行った。以下にその結果を示す。

表 1 機械設備における経年劣化事象に対する技術評価結果

		減肉		割れ		絶縁	導通	信号	材質変化	その他の経年劣化事象
		摩耗	腐食	疲労割れ	応力腐食割れ	絶縁特性低下	導通不良	特性変化	劣化	
ポンプ	ターボポンプ	△	△	△						
熱交換器	U字管式熱交換器	△	△	△						・異物付着(△)
容器	槽類		△		△					
配管	ステンレス鋼配管系		△	△	△					
	炭素鋼配管系		△	△						
弁	仕切弁	△	△	△						
	玉形弁		△	△						
	逆止弁	△	△							
	バタフライ弁	△	△							
	安全弁		△							・へたり(△)
	電動弁用駆動部	△	△	△		○	△			・へたり(△)
	空気作動弁用駆動部	△	△					△		・へたり(△)
機械設備	燃焼度計測装置	△	△	△			△	△		
	非常用ディーゼル機関	△	△	△						・へたり(△) ・クリープ(△) ・カーボンの堆積(△) ・性能低下(△)
	(付属設備)	△	△	△		○				・へたり(△)
	クレーン	△	△	△		○	△	△		・き裂(△) ・素線切れ(△) ・固洪(△) ・へたり(△)
	冷却塔	△	△	△		○			△	
	基礎ボルト		△						△	・付着力低下(△)
その他設備	海洋放出管		△		△			△		・異物付着(△) ・緩み(△)

表 2 電気・計装設備における経年劣化事象に対する技術評価結果 (1/2)

		減肉		割れ		絶縁	導通	信号	材質変化	その他の経年劣化事象
		摩耗	腐食	疲労割れ	応力腐食割れ	絶縁特性低下	導通不良	特性変化	劣化	
ポンプ電動機	高圧電動機	△	△	△		○				
	低圧電動機	△	△	△		○				
ケーブル	高圧ケーブル					○			△	
	低圧ケーブル					○			△	
	ケーブルトレイ・電線管		△							
	ケーブル接続部		△			○				
計測制御設備	計測装置		△				△	△		
	制御盤		△				△	△		

表 2 電気・計装設備における経年劣化事象に対する技術評価結果 (2/2)

		減肉		割れ		絶縁	導通	信号	材質変化	その他の経年劣化事象
		摩耗	腐食	疲労割れ	応力腐食割れ	絶縁特性低下	導通不良	特性変化	劣化	
電源設備	高圧閉鎖配電盤	△	△			○	△	△		・へたり(△) ・固着(△) ・固洪(△) ・真空度低下(△)
	動力用変圧器		△			○				
	低圧閉鎖配電盤	△	△			○	△	△		・へたり(△) ・汚損(△) ・固着(△) ・固洪(△)
	閉鎖母線		△			○			△	
	コントロールセンタ	△	△			○	△	△		・固洪(△)
	ディーゼル発電設備	△	△	△		○	△	△	△	・固洪(△) ・はく離(△)
	無停電電源装置		△			○	△	△		・固洪(△) ・漏れ電流の変化(△)
	直流電源設備		△			○	△	△		・固洪(△) ・割れ・変形(△)
	計測用分電盤		△			○	△			・固洪(△)

表 3 コンクリート及び鉄骨構築物における経年劣化事象に対する技術評価結果

	コンクリート構築物								鉄骨構築物
	強度低下							しゃへい能力低下	強度低下
	熱	放射線照射	中性化	塩分浸透	アルカリ骨材反応	凍結融解	機械振動	熱	腐食
コンクリート及び鉄骨構築物	○	○	○	○	△	△	○	○	△

凡例(共通)

- : 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象^{※2}
- △ : 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象^{※3}
- 空白 : 部位がない, または使用環境や材料等により経年劣化が生じないことが明らかなもの

※2 「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(平成 25 年 6 月 19 日, 原子力規制委員会)に記載する以下の主要 6 事象。

- ・ 低サイクル疲労
- ・ 中性子照射脆化
- ・ 照射誘起型応力腐食割れ
- ・ 2相ステンレス鋼の熱時効
- ・ 電気・計装品の絶縁低下
- ・ コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下

※3 「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象」は、以下の考え方に基づく。

- ・ 想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考え難い経年劣化事象であって、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているもの
- ・ 現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により、今後も経年劣化の進展が考えられない、または進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象

再処理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について (概要版)

(2) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に対する技術評価の結果

「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象」については、その経年劣化事象の発生・進展をこれまでの点検結果等から妥当性を評価した。以下に「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象」に対する評価結果を示す。

参考として、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価結果は、別添 1 に示す。

表 4 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に対する技術評価の取り纏め表

No	機器・構築物	対象	経年劣化事象	評価結果
1	ポンプ電動機	・電動機の固定子コイル及び口出線・接続部品	絶縁特性低下	現状の保全（絶縁抵抗測定、目視点検）を継続
2	弁	・電動弁駆動部のブレーキ電磁コイル、固定子コイル及び口出線・接続部品	絶縁特性低下	現状の保全（絶縁抵抗測定、動作確認）を継続
3	ケーブル	・ケーブルの絶縁体 ・端子台の絶縁物 ・コネクタの絶縁物	絶縁特性低下	現状の保全（絶縁抵抗測定、動作確認）を継続
4	非常用ディーゼル機関付属設備	・電磁弁の電磁コイル ・ポンプ電動機の固定子コイル及び口出線・接続部品 ・電動弁の固定子コイル及び口出線・接続部品	絶縁特性低下	現状の保全（絶縁抵抗測定、目視点検、動作確認）を継続
5	クレーン	・電動機の固定子コイル及び口出線・接続部品 ・ブレーキ電磁コイル ・二次抵抗器 ・変圧器	絶縁特性低下	現状の保全（絶縁抵抗測定、目視点検、動作確認）を継続
6	冷却塔	・ファン電動機の固定子コイル及び口出線・接続部品	絶縁特性低下	現状の保全（絶縁抵抗測定、目視点検）を継続
7	電源設備	・遮断器のコイル ・支持碍子 ・変圧器 ・計器用変流器等	絶縁特性低下	現状の保全（絶縁抵抗測定、目視点検、動作確認）を継続
8	コンクリート及び鉄骨構築物	・コンクリート	強度低下	現状の保全（目視点検）を継続 *) コア抜きサンプルでの定量評価を実施
			遮へい能力低下	現状の保全（目視点検）を継続

(3) 耐震安全性評価の結果

耐震安全性評価について、3 (1) で抽出した機器・構築物に想定される全ての経年劣化事象に対し、これらの事象が顕在化した場合に構造・強度上の影響が有意なものを「耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象」として抽出し、評価を実施した。なお、コンクリート及び鉄骨構築物の経年劣化事象（熱、放射線照射、中性化、塩分浸透および機械振動）については、技術評価の結果、長期健全性評価上問題とならないため、耐震安全性に影響を与えるものではないことを確認した。以下に、「耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象」の評価結果を示す。

表 5 耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象の取り纏め表

No	機器・構築物	対象	経年劣化事象	評価結果
1	基礎ボルト	・機器付き基礎ボルト等	全面腐食	腐食を考慮しても耐震安全性を確保できるものと評価した。

4. まとめ

再処理施設のうち、使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設について、高経年化技術評価の結果、現状の保全内容を継続して行くことにより、今後 10 年間の使用に対して健全性が確保される見通しが得られた。このことから、新たに長期保全計画の策定が必要な機器・構築物はなかった。

今回実施した 20 年目の高経年化技術評価は、これまでの経験等に基づくものであり、今後も運転経験の蓄積、知見の拡充に努め、現状の保全活動を充実するため、経年劣化事象の進展や兆候を把握し、計画的に適宜見直し、評価を行いつつ継続的に進めて行く。

なお、本評価にあたっては、発電炉と同様の評価手法を採用し、高経年化技術評価を行っている。

以上

再処理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価結果

表1. 機械設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価の
取り纏め表

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
1	ターボポンプ	主軸、羽根車リング~ケーシングリング間、羽根車~ケーシングリング間	摩耗	現状の保全(目視点検、寸法測定)を継続
		軸接手、羽根車、軸受箱、ケーシング、取り付けボルト、ベース、基礎ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		主軸	疲労割れ	現状の保全(目視点検、浸透探傷試験)を継続
2	U字管式熱交換器	伝熱管	摩耗	現状の保全(渦流探傷試験、漏えい確認)を継続
		管板、胴、フランジボルト、支持脚	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		伝熱管	疲労割れ	現状の保全(渦流探傷試験、漏えい確認)を継続
		伝熱管	異物付着	現状の保全(清掃)を継続
3	槽類	取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		槽本体、鏡板、胴、屋根、マンホール蓋、支持脚	応力腐食割れ	現状の保全(目視点検)を継続
		燃料貯蔵プール、ライニング槽	応力腐食割れ	燃料プールは常時水張および温度変化が少ないことから、ドライアンドウェット現象が発生し難い
4	ステンレス鋼配管系	フランジボルト・ナット、レストレイント	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		配管本体、レストレイント	疲労割れ	現状の保全(目視点検)を継続
		配管本体	応力腐食割れ	現状の保全(目視点検)を継続
5	炭素鋼配管系	配管本体、フランジボルト・ナット、レストレイント	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		配管本体、レストレイント	疲労割れ	現状の保全(目視点検)を継続
6	仕切弁	弁体、弁座シート面	摩耗	現状の保全(目視点検)を継続
		弁箱、弁ふた、弁体、弁座、ジョイントボルト・ナット、ヨーク	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		弁棒	疲労割れ	リミットスイッチによる過負荷防止により、弁棒およびバックシートに過負荷がかからないよう取り扱っていることから発生し難い
7	玉形弁	弁箱、弁ふた、弁体、弁座、ジョイントボルト・ナット、ヨーク	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		弁棒	疲労割れ	リミットスイッチによる過負荷防止により、弁棒およびバックシートに過負荷がかからないよう取り扱っていることから発生し難い
8	逆止弁	弁体、アーム、弁棒	摩耗	現状の保全(目視点検)を継続
		弁箱、弁ふた、弁体、弁座、ジョイントボルト・ナット、アーム	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
9	バタフライ弁	弁棒、ピン	摩耗	現状の保全(目視点検)を継続
		弁箱、弁体、ジョイントボルト・ナット、ヨーク	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
10	安全弁	弁箱、弁ふた、ジョイントボルト・ナット	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		スプリング	へたり	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
11	電動弁用駆動部	主軸、ステムナット、ギア	摩耗	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続
		固定子コア、回転子コア、取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続
		回転子棒、回転子エンドリング、主軸	疲労割れ	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続
		トルクスイッチ、リミットスイッチ	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続
12	空気作動弁用駆動部	トルクスプリングバック	へたり	現状の保全(動作確認)を継続
		シリンダ、ピストン、ポジション	摩耗	現状の保全(目視点検)を継続
		シリンダ、スプリングケース、シリンダボルト・ナット、取付ボルト・ナット、ピストン、銅管、継手	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		減圧弁	劣化	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続
13	燃焼度計測装置	スプリング	へたり	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続
		挿入ガイド、上部センタリング機構のガイド、下部センタリング機構のガイド、着座台昇降機構のガイド、減速機の歯車、昇降機構用動力伝達シャフト、中性子検出器移動機構のストップ、着座台昇降機構の歯車	摩耗	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続
		減速機のケーシング、トルクリミッタ、Ge検出器架台の遮蔽体、Ge検出器架台のアプゾーバ駆動機構、検出器移動機構、遮蔽体架台、筐体、取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
14	非常用ディーゼル機関	配管、弁	疲労割れ	現状の保全(目視点検)を継続
		補助継電器、タイマ	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続
		前置増幅器、信号変換処理部、電源装置、ACサーボアンプ	特性変化	現状の保全(特性試験)を継続
		燃料噴射ポンプケーシング、燃料噴射ポンプデフレクタ、ピストン(頂部)、排気弁、過給機ケーシング(排気側)、過給機ノズル、シリンダヘッド(燃焼側)、シリンダライナ(燃焼側)、排気管(内側)、過給機ケーシング(冷却水側)、シリンダヘッド(冷却水側)、シリンダライナ(冷却水側)、はずみ車、カップリングボルト、シリンダヘッドボルト、吸気管(外側)、排気管(外側)、クランクケース、吸・排気管用サポート、取付ボルト、ベース、空気冷却器水室、空気冷却器伝熱管	腐食	現状の保全(目視点検)を継続

再処理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価結果

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
14	非常用ディーゼル機関	埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		燃料弁本体、ピストン、吸気弁、排気弁、シリンダヘッド、シリンダライナ、クランクケース、ピストンピン、クランク軸、連接棒、クランクピンボルト、カップリングボルト、燃料弁スプリング、吸・排気弁スプリング、過給機ロータ、シリンダヘッドボルト、ピストン、シリンダヘッド、シリンダライナ、伸縮継手	疲労割れ	現状の保全(目視点検)を継続
		燃料弁スプリング、吸・排気弁スプリング、シリンダ室安全弁のスプリング、クランク室安全弁のスプリング	へたり	現状の保全(目視点検)を継続
		過給機ケーシング、過給機ノズル、過給機ロータ、排気管、伸縮継手	クリープ	現状の保全(目視点検)を継続
		ピストン、シリンダヘッド、シリンダライナ	カーボンの堆積	現状の保全(目視点検)を継続
		調速装置・制御装置	性能低下	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続
15	(付属設備)	機付潤滑油ポンプの主軸、潤滑油補給ポンプの主軸、潤滑油冷却器の伝熱管、発電機軸受潤滑油冷却器の伝熱管、燃料移送ポンプの主軸、機付清水ポンプの主軸、機付清水ポンプの羽根車ケーシング間、清水冷却器の伝熱管	摩耗	現状の保全(目視点検、寸法測定)を継続
		空気だめ、空気だめ安全弁、弁、取付ボルト、支持脚、機付潤滑油ポンプ、潤滑油補給ポンプ、潤滑油冷却器(胴側)、発電機軸受潤滑油冷却器(胴側)、潤滑油タンク、機付潤滑油フィルタ、潤滑油温度調整弁、潤滑油調圧弁、配管、取付ボルト、支持脚、潤滑油冷却器の伝熱管及び水室、発電機軸受潤滑油冷却器の伝熱管及び水室、燃料移送ポンプ、燃料油フィルタ、燃料デイトタンク、重油タンク、重油タンク出口弁、機付清水ポンプ、清水タンク、清水温度調整弁、清水冷却器(胴側)、清水冷却器の伝熱管及び水室、レストレイント、ラグ、ベース	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
15	(付属設備)	弁の弁棒、配管、潤滑油冷却器の伝熱管、発電機軸受潤滑油冷却器の伝熱管、機付潤滑油ポンプの主軸、潤滑油補給ポンプの主軸、燃料移送ポンプの主軸、機付清水ポンプの主軸、清水タンク補給水弁、清水冷却器の伝熱管	疲労割れ	現状の保全(目視点検)を継続
		空気だめ安全弁のスプリング	へたり	現状の保全(目視点検)を継続
16	クレーン	フック、ワイヤロープ、ワイヤドラム、シーブ、減速機ギヤ、減速機軸受、プレーキドラム、ディスク、プレーキライニング、レール、車輪	摩耗	現状の保全(目視点検、寸法測定、浸透探傷試験)を継続
		フック、シーブ、プレーキドラム、ディスク、レール、車輪、ワイヤドラム、減速機ギヤ、減速機軸受、トロリ、サドル、ガーダ、浮き上がり防止ラグ、減速機ケーシング、軸継手、筐体、筐体取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		トロリ、サドル、ガーダ、レール	疲労割れ	現状の保全(目視点検)を継続
		補助継電器、押釦スイッチ、リミットスイッチ、タイマー	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続
		サイリスタ整流器、電源装置、信号変換処理部	特性変化	現状の保全(動作確認)を継続
		フック	き裂	現状の保全(目視点検、寸法測定、浸透探傷試験)を継続
		ワイヤロープ	素線切れ	現状の保全(目視点検、寸法測定)を継続
		配線用遮断器	固渋	現状の保全(動作確認)を継続
		スプリング	へたり	現状の保全(動作確認)を継続
		17	冷却塔	ファン主軸、減速機ギヤ
17		伝熱管、ハブ、ファン主軸、ファン軸継手、減速機ケーシング、ヘッダー、チューブサポート、減速機ギヤ、プレナム、本体骨組、機器取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		ファン主軸	疲労割れ	現状の保全(目視点検)を継続
		ファンリング、ブレード	劣化	現状の保全(目視点検)を継続
18	基礎ボルト	機器付基礎ボルト、後打ちメカニカルアンカ、後打ちケミカルアンカ	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		樹脂	劣化	高温環境下及び高紫外線環境下でないことや、放射線及び水分付着の試験結果等により接着力低下の可能性は小さい。
		機器付基礎ボルト、後打ちメカニカルアンカ	付着力低下	コンクリートの中性化による腐食助長がないことや、振動が問題となる様な箇所には使用していないことから接着力低下の可能性は小さい
19	海洋放出管	配管、フランジ、手動弁、逆止弁、空気作動弁、ボルト・ナット、保護管、保護管サポート、ビット内サポート、放出口、支持架台	腐食	現状の保全(目視点検、耐圧漏洩試験)を継続
		配管、フランジ、手動弁、逆止弁、空気作動弁	応力腐食割れ	現状の保全(目視点検、耐圧漏洩試験)を継続
		固定支持サポート、配管・フランジ・支持架台(海域部)のライニング及び防食塗装	劣化	現状の保全(目視点検)を継続
		配管、フランジ、放出口	異物付着	現状の保全(目視点検)を継続
		ボルト・ナット	緩み	現状の保全(目視点検)を継続

再処理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価結果

表2. 電気・計装設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価の取り纏め表

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
1	高圧電動機	主軸	摩耗	現状の保全(目視点検、寸法測定)を継続
		固定子コア、回転子コア、フレーム、エンドブラケット、端子箱、空気冷却器、取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		回転子棒、回転子エンドリング、主軸	疲労割れ	現状の保全(目視点検、動作試験、浸透探傷試験)を継続
2	低圧電動機	主軸	摩耗	現状の保全(目視点検、寸法測定)を継続
		固定子コア、回転子コア、フレーム、エンドブラケット、端子箱、ファンカバー、ファン、取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		回転子棒、回転子エンドリング、主軸	疲労割れ	現状の保全(目視点検、動作試験、浸透探傷試験)を継続
3	高圧ケーブル	シース	劣化	現状の保全(絶縁抵抗測定)を継続
4	低圧ケーブル	シース	劣化	低圧ケーブルのシースは外的な力から保護するためのものであり、ケーブルに要求される絶縁機能の要求は小さい
5	ケーブルトレイ・電線管	ケーブルトレイ、サポート、ベースプレート、電線管の外表面、ユニバーチャンネル、パイプクランプ	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物、電線管のコンクリート埋設部外表面	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		電線管の内面	腐食	溶融亜鉛メッキ処理または防水処理していることから発生し難い
6	ケーブル接続部	端子箱、端子板、接続端子、端子台ビス	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		オスコンタクト、メスコンタクト、レセプタクルシェル、シーリングワッシャ、プラグシェル	腐食	現状の保全(動作確認)を継続
		絶縁ビニルテープ	腐食	現状の保全(絶縁抵抗測定)を継続
7	計測装置	サポート、計器架台、取付ボルト、ベースプレート	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	実機コンクリートにおけるサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		補助継電器	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続
		圧力スイッチ、差圧伝送器、信号変換処理部	特性変化	現状の保全(特性試験)を継続
8	制御盤	筐体、取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		操作スイッチ、ツマミスイッチ	導通不良	現状の保全(機能確認試験)を継続
		故障表示器	特性変化	現状の保全(動作確認)を継続
		配線用遮断器	固洪	現状の保全(動作確認)を継続

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
9	高圧閉鎖配電盤	遮断器断路部	摩耗	現状の保全(目視点検)を継続
		主回路導体、筐体、取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		補助継電器、タイマー、電磁接触器、押釦スイッチ	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続
		保護継電器(機械式)、保護継電器(静止形)	特性変化	現状の保全(特性試験、絶縁抵抗測定)を継続
		投入ばね、開路ばね	へたり	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続
		操作機構	固着	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続
		配線用遮断器	固洪	現状の保全(動作確認)を継続
		真空バルブ	真空度低下	現状の保全(真空度確認)を継続
		10	動力用変圧器	鉄心、鉄心締付ボルト、接続導体、ベース、取付ボルト、三角ステー、締金具
11	低圧閉鎖配電盤	接触子、遮断器断路部	摩耗	現状の保全(目視点検、寸法測定)を継続
		主回路導体、筐体、取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		補助継電器、タイマー、操作スイッチ	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続
		過電流引外し装置(静止形)、保護継電器(機械式)	特性変化	現状の保全(特性試験、絶縁抵抗測定)を継続
		開路ばね	へたり	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続
		消弧室	汚損	現状の保全(目視点検)を継続
操作機構	固着	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続		
配線用遮断器	固洪	現状の保全(動作確認)を継続		
12	閉鎖母線	母線導体、フレキシブル導体、外被、支持架台、取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		フレキシブルブーツ、絶縁カバー	劣化	現状の保全(目視点検)を継続
13	コントロールセンタ	断路部	摩耗	現状の保全(目視点検)を継続
		主回路導体、筐体、取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		サーマルリレー、電磁接触器、補助継電器	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続
タイマー	特性変化	現状の保全(動作確認)を継続		
配線用遮断器	固洪	現状の保全(動作確認)を継続		

再処理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価結果

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
14	ディーゼル発電設備	主軸、コレクタリング、ブラシ、軸受	摩耗	現状の保全（目視点検、寸法測定）を継続
		固定子コア、回転子コア、フレーム、端子箱、コイルエンドカバー、軸受台、取付ボルト（発電機及び制御盤）、筐体	腐食	現状の保全（目視点検）を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果（中性化していない）から発生し難い
		主軸、回転子コア	疲労割れ	現状の保全（目視点検）を継続
		ロックアウト継電器、電磁接触器、操作スイッチ及び押釦スイッチ	導通不良	現状の保全（動作確認）を継続
		信号変換処理部、自動電圧調整器、速度変換器、シリコン整流器、保護継電器（機械式）、保護継電器（静止形）	特性変化	現状の保全（特性試験、絶縁抵抗測定）を継続
		配線用遮断器	固渋	現状の保全（動作確認）を継続
		軸受	はく離	現状の保全（目視点検、浸透探傷試験）を継続
15	無停電電源装置	筐体、取付ボルト	腐食	現状の保全（目視点検）を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果（中性化していない）から発生し難い
		電磁接触器、操作スイッチ	導通不良	現状の保全（動作確認）を継続
		電源装置、信号変換処理部、保護継電器（機械式）、保護継電器（静止形）、サイリスタスイッチ	特性変化	現状の保全（目視点検、特性試験）を継続
		配線用遮断器	固渋	現状の保全（動作確認）を継続
		シリコン整流回路、インバータ	漏れ電流の変化	現状の保全（漏れ電流の測定）を継続
16	直流電源設備	極板、架台、筐体、取付ボルト	腐食	現状の保全（目視点検）を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果（中性化していない）から発生し難い
		電磁接触器、タイマー、補助継電器、操作スイッチ	導通不良	現状の保全（動作確認）を継続
		サイリスタ整流器回路、シリコン素子、保護継電器（静止形）、信号変換処理部、直流フィルタコンデンサ	特性変化	現状の保全（特性試験、絶縁抵抗測定）を継続
		配線用遮断器	固渋	現状の保全（動作確認）を継続
		電槽	割れ・変形	現状の保全（目視点検）を継続
17	計測用分電盤	主回路導体、筐体、取付ボルト	腐食	現状の保全（目視点検）を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果（中性化していない）から発生し難い
		補助継電器	導通不良	現状の保全（目視点検、動作確認）を継続
		配線用遮断器	固渋	現状の保全（動作確認）を継続

表3. コンクリート及び鉄骨構築物における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価の取り纏め表

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
1	コンクリートおよび鉄骨構築物	コンクリート	アルカリ骨材反応	反応性試験結果により無害である
		コンクリート	凍結融解	現状の保全（目視点検）を継続
		鉄骨	腐食	現状の保全（目視点検）を継続

廃棄物管理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について(概要版)

1. はじめに

廃棄物管理施設は、ガラス固化体受入れ建屋、ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋 B 棟から構成される。この内、ガラス固化体受入れ建屋とガラス固化体貯蔵建屋は、1995 年 4 月 26 日に事業を開始し、2015 年 4 月 26 日に事業開始後 20 年を迎えることから、2013 年 12 月に改正施行された「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」及び同日に施行された「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド(原子力規制委員会決定)」に基づき、高経年化技術評価を実施した。

本件の実施にあたっては、長期間使用している廃棄物管理施設に対して、機器・構築物の機能や性能の経年劣化を施設定期自主検査等や事業開始後 20 年が経過する前に実施する高経年化技術評価にて把握し、現状の保全内容の妥当性を確認することに加え、新たな保全策を検討するなど、機器・構築物の機能や性能を維持するため、適切な管理を実施することとしている。

2. 高経年化技術評価の概要

(1) 評価対象とした機器・構築物

高経年化技術評価の対象とした機器・構築物の範囲を以下に示す。

- ① 安全上重要な施設
- ② 保安規定に定める施設定期自主検査を行う設備の性能に係わる機器
- ③ 上記の①、②を内蔵する構築物

※上記のうち、消耗品、定期取替品及び事後保全機器は除く

(2) 評価期間

- ①評価実施期限 : 2015 年 4 月 25 日
- ②評価対象期間 : 1995 年 4 月 26 日(事業開始日)～2014 年 3 月 31 日

(3) 評価手順

高経年化技術評価は、廃棄物管理施設の機器・構築物(配管、弁、モータ、ケーブル及び構築物等、約 2000 に及ぶ機器・構築物)について、今後 10 年間の使用に対する健全性を確認するため、想定される経年劣化事象に対する現状の保全内容の妥当性、耐震及び津波の影響等について評価する。

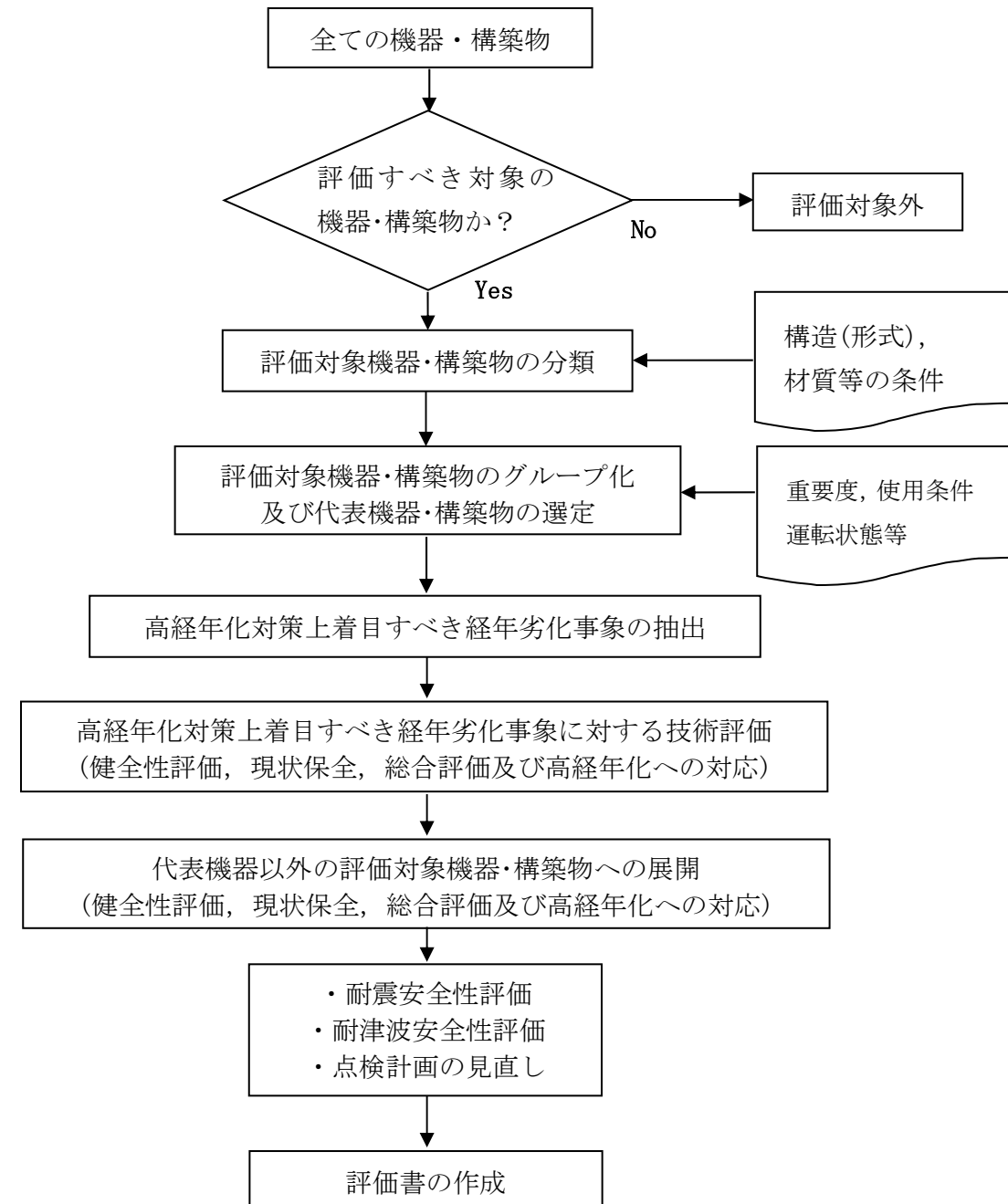


図 1 高経年化技術評価の流れ

廃棄物管理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について(概要版)

3. 高経年化技術評価結果について

(1) 各機器・構築物における経年劣化事象に対する技術評価の結果

評価対象とした機器・構築物について、先行プラントの最新知見等を基に想定される経年劣化事象に対し技術評価を行った。以下にその結果を示す。

表1 機械設備における経年劣化事象に対する技術評価結果

		減肉		割れ		絶縁	導通	信号	材質変化	その他の経年劣化事象
		摩耗	腐食	疲労割れ	応力腐食割れ	絶縁特性低下	導通不良	特性変化	劣化	
収納管・通風管	収納管・通風管		△		△				△	・高温クリープ(△)
しゃへい設備	しゃへい容器	△	△	△		○	△	○	△	・へたり(△) ・固洪(△)
	しゃへい壁	コンクリート及び鉄骨構造物 参照								
機械設備	クレーン	△	△	△		○	△	○		・き裂(△) ・素線切れ(△) ・へたり(△) ・固洪(△)
	搬送台車	△	△	△		○	△	○		・へたり(△) ・固洪(△)
	基礎ボルト		○△						○	・付着力低下(△)
換気設備	排風機	△	△	△						
	フィルタユニット		△							
	ダクト		△						△	
	ダンパ及び弁	△	△							・固着(△) ・へたり(△)
収納管排気設備	排風機	△	△	△						
	フィルタユニット	該当なし								
	ユニット(サンプリング装置)	該当なし								
	配管		△							
	弁	△	△							・へたり(△)

表2 電気・計装設備における経年劣化事象に対する技術評価結果

		減肉		割れ		絶縁	導通	信号	材質変化	その他の経年劣化事象
		摩耗	腐食	疲労割れ	応力腐食割れ	絶縁特性低下	導通不良	特性変化	劣化	
計測制御設備	計測装置		△		△	○	△	○		
	操作制御盤		△				△			
ファンモータ	低圧ファンモータ	△	△	△		○				
ケーブル	高圧ケーブル					○			△	
	低圧ケーブル					○			△	
	同軸ケーブル					○			△	
	光ファイバケーブル					○			△	
	ケーブルトレイ、電線管		○△							
	ケーブル接続部		△			○				

表3 コンクリート及び鉄骨構造物における経年劣化事象に対する技術評価結果

	コンクリート構造物							鉄骨構造物		
	強度低下							しゃへい能力低下	強度低下	
	熱	放射線照射	中性化	塩分浸透	アルカリ骨材反応	凍結融解	機械振動	熱	腐食	風等の疲労
コンクリート及び鉄骨構造物	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△

凡例(共通)
 ○ :高経年化対策上着目すべき経年劣化事象※1
 △ :高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象※2
 空白 :部位がない、または使用環境や材料等により経年劣化が生じないことが明らかなもの

※1 原子力発電所の高経年化技術評価書(東京電力株式会社 福島第二原子力発電所 3号炉・平成26年6月など)を参考にして選定

※2 「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象」は、以下の考え方に基づく。

- ・想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考え難い経年劣化事象であって、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているもの
- ・現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により、今後も経年劣化の進展が考えられない、または進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象

廃棄物管理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))の評価結果について(概要版)

(2) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に対する技術評価の結果

「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象」については、その経年劣化事象の発生・進展をこれまでの点検結果等から妥当性を評価した。以下に「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象」に対する評価結果を示す。

参考として、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価結果は、別添 1 に示す。

表 4 高経年化技術評価結果の取り纏め表 (1/2)

No	機器・構築物	対象	経年劣化事象	評価(耐震含む)
1	しゃへい容器	・シャックの電磁コイル ・制御系の変圧器 ・制御系のモータ	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定又は動作確認)を継続
		・信号変換処理部 ・電源装置	特性変化	現状の保全(動作確認)を継続
2	クレーン	・ブレイクの電磁コイル ・制御系の変圧器 ・制御系の二次抵抗器 ・制御系のモータ	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定又は動作確認)を継続
		・制御系のロトセル ・信号変換処理部 ・電源装置 ・サイスタ整流器	特性変化	現状の保全(ループ校正試験又は動作確認)を継続
3	搬送台車	・ブレイクの電磁コイル ・制御系の変圧器 ・制御系のモータ	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定)を継続
		・信号変換処理部 ・電源装置	特性変化	現状の保全(動作確認)を継続
4	基礎ボルト	・後打ちメカカルアンカ ・後打ちケミカルアンカ	全面腐食	外部は現状の保全(目視点検)を継続し、内部(コンクリート直上部)は、ボルトの減肉を考慮した耐震評価を実施
		・後打ちケミカルアンカの樹脂部	樹脂の劣化	現状の保全(目視点検)を継続
5	計測制御設備	・温度検出器 ・流量検出器 ・サンプルポンプモータ	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定)を継続
		・差圧発信機 ・放射線検出器 ・信号変換処理部 ・電源装置	特性変化	現状の保全(特性試験)を継続
6	ファンモータ	・コイル・接続部品	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定)を継続
7	ケーブル	・絶縁体 ・端子台接続(絶縁物) ・同軸コネクタ(絶縁物)	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定又は動作確認)を継続
		・ケーブルレイ・支持部品	全面腐食	現状の保全(目視点検)を継続

表 4 高経年化技術評価結果の取り纏め表 (2/2)

No	機器・構築物	対象	経年劣化事象	評価(耐震含む)
8	コンクリート及び鉄骨構築物	・コンクリート	強度低下	現状の保全(目視点検)を継続 *)実測値での定量的評価実施
			しゃへい能力低下	現状の保全(放射線量の監視)を継続
		・鉄骨	強度低下	現状の保全(目視点検)を継続

(3) 耐震安全性評価, 耐津波安全性評価の結果

耐震安全性評価について、3(1)で抽出した機器・構築物に想定される全ての経年劣化事象に対し、これらの事象が顕在化した場合に構造・強度上の影響が有意なものを「耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象」として抽出した。以下に評価結果を示す。なお、コンクリート及び鉄骨構築物の経年劣化事象(熱、放射線照射、中性化、塩分浸透、機械振動および腐食)については、技術評価の結果、長期健全性評価上問題とならないため、耐震安全性に影響を与えるものではないことを確認した。

表 5 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の取り纏め表

No	機器・構築物	対象	経年劣化事象	評価結果
1	基礎ボルト	・機器付き基礎ボルト等	全面腐食	腐食を考慮しても耐震安全性を確保できるものと評価した。

なお、津波については、敷地の造成高さおよび海岸からの距離といった立地条件を踏まえると、廃棄物管理施設に影響が及ぶことはないと考えられることから、耐津波安全性評価上の問題はない。

6. まとめ

高経年化技術評価を実施した結果、廃棄物管理施設を構成する機器・構築物に対して、発生している又は発生する可能性のある経年劣化事象を「着目すべき経年劣化事象」として抽出し、その経年劣化事象の発生・進展について、これまでの点検結果等から評価した。その結果、現状の保全内容を継続して行くことにより、今後 10 年間の使用に対して健全性が確保される見通しが得られた。

今回実施した高経年化技術評価は、これまでの経験等に基づくものであり、今後も運転経験の蓄積、知見の拡充に努め、現状の保全活動を充実するため、経年変化事象の進展や兆候を把握し、計画的に適宜見直し、評価を行いつつ継続的に進めて行く。

なお、本評価にあたっては、発電炉と同様の評価手法を採用し、高経年化技術評価を行っている。

以上

廃棄物管理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価結果

表1. 機械設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価の

取り纏め表

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果		
1	収納管・通風管	収納管	腐食	現状の保全(目視点検)を継続		
		通風管	腐食	冷却空気接触部はアルミニウム溶射、冷却空気接触部以外は乾燥状態にあることから発生し難い		
		収納管、通風管	応力腐食割れ(照射誘起型応力腐食割れ)	中性子照射による照射量が十分に小さいことから発生し難い		
		通風管	応力腐食割れ(貫粒型応力腐食割れ)	材料がステンレス鋼であり、発生応力が十分に小さいことから発生し難い		
		収納管、通風管	劣化(中性子照射による靱性低下)	中性子照射による照射量が十分に小さいことから発生し難い		
		収納管(Oリング)	劣化	熱、放射線及び水分の影響をほとんど受けないことから発生し難い		
2	しゃへい容器	ブレーキディスク、ギヤ、ボールネジ、ボールネジナット、スクリュージャッキ昇降軸、モータの主軸	摩耗	現状の保全(目視点検、寸法測定)を継続		
		しゃへい本体(鉄部)、下部しゃへい体(鉄部)、しゃへいシャッタ	腐食	ステンレス鋼のライニング又は防食塗装であるため発生し難い		
		支持フレーム、しゃへい容器取付ボルト、シアプレート、減速機ケーシング、スクリュージャッキケーシング、軸継手、ボールネジ、ボールネジナット、減速機ギヤ、ブレーキディスク、スクリュージャッキ昇降軸、スクリュージャッキギヤ、筐体、筐体取付ボルト、モータのフレーム・エンドブラケット・端子箱・回転子コア・固定子コア・取付ボルト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続		
		支持フレーム、シアプレート、モータの主軸、回転子棒、回転子エンドリング	疲労割れ	現状の保全(目視点検、寸法測定、動作試験)を継続		
		操作スイッチ、押釦スイッチ、リミットスイッチ、電磁接触器、補助継電器	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続		
		しゃへい本体(ポリエチレン部)及び下部しゃへい体(ポリエチレン部)	劣化	ガンマ線に対ししゃへい体の設置、中性子線への耐放射線性に対し集積線量が十分に小さいことから発生し難い		
		しゃへい本体(鉄部)、下部しゃへい体(鉄部)、しゃへいシャッタ	劣化	中性子照射脆化のしきい値よりも集積線量が十分に小さいことから発生し難い		
		スプリング	へたり	現状の保全(動作確認)を継続		
		配線用遮断器	固渋	現状の保全(動作確認)を継続		
		3	クレーン	つり具スプライン軸、ガイドロッド、爪、爪リンク、ワイヤドラム、シーブ、旋回軸受、レール、車輪、ガイドローラ、ブレーキドラム、ブレーキディスク、プーリ、ギヤ、スクリュージャッキ昇降軸、モータの主軸、フック、ワイヤロープ	摩耗	現状の保全(目視点検、寸法測定、浸透探傷試験)を継続
				つり具スプライン軸、トロリ、サドル、ガード、脱輪防止ラグ、転倒防止ラグ、レール取付ボルト、減速機ケーシング、スクリュージャッキケーシング、軸継手、ブレーキドラム、ブレーキディスク、ワイヤドラム、シーブ、減速機ギヤ、スクリュージャッキギヤ、旋回軸受、レール、車輪、ガイドローラ、プーリ、スクリュージャッキ昇降軸、固定金物、筐体、筐体取付ボルト、モータの主軸・フレーム・エンドブラケット・端子箱・回転子コア・固定子コア・取付ボルト、フック、ワイヤロープ、ブレーキディスク	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
				つり具フレーム、トロリ、サドル、ガード、レール、モータの回転子棒、回転子エンドリング、モータの主軸、回転子棒	疲労割れ	現状の保全(目視点検、寸法測定、動作確認)を継続
モータの主軸	疲労割れ			現状の保全(目視点検、寸法測定等)を継続		

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果		
3	クレーン	操作スイッチ、押釦スイッチ、リミットスイッチ、電磁接触器、補助継電器	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続		
		つり具スプライン軸、ガイドロッド、爪、爪リンク、フック	き裂	現状の保全(目視点検、浸透探傷試験)を継続		
		ワイヤロープ	素線切れ	現状の保全(目視点検、寸法測定)を継続		
		スプリング	へたり	現状の保全(動作確認)を継続		
		配線用遮断器	固渋	現状の保全(動作確認)を継続		
		4	搬送台車	輸送容器トランオン固定治具、トランオン下部受金物、台車本体、輸送容器本体支持架構、輸送容器胴部一時支持装置、脱輪止め、レール取付ボルト、減速機ケーシング、パワーシリンダケーシング、軸継手、レール、車輪、ギヤ、パワーシリンダネジシャフト、モータの主軸	摩耗	現状の保全(目視点検、寸法測定等)を継続
ブレーキディスク、減速機ギヤ、パワーシリンダギヤ、レール、車輪、パワーシリンダネジシャフト、パワーシリンダロッド、固定金物、筐体、筐体取付ボルト、モータのフレーム・エンドブラケット・端子箱・回転子コア・固定子コア・取付ボルト	腐食			現状の保全(目視点検)を継続		
台車本体、輸送容器本体支持架構、レール、モータの主軸、回転子棒、回転子エンドリング	疲労割れ			現状の保全(目視点検、寸法測定等、動作試験)を継続		
操作スイッチ、押釦スイッチ、リミットスイッチ、電磁接触器、補助継電器	導通不良			現状の保全(動作確認)を継続		
スプリング	へたり			現状の保全(動作確認)を継続		
配線用遮断器	固渋			現状の保全(動作確認)を継続		
5	基礎ボルト			機器付基礎ボルト、後打ちメカニカルアンカ及び後打ちケミカルアンカ(直上部、コンクリート埋設部、塗装部)	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
				樹脂	劣化	高温及び高紫外線環境下でないことや、放射線及び水分付着の試験結果等により接着力低下の可能性は小さい
				機器付基礎ボルト、後打ちメカニカルアンカ	付着力低下	コンクリートの中性化による腐食助長はないことや、振動が問題となる様な箇所には使用していない等により接着力低下の可能性は小さい
6	排風機(換気設備)			主軸	摩耗	現状の保全(寸法測定)を継続
				主軸、軸継手、羽根車、ケーシング、ベース	腐食	現状の保全(目視点検、浸透探傷試験)を継続
		主軸、軸継手	疲労割れ	現状の保全(目視点検、浸透探傷試験)を継続		
7	フィルタユニット(換気設備)	ケーシング、支持鋼材	腐食	現状の保全(目視点検)を継続		
8	ダクト(換気設備)	ダクト本体、補強材、フランジ、ボルト・ナット、支持鋼材	腐食	現状の保全(目視点検)を継続		
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い		
		ガスケット、伸縮継手	劣化	現状の保全(目視点検)を継続		
9	ダンバ及び弁(換気設備)	弁棒、軸	摩耗	開閉速度が緩やかであることから発生し難い		
		ケーシング、羽根、軸、バランスウェイト、弁箱、弁体、ボルト・ナット、リンケージ、支持脚、取付ボルト、手動減速機、開閉器、作動部取付ボルト、ハンドル軸、空気作動部	腐食	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続		
		軸	固着	現状の保全(潤滑油の補充等)を継続		
		スプリング	へたり	現状の保全(動作確認)を継続		

廃棄物管理施設の定期的な評価(経年変化に関する技術的な評価(PLM))における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価結果

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
10	排風機(収納管排気設備)	主軸	摩耗	現状の保全(目視点検)を継続
		主軸、羽根車、ケーシング、ベース	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		主軸	疲労割れ	現状の保全(目視点検、浸透探傷検査)を継続
11	配管(収納管排気設備)	サポート	腐食	設計仕様(防食塗装)から発生し難い
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
12	弁(収納管排気設備)	弁体、弁座、アーム、弁棒	摩耗	開閉速度が緩やかおよび操作頻度(年数程度程度の操作)のため発生し難い
		弁体	摩耗	現状の保全(目視点検)を継続
		ヨーク	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		ケース、取付ボルト・ナット	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		スプリング	へたり	現状の保全(目視点検、動作確認)を継続

表2. 電気・計装設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価の取り纏め表

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
1	計測装置	計装配管サポート、計装ラック、計器架台、ポンプ架台、取付ボルト・ナット、水位検出器サポート、サンプルポンプモータのコア・フレーム・エンドブラケット、筐体、ベースプレート、計装配管、継手、計装弁	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		計装配管、継手、計装弁、流量検出器(熱式)	応力腐食割れ	現状の保全(目視点検)を継続
		流量検出部	応力腐食割れ	接触流体の温度は100℃未満であることから発生し難い
		水位検出器(電極式)	絶縁特性低下	現状の保全(絶縁抵抗測定)を継続
		流量検出器(フロート式)、ダストモニタ流量計	特性変化	現状の保全(特性試験)を継続
		補助継電器	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続
2	操作制御盤	筐体、取付ボルト・ナット	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		操作スイッチ、押釦スイッチ	導通不良	現状の保全(動作確認)を継続
3	低圧ファンモータ	主軸	摩耗	現状の保全(目視点検)を継続
		取付ボルト、フレーム、エンドブラケット、端子箱、ファンカバー、固定子コア、回転子コア、ファン	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		回転子棒、回転子エンドリング、主軸	疲労割れ	現状の保全(目視点検、動作試験)を継続
4	高圧ケーブル	シース	劣化	現状の保全(絶縁抵抗測定)を継続
5	低圧ケーブル	シース	劣化	低圧ケーブルのシースは外的な力から保護するためのものであり、ケーブルに要求される絶縁機能の要求は小さい
6	同軸ケーブル	シース	劣化	同軸ケーブルのシースは外的な力から保護するためのものであり、ケーブルに要求される絶縁機能の要求は小さい
7	光ファイバケーブル	コード外被、心線被覆	劣化	水素や水分を透過し難いシース構造であることや、屋外布設をしていない等により発生し難い
		シース	劣化	光ファイバケーブルのシースは外的な力から保護するためのものであり、ケーブルに要求される絶縁機能の要求は小さい

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
8	ケーブルトレイ、電線管	埋込金物	腐食	大気接触部の防食塗装、また、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)から発生し難い
		電線管	腐食	腐食しにくい材質であることや、実機コンクリートのサンプリング調査結果(中性化していない)により発生し難い
9	ケーブル接続部	端子箱、端子板、接続端子、端子台ビス、プラグシェル、オスコンタクト、圧着リング、レセプタクルシェル、メスコンタクト	腐食	現状の保全(目視点検)を継続
		絶縁テープ	絶縁特性低下	現状の保全(動作確認)を継続

表3. コンクリート及び鉄骨構造物における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する技術評価の取り纏め表

No.	機器・構築物	評価対象部位	高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象	評価結果
1	コンクリートおよび鉄骨構造物	コンクリート	アルカリ骨材反応	反応性試験結果により無害である
		コンクリート	凍結融解	現状の保全(目視点検)を継続
		鉄骨	風等の疲労	現状の保全(目視点検)を継続

加工施設（濃縮）の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価（PLM））の評価結果について（概要版）

1. はじめに

加工事業者には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 21 条の 2 第 1 項の規定により、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号）第 7 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき加工施設の経年変化に関する技術的な評価（以下「高経年化技術評価」という。）及び高経年化技術評価に基づく保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画（以下「長期保全計画」という。）の策定（以下、これらを併せて「高経年化対策」という。）が義務付けられており、平成 23 年 9 月 27 日で事業開始後 20 年を迎えることから、高経年化対策を実施した。

本資料は、六ヶ所ウラン濃縮工場における高経年化技術評価の結果と長期保全計画について、その概要をまとめたものである。

2. 高経年化技術評価の概要

(1) 評価手順

高経年化技術評価は、下図に基づき実施した。

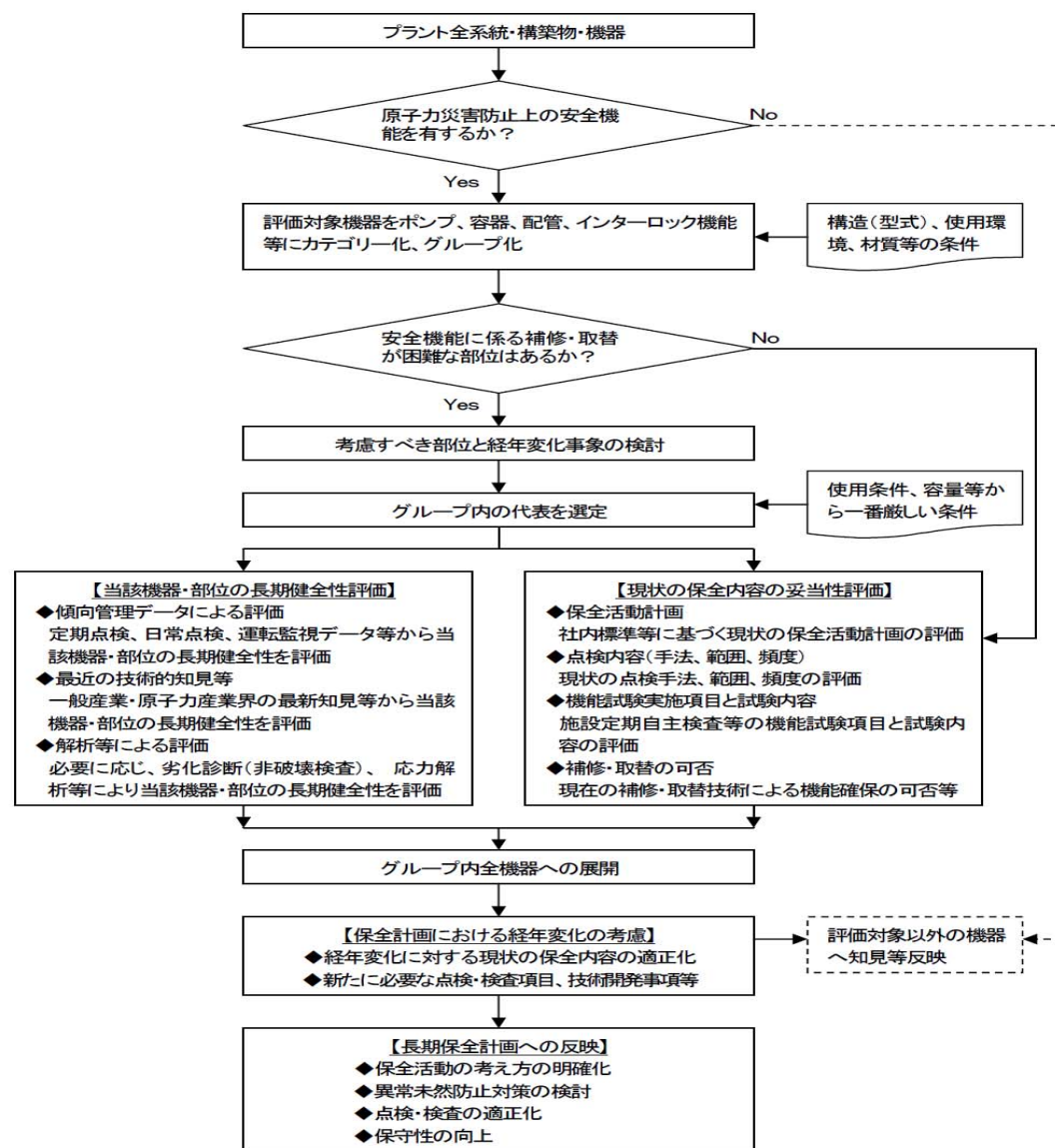


図 1 高経年化技術評価の流れ

(2) 評価期間

- ①評価実施期限 : 平成 23 年 9 月 26 日
- ②評価対象期間 : 平成 3 年 9 月 27 日（事業開始日）から 20 年間

(3) 評価対象とした機器・構築物

ウラン濃縮工場においては、一般公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設はなく、安全上重要な施設はないことから、以下のように長期健全性の評価対象機器を抽出した。

①安全機能を有する機器の抽出

ウラン濃縮工場の全系統、構築物、機器のうち、原子力災害防止上の安全機能を有する機器等として、許認可対象機器及びこれに付帯している構成部品等で安全性に係わるものを抽出し、当該機器等が有する安全機能を明確にした。また、経年劣化事象は、ポンプ等の動的機器と槽・塔類のような静的機器により形態が異なるため、以下の九つに分類分けを行い、安全機能に係わるもので経年劣化が考えられる評価対象部位・経年劣化事象を整理した。

[機器等の分類]

- 1. 建屋・構築物 2. ポンプ 3. 配管・弁 4. 槽・塔 5. インターロック
- 6. 空調設備 7. 電気設備 8. 機械設備 9. その他設備

②安全機能の重要度及び補修・取替性の明確化

ウラン濃縮工場に設置している設備・機器の全般に渡って技術評価を行うものとし、その重要度を相対的に整理するために、各機器の要する安全機能の重要度を 3 ランク（Ⅰ重度の影響、Ⅱ中程度の影響、Ⅲ軽度の影響）に分けて分類するとともに、各機器の設置場所、予備機の有無等を考慮し、工事にける生産運転への影響、工事安全性に対する考慮の大小により、補修・取替性を 3 ランク（A工場全体停止、B設備単位停止、C機器単位停止）に分けて分類した。

③長期健全性の評価対象機器

上記②の考え方にに基づき、全ての許認可対象機器及びこれに付帯している構成部品等で安全性に係わるものを抽出したうえで長期健全性の評価を行う機器をスクリーニングし、重要度が高い機器又は容易に補修・取替ができない機器を抽出した結果は、以下のとおりである。（長期健全性の評価を行う機器の抽出結果を別表に示す）

これ以外の機器については、現状保全の妥当性について評価を実施した。

[長期健全性の評価対象]

- a. 建屋
- b. コールドトラップ
- c. 中間製品容器及び高圧配管
- d. 廃品シリンダ

加工施設（濃縮）の定期的な評価（経年変化に関する技術的な評価（PLM））の評価結果について（概要版）

3. 高経年化技術評価の結果

(1) 長期健全性の評価対象機器の結果

長期健全性の評価対象機器について、評価した結果、いずれの機器についても、経年変化事象の発生・進展は極めて遅い等とし、今後も事象が大きく進展する要因はなく、必要に応じて補修等ができるので、今後10年の供用を想定しても安全機能は維持できると評価した。

代表機器	部位（評価点）	経年変化事象	評価結果
建屋	鉄筋コンクリート造の壁、柱、梁	コンクリート中性化、ひび割れ、鉄筋腐食	現状保全（日常巡視点検）を継続
	鉄骨造の柱、梁、ブレスの鉄骨	全面腐食	現状保全（日常巡視点検）を継続
コールドトラップ	胴本体	UF6 腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全（日常巡視点検）を継続
	フィンチューブ（伝熱管）	UF6 腐食 熱応力疲労	
中間製品容器及び 高圧配管	中間製品容器胴本体	UF6 腐食 熱応力疲労	現状保全（日常巡視点検、肉厚測定、耐圧気密試験）を継続
	高圧配管	UF6 腐食 熱応力疲労	
廃品シリンダ （他のシリンダを代表）	胴本体	内面 UF6 腐食 外面大気腐食	現状保全（日常巡視点検、施設定期自主検査）を継続
	バルブ	内面 UF6 腐食 外面大気腐食	
	プラグ	内面 UF6 腐食 外面大気腐食	

(2) 現状保全の妥当性評価

長期健全性の評価対象機器以外について、現状保全の内容を整理し、安全機能の維持を図るための現状保全策として、日常巡視・点検、定期点検等の保全策を予め策定し実施していることを確認し、これを継続することにより安全機能を維持することは可能と評価した。

(3) 耐震安全性評価の結果

耐震安全性を有する部位について、現状調査（コンクリートのひび割れ調査、基礎ボルトの腐食や緩みの状況等）の結果を踏まえて、次回の高経年化技術評価までの10年間の供用を想定して耐震安全性に与える影響の評価を行った。

その結果、経年変化事象の発生・進展は極めて遅く、今後も事象が大きく進展する要因はなく、必要に応じて補修等ができるので、今後10年間の耐震安全性は、維持でき

ると評価した。

4. まとめ

長期健全性に対する評価結果及び現状保全の妥当性の評価結果から、ウラン濃縮工場の設備・機器については、点検間隔等を定めて実施している現状の保全を継続することにより、その健全性を維持していくことが可能であり、今後、新型遠心機の更新に合わせて実施していく設備更新を確実に進めることによって設備・機器の機能を維持していくことが可能であることを確認した。このことから、新たに長期保全計画の策定が必要な機器・構築物はなかった。

以上

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

網掛けは、長期健全性の評価を行う機器を示す。

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
1	建屋 構造物	建屋	—	壁・天井 鉄筋	コンクリート中性化、ひび割れ 海塩粒子、凍害による鉄筋腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
2	ポンプ	カスケード設備	遠心分離機	外筒(ケーシング)	回転体の経年変化(応力腐食割れ等)による破損 ケーシングUF6腐食 大気腐食	設計仕様(ノーマンテナンス設計)再確認
3	配管・弁	カスケード設備	主要配管(弁を含む)	溶接部 フランジ 曲管部	UF6腐食 大気腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
4	インター ロック	カスケード設備	カスケード系内圧力異常高によるカスケード排気のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
5	インター ロック	カスケード設備	濃縮度管理インターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
6	電気設備	高周波電源設備	高周波インバータ	筐体 インバータ回路	—	現状保全(消耗品交換、絶縁抵抗測定)妥当性確認
7	インター ロック	高周波電源設備	出力周波数制限インターロック	監視用発振器 基準発振器 比較回路	構成部品の経年劣化	現状保全(消耗品交換、絶縁抵抗測定)妥当性確認
8	槽・塔	UF6処理設備	発生槽	筐体	腐食 シール等部品劣化	現状保全(消耗品交換)妥当性確認
9	インター ロック	UF6処理設備	発生槽原料シリンダ圧力異常高又は発生槽内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
10	槽・塔	UF6処理設備	製品回収槽	筐体	腐食 シール等部品劣化	現状保全(消耗品交換)妥当性確認
				冷却器	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
11	インター ロック	UF6処理設備	製品回収槽中間製品容器重量異常高による過充填防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
12	槽・塔	UF6処理設備	廃品回収槽	筐体	—	現状保全(消耗品交換)妥当性確認
13	インター ロック	UF6処理設備	廃品回収槽廃品シリンダ重量異常高による過充填防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
14	槽・塔	UF6処理設備	製品コールドトラップ	胴体	UF6腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				フィンチューブ	UF6腐食 熱応力疲労	現状保全(非破壊検査、日常巡視点検)妥当性確認
15	インター ロック	UF6処理設備	製品コールドトラップ圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
16	槽・塔	UF6処理設備	廃品コールドトラップ	胴体	UF6腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				フィンチューブ	UF6腐食 熱応力疲労	現状保全(非破壊検査、日常巡視点検)妥当性確認
17	インター ロック	UF6処理設備	廃品コールドトラップ圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
18	槽・塔	UF6処理設備	捕集排気系ケミカルトラップ(NaF)	胴体	UF6腐食	現状保全(交換時漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
				NaFカートリッジ	シート部損耗 UF6腐食	現状保全(外観点検、交換時漏えい検査)妥当性確認
19	槽・塔	UF6処理設備	捕集排気系ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)	胴体	—	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
20	ポンプ	UF6処理設備	捕集排気系ロータリポンプ[油回転式]	胴体	UF6腐食 駆動部損傷	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
21	インター ロック	UF6処理設備	外部電源喪失によるロータリポンプ停止時のロータリポンプ入口弁閉のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(運転停止時:弁作動確認、日常巡視点検)妥当性確認
22	ポンプ	UF6処理設備	廃品第2段コンプレッサ	胴体	UF6腐食 駆動部損傷	現状保全(分解点検)妥当性確認
23	インター ロック	UF6処理設備	廃品回収槽入口ヘッダ圧力異常高による廃品第2段コンプレッサ停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
24	槽・塔	UF6処理設備	一般パージ系コールドトラップ	胴体	UF6腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				フィンチューブ	UF6腐食 熱応力疲労	現状保全(非破壊検査、日常巡視点検)妥当性確認
25	インター ロック	UF6処理設備	一般パージ系コールドトラップ圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
26	槽・塔	UF6処理設備	一般パージ系ケミカルトラップ(NaF)	胴体	UF6 腐食	現状保全(交換時漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
				NaFカートリッジ	シート部損耗 UF6 腐食	現状保全(外観点検、交換時漏えい検査)妥当性確認
27	槽・塔	UF6処理設備	一般パージ系ケミカルトラップ(AI2O3)	胴体	—	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
28	ポンプ	UF6処理設備	一般パージ系プースタポンプ[ルーツブロウ式]	胴体	UF6 腐食	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
29	ポンプ	UF6処理設備	一般パージ系ロータリポンプ[油回転式]	胴体	UF6 腐食	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
30	インターロック	UF6処理設備	外部電源喪失によるロータリポンプ停止時のロータリポンプ入口弁閉のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(運転停止時:弁作動確認、日常巡視点検)妥当性確認
31	槽・塔	UF6処理設備	NaF処理槽	胴体	UF6 腐食 熱応力疲労	未使用につき劣化なし
32	インターロック	UF6処理設備	NaF処理槽温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	未使用につき劣化なし
33	ポンプ	UF6処理設備	NaF処理槽プースタポンプ[ルーツブロウ式]	胴体	UF6 腐食	未使用につき劣化なし
34	槽・塔	UF6処理設備	圧力調整槽	胴体	UF6 腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
35	槽・塔	UF6処理設備	カスケード排気系ケミカルトラップ(NaF)(CS系)	胴体	UF6 腐食	現状保全(交換時漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
				NaFカートリッジ	シート部損耗 UF6 腐食	現状保全(外観点検、交換時漏えい検査)妥当性確認
36	槽・塔	UF6処理設備	カスケード排気系ケミカルトラップ(AI2O3)(CS系)	胴体	—	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
37	ポンプ	UF6処理設備	カスケード排気系プースタポンプ(CS系)[ルーツブロウ式]	胴体	UF6 腐食	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
38	ポンプ	UF6処理設備	カスケード排気系ロータリポンプ(CS系)[油回転式]	胴体	UF6 腐食	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
39	インターロック	UF6処理設備	外部電源喪失によるロータリポンプ停止時のロータリポンプ入口弁閉のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(運転停止時:弁作動確認、日常巡視点検)妥当性確認
40	ポンプ	UF6処理設備	廃品第1段コンプレッサ	ケーシング	UF6 腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				回転体	UF6 腐食 応力腐食割れ	現状保全(回転胴交換)妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
41	槽・塔	UF6処理設備	カスケード排気系ケミカルトラップ(NaF)(CB系)	胴体	UF6 腐食	現状保全(交換時漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
				NaFカートリッジ	シート部損耗 UF6 腐食	現状保全(外観点検、交換時漏えい検査)妥当性確認
42	槽・塔	UF6処理設備	カスケード排気系ケミカルトラップ(AI2O3)(CB系)	胴体	—	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
43	ポンプ	UF6処理設備	カスケード排気系プースタポンプ(CB系)	胴体	UF6 腐食	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
44	ポンプ	UF6処理設備	カスケード排気系ロータリポンプ(CB系)	胴体	UF6 腐食	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
45	インターロック	UF6処理設備	外部電源喪失によるロータリポンプ停止時のロータリポンプ入口弁閉のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(運転停止時:弁作動確認、日常巡視点検)妥当性確認
46	配管・弁	UF6処理設備	主要配管(弁を含む)	溶接部 フランジ 曲管部	UF6 腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
47	インターロック	UF6処理設備	配管温度異常高による電気ヒータ加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
48	槽・塔	均質・フレンディング設備	均質槽	胴体 溶接部・シール部	溶接部・シール部等の劣化による気密性低下	現状保全(部品交換、気密試験)妥当性確認
				冷却器 加熱器	腐食	現状保全(外観・清掃)妥当性確認
49	インターロック	均質・フレンディング設備	工程用モニタHF濃度高によるUF6漏洩拡大防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
50	インターロック	均質・フレンディング設備	均質槽中間製品容器圧力異常高又は均質槽内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
51	インターロック	均質・フレンディング設備	UF6シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック	リレー、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
52	インターロック	均質・フレンディング設備	均質槽中間製品容器重量異常高による過充填防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
53	槽・塔	均質・フレンディング設備	製品シリンダ槽	胴体	腐食 シール等部品劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				冷却器 加熱器	腐食	現状保全(外観・清掃、日常巡視点検)妥当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
54	インターロック	均質・フレンディング設備	UF6シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック	リレー、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
55	インターロック	均質・フレンディング設備	製品シリンダ槽製品シリンダ圧力異常高又は製品シリンダ槽内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
56	インターロック	均質・フレンディング設備	製品シリンダ槽製品シリンダ重量異常高による過充填防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
57	槽・塔	均質・フレンディング設備	原料シリンダ槽	胴体	腐食 シール等部品劣化	現状保全(外観・清掃、日常巡視点検)妥当性確認
58	インターロック	均質・フレンディング設備	UF6シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック	リレー、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
59	インターロック	均質・フレンディング設備	原料シリンダ槽原料シリンダ圧力異常高又は原料シリンダ槽内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
60	槽・塔	均質・フレンディング設備	均質パージ系コールドトラップ	胴体	UF6腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				フィンチューブ	UF6腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
61	インターロック	均質・フレンディング設備	均質パージ系コールドトラップ圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
62	槽・塔	均質・フレンディング設備	均質パージ系ケミカルトラップ(NaF)	胴体	UF6腐食	現状保全(交換時漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
				NaFカートリッジ	シート部損耗 UF6腐食	現状保全(外観点検、交換時漏えい検査)妥当性確認
63	槽・塔	均質・フレンディング設備	均質パージ系ケミカルトラップ(AI2O3)	胴体	—	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
64	ポンプ	均質・フレンディング設備	均質パージ系ブースタポンプ[ルーツブロウ式]	胴体	UF6腐食	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
65	ポンプ	均質・フレンディング設備	均質パージ系ロータリポンプ[油回転式]	胴体	UF6腐食	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
66	インターロック	均質・フレンディング設備	外部電源喪失によるロータリポンプ停止時のロータリポンプ入口弁閉のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の劣化	現状保全(運転停止時:弁作動確認、日常巡視点検)妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	想定される劣化事象	高経年化対応調査・評価
67	機械設備	均質・フレンディング設備	サンプル小分け装置	接液部(分岐管等)	UF6腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				筐体 局所排風機・ダクト (廃棄設備に記載)	—	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
68	インターロック	均質・フレンディング設備	サンプルシリンダ圧力異常高又は加熱箱内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
69	槽・塔	均質・フレンディング設備	減圧槽	胴体	—	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
70	容器	均質・フレンディング設備	中間製品容器	胴体 溶接部 バルブ	UF6腐食 熱応力疲労	現状保全(耐圧、肉厚、外観)妥当性確認
71	監視機器	均質・フレンディング設備	工程用モニタ	サンプリング部	—	現状保全(外観目視)妥当性確認
				検出器、リレー、制御電源、盤内配線等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
72	配管・弁	均質・フレンディング設備	主要配管(弁を含む)	均質槽配管カバー内配管	UF6腐食	現状保全(気密/肉厚、日常巡視点検)妥当性確認
				その他(溶接部、フランジ、曲管部)	UF6腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
73	インターロック	均質・フレンディング設備	配管温度異常高による電気ヒータ加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
74	機械設備	貯蔵設備	原料充填シリンダ置台	置台	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
75	機械設備	貯蔵設備	製品充填シリンダ置台	置台	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
76	機械設備	貯蔵設備	付着ウラン回収容器置台	置台	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
77	機械設備	貯蔵設備	廃品充填シリンダ置台	置台	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
78	機械設備	貯蔵設備	中間製品容器置台	置台	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
79	容器	貯蔵設備	原料シリンダ	胴体 バルブ/プラグ	UF6腐食 大気腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
80	容器	貯蔵設備	廃品シリンダ	胴体 バルブ/プラグ	UF6 腐食 大気腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
81	容器	貯蔵設備	製品シリンダ	胴体 バルブ/プラグ	UF6 腐食 大気腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
82	機械設備	搬送設備	天井走行クレーン	ガーター レール ワイヤーロープ等	腐食 亀裂・変形(繰返し荷重) 磨耗	現状保全(外観点検、各部動作、荷重試験、外観/動作確認)妥当性確認
83	インターロック	搬送設備	吊上げ高さ制限インターロック	制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、リミットスイッチ等	構成部品の劣化	現状保全(作動検査)妥当性確認
84	インターロック	搬送設備	停電時保持インターロック	制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、リミットスイッチ等	構成部品の劣化	現状保全(作動検査)妥当性確認
85	機械設備	搬送設備	シリンダ搬送台車	車軸 レール等	磨耗 腐食	現状保全(部品交換、絶縁抵抗測定、外観/動作確認、日常巡視点検)妥当性確認
86	機械設備	搬送設備	シリンダ搬送台車	車軸 レール等	磨耗 腐食	現状保全(部品交換、絶縁抵抗測定、外観/動作確認、日常巡視点検)妥当性確認
87	空調設備	気体廃棄設備	排気フィルタユニット	筐体	腐食	現状保全(差圧確認、日常巡視点検)妥当性確認
				フィルタ	腐食(HF) 目詰まり	現状保全(フィルタ交換、日常巡視点検)妥当性確認
				差圧計	経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
88	空調設備	気体廃棄設備	排風機	筐体 羽根車、主軸、モータ等	ケーシング等腐食 駆動部磨耗、モータ絶縁劣化	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
				差圧計	経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
89	空調設備	気体廃棄設備	負圧維持インターロック(予備機起動)	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、等	構成部品の経年劣化	現状保全(作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
90	空調設備	気体廃棄設備	負圧維持インターロック(運転・停止制限)	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、等	構成部品の経年劣化	現状保全(作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
91	空調設備	気体廃棄設備	主要排気ダクト	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
92	空調設備	気体廃棄設備	還気送風機	筐体 羽根車、主軸、モータ等	ケーシング等腐食 駆動部磨耗、モータ絶縁劣化	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
				差圧計	経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
93	空調設備	気体廃棄設備	主要還気ダクト	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
94	空調設備	気体廃棄設備	局所排気装置	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				HF吸着器	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
95	空調設備	気体廃棄設備	局所排気装置フィルタユニット	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				フィルタ	腐食(HF) 目詰まり	現状保全(フィルタ交換、日常巡視点検)妥当性確認
				差圧計	経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
96	空調設備	気体廃棄設備	局所排風機	筐体 羽根車、主軸、モータ等	ケーシング等腐食 駆動部磨耗、モータ絶縁劣化	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
				差圧計	経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
97	空調設備	気体廃棄設備	主要局所排気ダクト	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
98	槽・塔	液体廃棄設備	洗缶廃水貯槽	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
99	槽・塔	液体廃棄設備	凝集槽	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
100	インターロック	液体廃棄設備	凝集槽液面異常高による受入れ停止のインターロック	検出器、リレー、制御電源、盤内配線等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
101	機械設備	液体廃棄設備	管理廃水処理脱水機	筐体	腐食	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
102	槽・塔	液体廃棄設備	脱水ろ液タンク	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
103	インターロック	液体廃棄設備	脱水ろ液タンク液面異常高による受入れ停止のインターロック	検出器、リレー、制御電源、盤内配線等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
104	槽・塔	液体廃棄設備	除染廃水ピット	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
105	槽・塔	液体廃棄設備	分析廃水ピット	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、清掃、日常巡視点検)妥当性確認
106	槽・塔	液体廃棄設備	第1廃水調整ピット	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、清掃、日常巡視点検)妥当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
107	インターロック	液体廃棄設備	液面異常警報(除染・分析・第1廃水ピット)	検出器、リレー、制御電源、盤内配線等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
108	槽・塔	液体廃棄設備	第1反応タンク	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
109	槽・塔	液体廃棄設備	第2反応タンク	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
110	槽・塔	液体廃棄設備	凝集沈殿槽	筐体	腐食	現状保全(清掃、日常巡視点検)妥当性確認
111	槽・塔	液体廃棄設備	汚泥タンク	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
112	インターロック	液体廃棄設備	汚泥タンク液面異常高による受入れ停止のインターロック	検出器、リレー、制御電源、盤内配線等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
113	槽・塔	液体廃棄設備	凝沈処理水ピット	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、清掃、日常巡視点検)妥当性確認
114	槽・塔	液体廃棄設備	砂ろ過塔	筐体	腐食	現状保全(部品交換、日常巡視点検)妥当性確認
115	槽・塔	液体廃棄設備	管理廃水処理第1活性炭吸着塔	筐体 活性炭	腐食 性能低下	現状保全(部品交換、日常巡視点検)妥当性確認
116	槽・塔	液体廃棄設備	マイクロフィルタ	筐体	腐食 性能低下	現状保全(部品交換、日常巡視点検)妥当性確認
117	槽・塔	液体廃棄設備	ろ過器循環タンク	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
118	槽・塔	液体廃棄設備	ろ過器	筐体	硬化	現状保全(部品交換、日常巡視点検)妥当性確認
119	槽・塔	液体廃棄設備	ろ過器逆洗タンク	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
120	槽・塔	液体廃棄設備	ろ過水pH調整タンク	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
121	槽・塔	液体廃棄設備	ろ過器処理水タンク	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
122	槽・塔	液体廃棄設備	弗素吸着塔	筐体 樹脂	腐食 性能低下	現状保全(部品交換、日常巡視点検)妥当性確認
123	槽・塔	液体廃棄設備	ウラン吸着塔	筐体 樹脂	腐食 性能低下	現状保全(部品交換、日常巡視点検)妥当性確認
124	槽・塔	液体廃棄設備	イオン交換樹脂塔	筐体 樹脂	腐食 性能低下	現状保全(部品交換、日常巡視点検)妥当性確認
125	槽・塔	液体廃棄設備	中和タンク	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
126	槽・塔	液体廃棄設備	第1処理水ピット	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、清掃、日常巡視点検)妥当性確認
127	槽・塔	液体廃棄設備	再生廃液ピット	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、清掃、日常巡視点検)妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
128	槽・塔	液体廃棄設備	中間室廃水ピット(A~D)	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
129	槽・塔	液体廃棄設備	発生回収室廃水ピット	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
130	槽・塔	液体廃棄設備	手洗廃水ピット	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
				水中ポンプ	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
131	槽・塔	液体廃棄設備	第2廃水調整ピット	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、清掃、日常巡視点検)妥当性確認
132	槽・塔	液体廃棄設備	管理廃水処理第2活性炭吸着塔	筐体 活性炭	腐食 性能低下	現状保全(漏えい検査、交換、日常巡視点検)妥当性確認
133	槽・塔	液体廃棄設備	第2処理水ピット	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、清掃、日常巡視点検)妥当性確認
134	ポンプ	液体廃棄設備	凝集槽送水ポンプ	筐体 主軸等	硬化 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
135	ポンプ	液体廃棄設備	脱水機凝集液ポンプ	筐体 主軸等	駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
136	ポンプ	液体廃棄設備	脱水ろ液ポンプ	筐体 主軸等	腐食 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
137	ポンプ	液体廃棄設備	除染廃水ポンプ	筐体 主軸等	硬化 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
138	ポンプ	液体廃棄設備	分析廃水ポンプ	筐体 主軸等	硬化 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
139	ポンプ	液体廃棄設備	第1反応タンク送水ポンプ	筐体 主軸等	硬化 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
140	ポンプ	液体廃棄設備	管理廃水処理脱水機送泥ポンプ	筐体 主軸等	腐食 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
141	ポンプ	液体廃棄設備	砂ろ過塔送水ポンプ	筐体 主軸等	腐食 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
142	ポンプ	液体廃棄設備	ろ過器送水ポンプ	筐体 主軸等	腐食 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
143	ポンプ	液体廃棄設備	ろ過器逆洗ポンプ	筐体 主軸等	腐食 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
144	ポンプ	液体廃棄設備	弗素吸着塔送水ポンプ	筐体 主軸等	硬化 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
145	ポンプ	液体廃棄設備	第1処理水ポンプ	筐体 主軸等	腐食 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
146	ポンプ	液体廃棄設備	再生廃液ポンプ	筐体 主軸等	硬化 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
147	ポンプ	液体廃棄設備	吸着塔送水ポンプ	筐体 主軸等	腐食 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認
148	ポンプ	液体廃棄設備	第2処理水ポンプ	筐体 主軸等	腐食 駆動部磨耗	現状保全(分解点検、日常巡視点検)妥当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
149	配管・弁	液体廃棄設備	主要放射性廃水配管(弁を含む)	筐体 主軸等	腐食	現状保全(分解点検、日常 巡視点検)妥当性確認
150	槽・塔	液体廃棄設備	堰	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
151	槽・塔	液体廃棄設備	ホットランドリー室廃水タンク	筐体	腐食	未使用につき劣化なし
152	ポンプ	液体廃棄設備	ホットランドリー室廃水送水ポンプ	筐体 主軸等	腐食 駆動部磨耗	未使用につき劣化なし
153	槽・塔	液体廃棄設備	発回均質室廃水ピット(1~4)	筐体	腐食	現状保全(漏えい検査、日常 巡視点検)妥当性確認
				水中ポンプ	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
154	機械設備	液体廃棄設備	IF ₉ ポンペ置台	置台	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
155	その他設備	放射線管理施設	排気用モニタ	サンプリング部 検出器	腐食 特性変化	現状保全(計器校正/作動検 査、日常巡視点検)妥当性 確認
156	その他設備	放射線管理施設	排気用HFモニタ	サンプリング部 検出器	腐食 電極劣化	現状保全(計器校正/作動検 査、日常巡視点検)妥当性 確認
157	その他設備	放射線管理施設	発生回収室換気用モニタ	サンプリング部 検出器	腐食 電極劣化	現状保全(計器校正/作動検 査、日常巡視点検)妥当性 確認
158	その他設備	放射線管理施設	均質室換気用モニタ	サンプリング部 検出器	腐食 電極劣化	現状保全(計器校正/作動検 査、日常巡視点検)妥当性 確認
159	その他設備	放射線管理施設	エアスニッフア	ヘッド本体部	腐食	現状保全(外観点検)妥当性 確認
160	電気設備	非常用設備	ディーゼル発電機	ディーゼル機関 (噴燃弁・ポンプ、 吸排気弁、シリンダ ヘッド、冷却器等)	磨耗 腐食	現状保全(分解点検、作動 検査)妥当性確認
				発電機 (コイル、変流 器、変圧器等)	絶縁劣化	現状保全(部品交換、絶縁 抵抗測定、作動検査)妥 当性確認
161	電気設備	非常用設備	無停電電源装置	インバータ 変圧器	絶縁劣化	現状保全(機能試験、消耗 部品交換、絶縁抵抗測定、 作動検査)妥当性確認
162	電気設備	非常用設備	直流電源設備(蓄電池盤)	蓄電池 変圧器	絶縁劣化	現状保全(機能試験、消耗 部品交換、絶縁抵抗測定、 作動検査)妥当性確認
163	電気設備	放射線管理施設	直流電源設備(充電器盤)	整流器 変圧器	絶縁劣化	現状保全(機能試験、消耗 部品交換、絶縁抵抗測定、 作動検査)妥当性確認
164	その他設備	非常用設備	消火器	—	消火剤劣化	現状保全(外観/作動)妥 当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
165	その他設備	非常用設備	屋外消火栓	ポンプ 給水管	腐食 磨耗	現状保全(外観/作動)妥 当性確認
166	その他設備	非常用設備	感知器	素子、リレー等	部品劣化	現状保全(部品交換、作動 検査)妥当性確認
167	その他設備	検査設備	質量分析装置	筐体 構成部品	腐食 部品劣化	現状保全(部品交換)妥当性 確認
168	その他設備	検査設備	発光分光装置	—	—	現状保全(外観・分解点検、 動作確認)妥当性確認
169	その他設備	検査設備	高周波プラズマ分光装置	—	—	現状保全(部品交換)妥当性 確認
170	その他設備	検査設備	赤外分光分析装置	—	—	現状保全(部品交換)妥当性 確認
171	その他設備	検査設備	スクラパー付きドラフトチェンバ	筐体	腐食	現状保全(部品交換)妥当性 確認
172	その他設備	検査設備	カリフォルニア型フード	筐体	腐食	現状保全(部品交換)妥当性 確認
173	その他設備	検査設備	サンプル保管戸棚	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
174	その他設備	検査設備	主要分析ダクト	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
175	その他設備	計量設備	秤量計	シリンダ支持部 計量器	シリンダ支持部腐食 計量器構成部品劣化	現状保全(計器校正)妥当性 確認
176	その他設備	その他の 主要な設 備	洗缶架台	シリンダ支持部	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
177	その他設備	その他の 主要な設 備	除染ハウス	筐体 排気フード	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
178	空調設 備	その他の 主要な設 備	除染排気処理装置	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
				フィルタユニット	腐食(HF) 目詰まり	現状保全(フィルタ交換、日常 巡視点検)妥当性確認
				HF吸着器	腐食 Al ₂ O ₃ 性能劣化	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
179	空調設 備	その他の 主要な設 備	除染排風機	筐体 羽根車、主軸、モ ータ等	ケーシング等腐食 駆動部磨耗、モータ絶 縁劣化	現状保全(分解点検、日常 巡視点検)妥当性確認
				差圧計	経年劣化	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
180	空調設 備	その他の 主要な設 備	主要除染ダクト	筐体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認
181	その他設備	その他の 主要な設 備	ドライクリーニング装置	洗濯ドラム	腐食	未使用につき劣化なし
182	その他設備	全般	基礎ボルト	全体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥 当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
183	その他設備	全般	基礎ボルト(ケミカルアンカ)	全体	樹脂劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
184	その他設備	全般	架構	全体	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
185	槽・塔	付着ウラン回収設備	IF ₇ ポンベ発生槽	筐体	腐食 シール等部品劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
186	槽・塔	付着ウラン回収設備	IF ₇ 圧力調整槽	胴体	IF ₇ 腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
187	槽・塔	付着ウラン回収設備	混合ガスコールドトラップ	胴体	UF ₆ ・IF ₅ 腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				フィンチューブ	UF ₆ ・IF ₅ 腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
188	インターロック	付着ウラン回収設備	混合ガスコールドトラップ圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
189	槽・塔	付着ウラン回収設備	UF ₆ 回収槽	筐体	腐食 シール等部品劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				熱交換器	腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
190	インターロック	付着ウラン回収設備	UF ₆ 回収槽付着ウラン回収容器圧力異常高又はUF ₆ 回収槽内温度異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
191	インターロック	付着ウラン回収設備	UF ₆ 回収槽付着ウラン回収容器重量異常高による過充填防止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
192	ポンプ	付着ウラン回収設備	IF ₇ 循環コンプレッサ	胴体	UF ₆ ・IF ₇ 腐食 駆動部損傷	現状保全(定期部品交換、日常巡視点検)妥当性確認
193	インターロック	付着ウラン回収設備	IF ₇ 圧力調整槽入口圧力異常高によるIF ₇ 循環コンプレッサ停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
194	槽・塔	付着ウラン回収設備	回収系ケミカルトラップ(NaF)	胴体	UF ₆ 腐食	現状保全(交換時漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
				NaFカートリッジ	シート部損耗 UF ₆ 腐食	現状保全(外観点検、交換時漏えい検査)妥当性確認

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
195	槽・塔	付着ウラン回収設備	回収系IF ₇ コールドトラップ	胴体	UF ₆ ・IF ₇ 腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				フィンチューブ	UF ₆ ・IF ₇ 腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
196	インターロック	付着ウラン回収設備	回収系IF ₇ コールドトラップ圧力異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
197	槽・塔	付着ウラン回収設備	IF ₇ 回収系ポンベ回収槽	筐体	腐食 シール等部品劣化	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
198	インターロック	付着ウラン回収設備	IF ₇ 回収系ポンベ回収槽のIF ₇ ポンベ圧力異常高による圧力異常警報	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
199	槽・塔	付着ウラン回収設備	排気系ケミカルトラップ(NaF)	胴体	UF ₆ 腐食	現状保全(交換時漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
				NaFカートリッジ	シート部損耗 UF ₆ 腐食	現状保全(外観点検、交換時漏えい検査)妥当性確認
200	槽・塔	付着ウラン回収設備	排気系ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)	胴体	—	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
201	槽・塔	付着ウラン回収設備	パージ系IF ₇ コールドトラップ	胴体	UF ₆ ・IF ₇ 腐食 保温材被覆部の腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
				フィンチューブ	UF ₆ ・IF ₇ 腐食 熱応力疲労	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
202	インターロック	付着ウラン回収設備	パージ系IF ₇ コールドトラップ圧力異常高による加熱停止のインターロック	検出器、制御回路、リレー、制御電源、盤内配線、ポジションナ等	構成部品の経年劣化	現状保全(計器校正/作動検査、日常巡視点検)妥当性確認
203	槽・塔	付着ウラン回収設備	パージ系ケミカルトラップ(NaF)	胴体	UF ₆ 腐食	現状保全(交換時漏えい検査、日常巡視点検)妥当性確認
				NaFカートリッジ	シート部損耗 UF ₆ 腐食	現状保全(外観点検、交換時漏えい検査)妥当性確認
204	槽・塔	付着ウラン回収設備	パージ系ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)	胴体	—	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
205	槽・塔	付着ウラン回収設備	パージ系第2ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)	胴体	—	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
206	ポンプ	付着ウラン回収設備	パージ系ブースタポンプ	胴体	UF ₆ 腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認

長期健全性の評価を行う機器の抽出結果

No	分類	設備	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
207	配管・弁	付着ウラン回収設備	主要配管(弁を含む)	溶接部 フランジ 曲管部	UF6・IF5・IF7 腐食	現状保全(日常巡視点検)妥当性確認
208	容器	付着ウラン回収設備	付着ウラン回収容器	胴体 溶接部 バルブ	UF6・IF5 腐食 熱応力疲労	現状保全(漏えい検査、外観検査、日常巡視点検)妥当性確認

No	分類	機器・インターロック機能	評価対象部位	代表的な劣化事象	高経年化対応調査・評価
209	その他設備 (保安規定)	線量当量率サーベイメータ	—	部品劣化	現状保全(動作確認、校正定数確認)妥当性確認
210	その他設備 (同上)	汚染サーベイメータ	—	部品劣化	現状保全(動作確認、機器効率更新)妥当性確認
211	その他設備 (同上)	ダストサンブラ	—	部品劣化	現状保全(動作確認、吸引流量確認)妥当性確認
212	その他設備 (同上)	退出モニタ	—	部品劣化	現状保全(検出感度確認、駆動部動作確認、校正定数更新)妥当性確認
213	その他設備 (同上)	放射能測定装置	—	部品劣化	現状保全(動作確認、機器効率更新)妥当性確認
214	その他設備 (同上)	積算線量計用測定装置	—	部品劣化	現状保全(動作確認、換算定数更新、直線性確認)妥当性確認
215	その他設備 (事業許可)	個人線量測定器(EPD)	—	部品劣化	現状保全(外観確認、線源照射)妥当性確認
216	その他設備 (同上)	モニタリングポイント	—	部品劣化	現状保全(外観点検)妥当性確認
217	その他設備 (同上)	気象観測機器	—	部品劣化	現状保全(外観点検、動作確認)妥当性確認
218	その他設備 (同上)	放射線防護具	—	部品劣化	現状保全(外観点検、動作確認)妥当性確認

炉形式	電力会社	ユニット	至近の申請日	30年目の高経年化技術評価	40年目の高経年化技術評価	備考
PWR	北海道	泊1号	H30.6	なし	—	
PWR	関西	美浜1号	H21.11	コンクリート構造物の代表構造物の強度低下については、非破壊試験又は破壊試験による点検を実施し、強度に急激な経年劣化が生じていないことを確認する。	耐熱コンクリートの強度低下については、定期的に実施しているキャビティシール据付時の隙間計測結果を用いて、耐熱コンクリートの変形を傾向監視する。	
PWR	関西	美浜2号	H23.7	コンクリート構造物の強度低下については、定期的にシュミットハンマーを用いた非破壊試験又は破壊試験による点検を実施し、強度に急激な経年劣化が生じていないことを確認する。	耐熱コンクリートの強度低下については、定期的に実施しているキャビティシール据付時の隙間計測結果を用いて、耐熱コンクリートの変形を傾向監視する。	
PWR	関西	美浜3号	H27.11	コンクリート構造物の代表構造物の強度低下については、定期的にリバウンドハンマーを用いた非破壊試験による点検を実施し、強度に急激な経年劣化が生じていないことを確認する。	なし	3号炉の40年目の高経年化技術評価結果に基づく長期保守管理方針の変更
PWR	関西	高浜1号	H27.4	コンクリート構造物の代表構造物の強度低下については、定期的にシュミットハンマーを用いた非破壊試験または破壊試験による点検を実施し、強度に急激な経年劣化が生じていないことを確認する。	なし	40年目の高経年化技術評価結果に基づく変更
PWR	関西	高浜2号	H27.4	コンクリート構造物の代表構造物の強度低下については、定期的にシュミットハンマーを用いた非破壊試験または破壊試験による点検を実施し、強度に急激な経年劣化が生じていないことを確認する。	なし	40年目の高経年化技術評価結果に基づく変更
PWR	関西	高浜3号	H26.1	なし	—	
PWR	関西	高浜4号	H26.6	なし	—	
PWR	関西	大飯1号	H20.3	リバウンドハンマー(シュミットハンマー)によるコンクリートの強度推定を行う非破壊試験を定期的に代表構造物(外部遮へい壁、内部コンクリート、原子炉格納施設基礎、原子炉補助建屋、取水構造物、タービン建屋(タービン架台))において実施すること等により、強度に急激な経年劣化が生じていないことを確認していく。	—	
PWR	関西	大飯2号	H20.3	リバウンドハンマー(シュミットハンマー)によるコンクリートの強度推定を行う非破壊試験を定期的に代表構造物(外部遮へい壁、内部コンクリート、原子炉格納施設基礎、原子炉補助建屋、取水構造物、タービン建屋(タービン架台))において実施すること等により、強度に急激な経年劣化が生じていないことを確認していく。	—	

炉形式	電力会社	ユニット	至近の申請日	30年目の高経年化技術評価	40年目の高経年化技術評価	備考
PWR	四国	伊方1号	H18.9	ASRIによる膨張に伴う表面ひび割れが発生している機器等の支持構造物については、さらに慎重を期すため、リバウンドハンマー等の非破壊試験を定期的を実施することにより、強度に急激な経年劣化傾向が生じていないことを確認していく。	—	
PWR	四国	伊方2号	H23.3	なし	—	
PWR	九州	玄海1号	H26.10	コンクリート構造物の代表構造物の強度低下については、定期的に非破壊試験又は破壊試験による点検を実施する。	なし	1号炉の40年目の高経年化技術評価結果に基づく変更
PWR	九州	玄海2号	H22.3	なし	—	
PWR	九州	川内1号	H25.12	なし	—	
PWR	九州	川内2号	H26.11	なし	—	
PWR	原電	敦賀2号	H28.2	なし	—	
BWR	東京	1F1	H22.3	原子炉建屋、タービン建屋及び取水構造物のコンクリートの強度低下については、定期的な非破壊検査又は破壊検査により強度の確認を実施する。	なし	
BWR	東京	1F2	H13.6	原子炉ペデスタルにおける定期的な非破壊検査(シュミットハンマー法、超音波法等)により強度の確認を行う。	—	
BWR	東京	1F3	H18.1	なし	—	
BWR	東京	1F4	H19.10	なし	—	
BWR	東京	1F5	H19.4	なし	—	
BWR	東京	1F6	H21.1	なし	—	
BWR	東京	2F1	H24.1	なし	—	
BWR	東京	2F2	H25.7	なし	—	
BWR	東京	2F3	H26.6	なし	—	
BWR	東京	2F4	H28.8	なし	—	
BWR	東京	KK1	H26.9	なし	—	

炉形式	電力会社	ユニット	至近の申請日	30年目の高経年化技術評価	40年目の高経年化技術評価	備考
BWR	東京	KK5	H31.4	なし	—	
BWR	東北	女川1号	H25.11	なし	—	
BWR	中部	浜岡1号	H18.3	強度低下に対して、高経年化対策の観点から現状の保全内容に追加すべき項目はないと判断するが、健全性評価結果の妥当性確認のため、点検終期を短縮して非破壊試験等を実施し急激な経年変化傾向が生じていないか確認していく。	—	
BWR	中部	浜岡2号	H19.11	運転開始後30年以降は社内手引等に従い現状保全における点検周期を短縮して非破壊試験等を実施することにより、急激な経年劣化が生じていないかを確認していく。	—	
BWR	中部	浜岡3号	H28.8	なし	—	
BWR	中国	島根1号	H25.9	コンクリート構造物の代表部位の強度低下については、非破壊試験を行い、定期的に強度確認を実施する。	なし	長期保守管理方針の見直しに伴う修正
BWR	原電	敦賀1号	H21.2	原子炉建屋等のコンクリートの強度低下については、定期的に代表部位の非破壊検査又は破壊検査を行い強度を確認する。	なし	
BWR	原電	東海第二	H29.11	なし	なし	

凡例
 なし：長期保全計画又は長期保守管理方針の中にコンクリート構造物の評価に関連する記載がなかったもの
 —：高経年化技術評価を実施していないもの

設計管理、作業管理及び構成管理を実施する部門について

1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

2. 審査会合におけるコメント

再処理施設及び廃棄物管理施設における設計管理、作業管理及び構成管理について、実施者が不明確であるため、説明すること。

また、複数部署によりどのように構成管理の三要素の均衡が維持されるのかを説明すること。

3. 説明内容

再処理施設及び廃棄物管理施設では、対象となる工事により設計管理、作業管理、構成管理を実施する部門に違いがあるが、主に施設部門において設計管理を実施し、必要により保全部門へ作業管理を依頼し、改造工事等を実施している。

また、設計管理・作業管理(点検、巡視等)・結果の確認評価(試験・検査)を通して構成管理を実施しており、多数の部門において、上記業務を実施していることから、保安規定の条文では(各職位)と規定している。

再処理施設保安規定を例に、具体的に実施する部門について補足説明する(添付4 別紙1参照)。

また、それぞれの作業内容を7月27日の審査会合資料より抜粋して示す。(添付4 別紙2-1, 2-2, 2-3 ; 2020年7月27日 審査会合 資料2-2 363~365/440頁より)

構成管理に係る具体的な業務について、「前処理建屋 中圧空気圧縮装置更新工事」を例に業務フローを示す(添付4 別紙3参照)。

以上

各条文に記載された各職位について

1. 再処理施設保安規定 第75条 設計管理(具体的な内容については添付4 別紙2-1に示す。)

第75条 各職位^{*1}は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更¹に該当するかどうかを判断する。(以下略)

*1:設計を実施する部門のことであり、以下にその詳細を示す(表-1参照)。

表-1 再処理事業部及び技術本部における設計を実施する部門^{*2}

再処理事業部	機械技術課、前処理機械課、共用機械課、化学処理機械課、分析化学機械課、ガラス固化機械課、電気技術課、電気保全課、計装技術課、計装設計課、計装第一課、計装第二課、建築保全課、土木保全課、前処理課、燃料管理課、分離課、精製課、脱硝課、ガラス固化課、貯蔵管理課、廃棄物管理課、ユーティリティ施設課、安全ユーティリティ課、分析管理課、分析課、放射線施設課、新基準設計部、防災施設課
技術本部	設計部、プロジェクト部、土木建築技術課、耐震技術課、土木課、建築課

*2:表中に示す部門については、今後の職制変更に伴い、変更を行う場合がある。

2. 再処理施設保安規定 第76条 作業管理(具体的な内容については添付4 別紙2-2に示す。)

第76条 各職位^{*3}は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。(以下略)

*3:作業を実施する部門のことであり、以下にその詳細を示す(表-2参照)。

表-2 再処理事業部及び技術本部における作業を実施する部門^{*2}

再処理事業部	表-1に記載の再処理事業部各課、運転部、環境管理課、火災防護課
技術本部	表-1に記載の技術本部各課

3. 再処理施設保安規定 第74条12項 構成管理(具体的な内容については添付4 別紙2-3に示す。)

第74条12 施設管理を実施する各職位^{*4}は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。(以下略)

*4:構成管理を実施する部門のことであり、以下にその詳細を示す(表-3参照)。

表-3 再処理事業部及び技術本部における構成管理を実施する部門^{*2}

再処理事業部	表-2に記載の再処理事業部各課、事業者検査課
技術本部	表-1に記載の技術本部各課

4. 再処理施設保安規定 第17条 職務

表-1、表-2及び表-3に示す部門の職務については、再処理施設保安規定 第17条 職務に記載している。代表として以下に機械技術課長の記載を示す。

第17条2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

(47) 機械技術課長は、機械設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。

補足:再処理施設保安規定 別表1(管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長)には、機械技術課長が共通的な点検、機器の遠隔交換等の点検、工事等を行う旨、記載している。

⑮設計管理

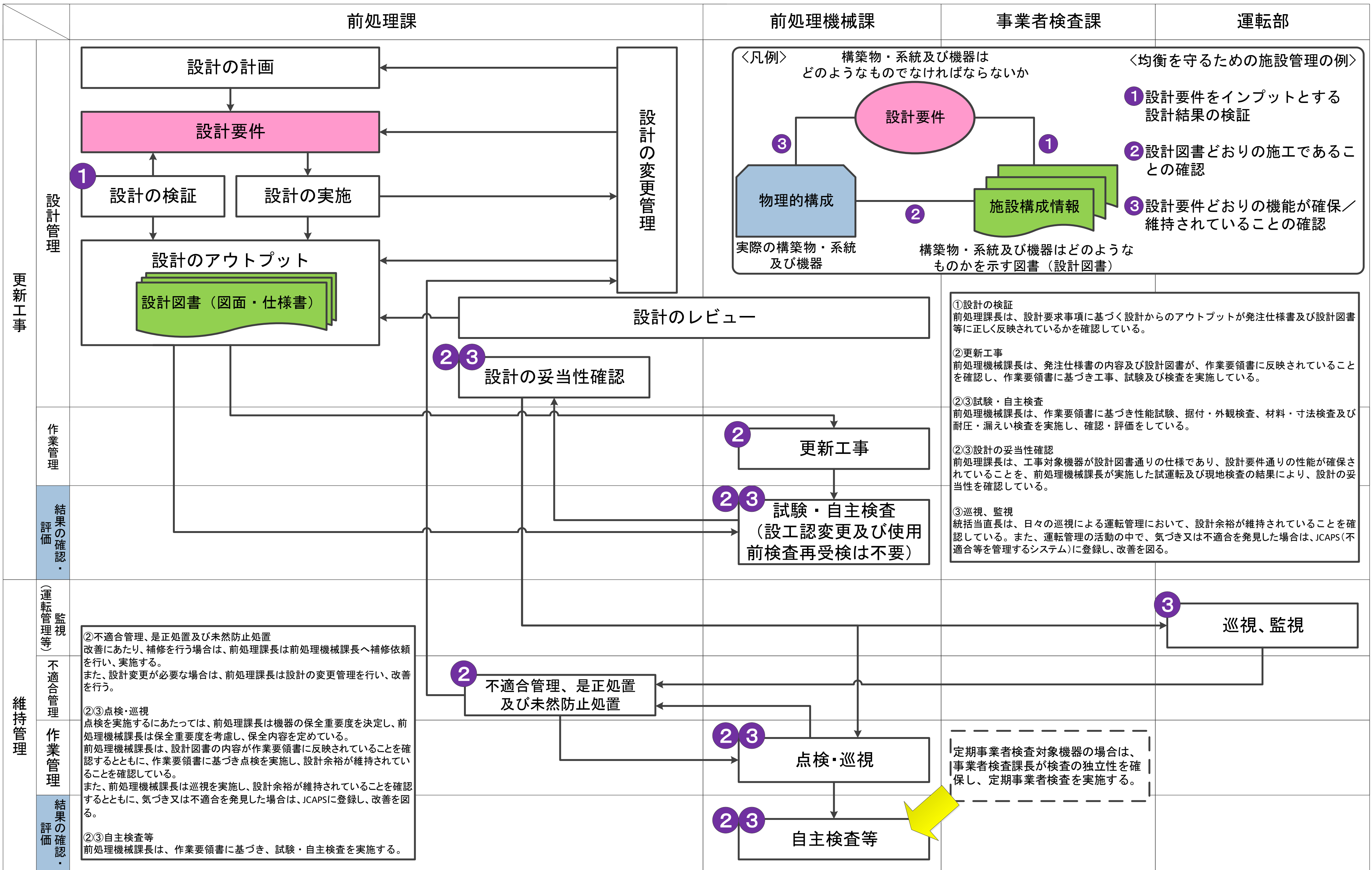
項目	内容
実施者	設計主管課
方法	<p>再処理施設及び廃棄物管理施設に必要な要求事項を整理したうえで社内標準類に従い設計のインプットから妥当性確認までのプロセスの全体像、責任と権限及びインターフェイスを含めて、「設計の計画」を策定する。</p> <p>※設計の計画とは設計の計画時に、設計へのインプット・アウトプット、設計レビュー、設計の検証、設計の妥当性確認、実施体制、責任、設計スケジュール等について明確にする計画書である。</p> <p>また、設計からのアウトプットが、設計へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、設計の計画で計画されたとおり、発注仕様書、設計図書及び技術検討書等の社内設計の結果として信頼性の高い図書について、チェックシートを用いて設計の検証を実施する。</p> <p>結果として得られる施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするため、設計の計画で計画した方法に従って、設計の妥当性確認を実施する。</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第5条 7.3 設計開発 第75条 設計管理 (資料2-資料④No.23)</p> <p>【廃棄物管理施設】 第3条の4 7.3 設計開発 第24条 設計管理 (資料2-資料④No.23)</p>

⑩作業管理

項目	内容
実施者	施設管理を実施する部署
方法	<p>施設管理実施計画に基づき実施する作業について以下に示す作業全般の管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 ・供用中の施設に対する悪影響の防止 ・使用開始後の管理上重要な初期データの採取 ・作業工程の管理 ・使用開始までの作業対象設備の管理 ・作業における放射性廃棄物管理 ・作業における放射線管理 <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第76条 作業管理 (資料2-資料④No.24)</p> <p>【廃棄物管理施設】 第25条 作業管理 (資料2-資料④No.24)</p>

⑭構成管理

項目	内容
実施者	施設管理を実施する者
方法	<p>構成管理については、①から⑤により、設計要件、施設構成情報及び物理的構成（以下、「各要素」という。）の均衡を保つ。</p> <p>①設計管理において、設計要件と施設構成情報との検証を設計の検証にて行う。</p> <p>②工事において、施設構成情報に基づき、施工がなされていることを試験（性能試験、据付外観確認等）によって確認する。</p> <p>③使用前事業者検査等により設計要件を満足していることを確認する。</p> <p>④日々の施設管理において、設計管理または工事にて設定した余裕が維持されていることを確認する。</p> <p>⑤各要素の均衡が崩れていることまたは設定した余裕が維持されていないことを確認した場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第74条 12 構成管理 (資料2-資料④No.21)</p> <p>【廃棄物管理施設】 第23条 12 構成管理 (資料2-資料④No.21)</p>



構成管理における対応組織例(前処理建屋 中圧空気圧縮装置更新工事)

事業所において行われる運搬について

1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）、廃棄物埋設施設、加工施設（MOX）保安規定（変更）認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

2. 審査会合におけるコメント

「事業所において行われる運搬」について、施設間で記載の整合が取れていない箇所があるため、考え方を整理し、記載の整合を図ること。

3. 変更認可申請した保安規定の状況

再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）、廃棄物埋設施設の保安規定において、各条項が適用される範囲の考え方が異なっていたことから、事業規則の要求事項に対応する具体的措置の記載に差異が生じていた。（添付 5 別紙 1 表-1 参照）

4. 対応方針

「事業所において行われる運搬」に関する各条項の記載範囲の考え方を統一し、上記 4 施設の保安規定の記載の整合を図る。（添付 5 別紙 1 表-2 参照および添付 5 別紙 2 参照）

5. その他

「事業所において行われる運搬」の記載修正に合わせ、「事業所外への運搬」に関する記載についても補正する。（添付 5 別紙 3 参照）

以上

図-1 事業所内外の運搬の全体像

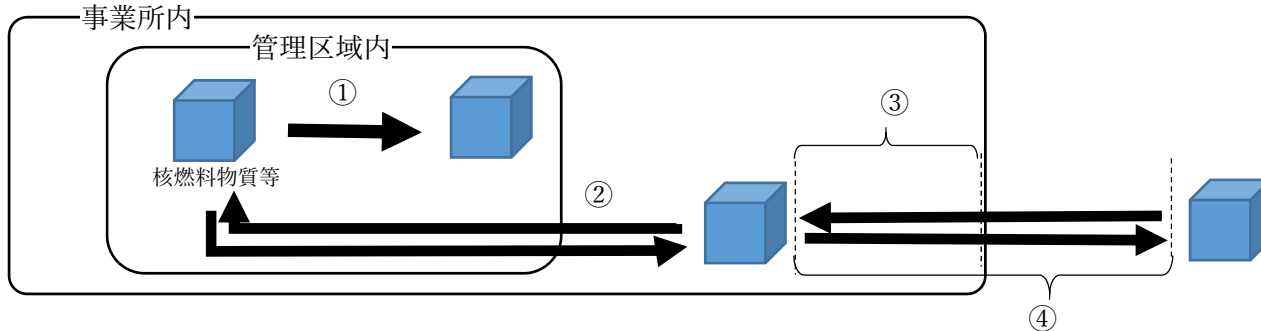


表-1 【申請時】各運搬行為を規定した保安規定条項（網掛け：差異のあった箇所）

	①	②	③	④
再処理施設	[事業所において行われる運搬] 第105条 第1項および第2項		[事業所において行われる運搬] 第105条 第3項	[事業所外への運搬] 第106条
具体的措置の記載	なし			あり
廃棄物管理施設	[事業所において行われる運搬] 第44条 第1項および第2項		[事業所において行われる運搬] 第44条 第3項	[事業所外への運搬] 第45条
具体的措置の記載	なし			あり
加工施設（濃縮）	[管理区域内の運搬] 第32条	[事業所において行われる運搬] 第68条 第1項および第2項	[事業所において行われる運搬] 第68条 第3項	[事業所外への運搬] 第69条
具体的措置の記載		あり		あり
廃棄物埋設施設	[事業所において行われる運搬] 第54条 第1項および第2項			[事業所外への運搬] 第55条
具体的措置の記載	なし			なし



表-2 【補正案】各運搬行為を規定した保安規定条項

	①	②	③	④
再処理施設	[事業所において行われる運搬] 第105条 第1項および第2項		[事業所において行われる運搬] 第105条 第3項	[事業所外への運搬] 第106条
具体的措置の記載	あり			あり
廃棄物管理施設	[事業所において行われる運搬] 第44条 第1項および第2項		[事業所において行われる運搬] 第44条 第3項	[事業所外への運搬] 第45条
具体的措置の記載	あり			あり
加工施設（濃縮）	[事業所において行われる運搬] 第68条 第1項および第2項		[事業所において行われる運搬] 第68条 第3項	[事業所外への運搬] 第69条
具体的措置の記載	あり			あり
廃棄物埋設施設	[事業所において行われる運搬] 第54条 第1項および第2項		[事業所において行われる運搬] 第54条 第3項	[事業所外への運搬] 第55条
具体的措置の記載	あり			あり

事業所において行われる運搬に関する補正条文案(赤字:補正箇所)

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設
<p>(事業所において行われる運搬) 第 105 条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の 2 号及び 5 号～8 号は適用しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 再処理規則に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が再処理規則に定める限度を超えない場合であって、再処理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(4) 再処理規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物(再処理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に再処理規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないことについて放射線安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第 44 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の 1 号及び 4 号～7 号は適用しない。</p> <p>(1) 管理規則に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が管理規則に定める限度を超えない場合であって、管理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 管理規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 運搬物(管理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に管理規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないことについて放射線安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第 68 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については第2号、第5号、第6号第7号及び第8号は適用しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 加工規則に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が加工規則に定める限度を超えない場合であって、加工規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(4) 加工規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物(加工規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に加工規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第 54 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については下記(1)及び(4)～(7)は適用しない。</p> <p>(1) 埋設規則に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が埋設規則に定める限度を超えない場合であって、埋設規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 埋設規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 運搬物(埋設規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に埋設規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>(核燃料物質の運搬) 第32 条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱うほか、第68条第1項に定める事項を実施する。</p>	<p>—</p>

事業所外への運搬に関する補正条文案(赤字:補正箇所)

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設
<p>(事業所外への運搬) 第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。)以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。 (1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。 (2) 核燃料輸送物の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。 (3) 核燃料輸送物の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</p>	<p>(事業所外への運搬) 第45条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。)以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。 (1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。 (2) 核燃料輸送物の表面密度が別表18に定める値を超えていないこと。 (3) 核燃料輸送物の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。</p>	<p>(事業所外への運搬) 第69条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。)以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(事業所外への運搬) 第55条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。)以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。 (1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表17に定める値を超えていないこと。 (2) 核燃料輸送物の表面密度が別表17に定める値を超えていないこと。 (3) 核燃料輸送物の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表17に定める値を超えていないこと。</p>

放射線業務従事者の被ばく管理に係る個人線量計の管理について

1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

2. 審査会合におけるコメント

再処理施設及び廃棄物管理施設における個人線量計の管理方法について説明すること。

3. 個人線量計の管理方法

再処理施設および廃棄物管理施設において、放射線安全課長が管理区域に立ち入る者に対して着用させる措置を講じている個人線量計とその管理方法を以下に示す。

個人線量計の種類	使用目的	管理方法
ガラスバッジ等 (受動型線量計)	外部被ばくによる 実効線量および等 価線量の評価	保安規定第12条に基づき測定業務委 託により調達を管理している。
警報付電子線量計	外部被ばくによる 線量当量の日ごと の管理	品質マネジメントシステム文書に基 づき年1回点検を行い、その機能が 正常であることを確認している。

4. 保安規定における申請状況

核燃料物質等の取り扱いを開始している当社4事業のうち、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設の保安規定では、「放射線測定機器類の管理」(加工施設第66条、埋設施設第52条)の対象として「個人線量計」を年1回点検し、その機能が正常であることを確認することを規定している。

再処理施設及び廃棄物管理施設では、保安規定「線量評価及び通知」(再処理施設第98条、廃棄物管理施設第38条)に定める外部被ばくによる実効線量および等価線量の評価にはガラスバッジ等(受動型線量計)を使用し、個人線量計は3.のとおり調達において管理している。また、管理区域内における作業環境に異常がないこと、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法および放射線防護上の措置を定めた作業計画に基づき作業中の空間線量率等を管理することで放射線業務従事者が受ける線量が線量限度を超えないことを達成できるものと考えている。これらの管理に必要な放射線管理用固定式モニタ、放射線サーベイ機器の管理を保安規定の「放射線測定機器類の管理」において規定していることから、6月1日に申請した保

安規定変更認可申請においては、個人線量計（警報付電子線量計）を点検対象として追加する必要はないと判断した。

5. 対応方針

新検査制度の施行に係る保安規定審査基準の改正において、放射線業務従事者の線量が線量限度を超えないための措置としての個人線量計の管理の要求が明確化された。

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。

再処理施設及び廃棄物管理施設における個人線量計の管理は、3. に示すとおり、これまでも品質保証計画に従って管理してきたが、上記の審査基準改正の主旨を踏まえ、再処理施設及び廃棄物管理施設においても保安規定に「放射線測定器類の管理」の年1回の点検の対象として「個人線量計（警報付電子線量計）」を追加し、個人線量計の点検が明確となるよう保安規定変更認可申請の補正を行う。

別紙に、個人線量計に係る各施設の比較表を示す。

以 上

個人線量計の管理に係る保安規定条文(案) ; 今回申請における変更箇所を赤字、補正予定箇所を青字で示す。

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設																																																																																																										
<p>(管理区域への出入管理) 第95条(略)</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人線量計を着用する。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第36条(略)</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第58条(略)</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号の一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第46条(略)</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3)、(4) (略)</p>																																																																																																										
<p>(放射線測定器類の管理) 第102条 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第42条 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第66条 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表28に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表28に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第52条 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>																																																																																																										
<p>別表47 放射線測定器類(第102条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線測定器類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理用固定式モニタ*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線エアロモニタ</td> <td>130台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線ダストモニタ</td> <td>44台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ線ダストモニタ</td> <td>46台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線エアロモニタ</td> <td>39台</td> </tr> <tr> <td>・臨界警報装置</td> <td>9式</td> </tr> <tr> <td>・主排気筒ガスモニタ</td> <td>2系列</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・冷却空気出口シャフトモニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>・排水モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エアスニッファ</td> <td>631台</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>20台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線用サーベイメータ</td> <td>11台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ/ベータ線用サーベ</td> <td>16台</td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定器類	数量	放射線管理用固定式モニタ*		・ガンマ線エアロモニタ	130台	・ベータ線ダストモニタ	44台	・アルファ線ダストモニタ	46台	・中性子線エアロモニタ	39台	・臨界警報装置	9式	・主排気筒ガスモニタ	2系列	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2台	・冷却空気出口シャフトモニタ	3台	・排水モニタ		エアスニッファ	631台	放射線サーベイ機器		・ガンマ線用サーベイメータ	20台	・中性子線用サーベイメータ	11台	・アルファ/ベータ線用サーベ	16台	<p>別表17 放射線測定器類(第42条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・放射線管理用固定式モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線エアロモニタ*</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線ダストモニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・冷却空気出口シャフトモニタ*</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・エアスニッファ</td> <td>21台</td> </tr> <tr> <td>・放射線サーベイ機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線用サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ線用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンブラ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定器</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	・放射線管理用固定式モニタ		・ガンマ線エアロモニタ*	9台	・ベータ線ダストモニタ	1台	・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*	2台	・冷却空気出口シャフトモニタ*	2台	・エアスニッファ	21台	・放射線サーベイ機器		・ガンマ線用サーベイメータ	4台	・中性子線用サーベイメータ	2台	・アルファ線用サーベイメータ	3台	・ベータ線用サーベイメータ	3台	・ダストサンブラ	1台	・放射能測定器	2台	<p>別表28 放射線測定器類(第66条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td>6台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンブラ</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>・可搬式HF検知警報装置</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>・退出モニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト</td> <td>3式</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器*1</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・エアスニッファ</td> <td>採取口65</td> <td>機械保全課長及び</td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ	10台	・ダストサンブラ	7台	・可搬式HF検知警報装置	7台	・退出モニタ	1台	・放射能測定装置	3台	・積算線量計	1式	・個人線量計	1式	・モニタリングポスト	3式	・気象観測機器*1	1式	・エアスニッファ	採取口65	機械保全課長及び	<p>別表16 放射線測定器類(第52条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td rowspan="10">6台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・γ線用サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>・β線用サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンブラ</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計</td> </tr> <tr> <td>・排気用モニタ</td> <td>1台</td> <td>運営課長</td> </tr> <tr> <td>・エアロモニタ</td> <td>5台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・γ線用サーベイメータ	・汚染サーベイメータ	・β線用サーベイメータ	・ダストサンブラ	・放射能測定装置	・積算線量計	・個人線量計	・排気用モニタ	1台	運営課長	・エアロモニタ	5台	
放射線測定器類	数量																																																																																																												
放射線管理用固定式モニタ*																																																																																																													
・ガンマ線エアロモニタ	130台																																																																																																												
・ベータ線ダストモニタ	44台																																																																																																												
・アルファ線ダストモニタ	46台																																																																																																												
・中性子線エアロモニタ	39台																																																																																																												
・臨界警報装置	9式																																																																																																												
・主排気筒ガスモニタ	2系列																																																																																																												
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2台																																																																																																												
・冷却空気出口シャフトモニタ	3台																																																																																																												
・排水モニタ																																																																																																													
エアスニッファ	631台																																																																																																												
放射線サーベイ機器																																																																																																													
・ガンマ線用サーベイメータ	20台																																																																																																												
・中性子線用サーベイメータ	11台																																																																																																												
・アルファ/ベータ線用サーベ	16台																																																																																																												
測定器名	数量																																																																																																												
・放射線管理用固定式モニタ																																																																																																													
・ガンマ線エアロモニタ*	9台																																																																																																												
・ベータ線ダストモニタ	1台																																																																																																												
・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*	2台																																																																																																												
・冷却空気出口シャフトモニタ*	2台																																																																																																												
・エアスニッファ	21台																																																																																																												
・放射線サーベイ機器																																																																																																													
・ガンマ線用サーベイメータ	4台																																																																																																												
・中性子線用サーベイメータ	2台																																																																																																												
・アルファ線用サーベイメータ	3台																																																																																																												
・ベータ線用サーベイメータ	3台																																																																																																												
・ダストサンブラ	1台																																																																																																												
・放射能測定器	2台																																																																																																												
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																											
・線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																																																																																											
・汚染サーベイメータ	10台																																																																																																												
・ダストサンブラ	7台																																																																																																												
・可搬式HF検知警報装置	7台																																																																																																												
・退出モニタ	1台																																																																																																												
・放射能測定装置	3台																																																																																																												
・積算線量計	1式																																																																																																												
・個人線量計	1式																																																																																																												
・モニタリングポスト	3式																																																																																																												
・気象観測機器*1	1式																																																																																																												
・エアスニッファ	採取口65	機械保全課長及び																																																																																																											
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																											
・線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																																																																																											
・γ線用サーベイメータ																																																																																																													
・汚染サーベイメータ																																																																																																													
・β線用サーベイメータ																																																																																																													
・ダストサンブラ																																																																																																													
・放射能測定装置																																																																																																													
・積算線量計																																																																																																													
・個人線量計																																																																																																													
・排気用モニタ			1台	運営課長																																																																																																									
・エアロモニタ			5台																																																																																																										

再処理施設		廃棄物管理施設		加工施設(濃縮)			廃棄物埋設施設
メータ ・ダストサンプラ ・ガスモニタ ・ダストモニタ	16台 1台 1台	・退出モニタ	2台			電気計装保全課長*2	
放射能測定器	6台	個人線量計(警報付電子線量計)	1式				
退出モニタ	6台	・ホールボディカウンタ	1台	・排気用HFモニタ	2台	電気計装保全課長	
個人線量計(警報付電子線量計)	1式	・環境モニタリング設備 ・ダストサンプラ ・放射能測定器 ・積算線量計用測定装置	2台 1台 1台	*1: 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計			
ホールボディカウンタ	1台	*: 警報装置の作動の確認を含む。		*2: 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			
環境モニタリング設備 ・モニタリングポスト* ・ダストモニタ	9式 9台						
*: 警報装置の作動の確認を含む。							

加工施設（MOX）の使用を開始する前までに定める事項の考え方について

1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）、廃棄物埋設施設、加工施設（MOX）保安規定（変更）認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

2. 審査会合におけるコメント

加工施設（MOX）における段階的に定める事項について、「加工施設における保安規定の審査基準」に基づき、その考え方を説明すること。

3. 加工施設（MOX）の使用を開始する前までに定める事項の考え方

保安規定審査基準において、「（前略）ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。」とされている。

本資料では、保安規定審査基準の各条項を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方を一覧表（表2）に整理することにより、上記要求事項を受けて定める保安規定第29条（加工施設の使用を開始する前までに定める事項）の適切性を表1に示す。

また、「施設管理」について、加工施設（MOX）の使用を開始する前までに定める事項の考え方の詳細を表3に、請負事業者等への保安教育の考え方を別紙に示す。

以 上

表1 加工施設の使用を開始する前までに定める事項（その1）

保安規定目次		設計及び工事 段階（今回の 申請対象）	核燃料物質の 搬入段階	表2との 対応番号
第1章	総則			
第1条	目的	○	○	—
第2条	適用範囲	○	○	—
第3条	規定の遵守	○	○	—
第4条	関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	○	○	—
第2章	品質マネジメントシステム			
第5条	品質マネジメントシステム計画	○	○	—
第3章	保安管理体制			
第6条	保安に関する組織	○	○	—
第7条	職務	○	○	—
第8条	核燃料取扱主任者の選任	○	○	—
第9条	核燃料取扱主任者の職務等	○	○	—
第10条	品質・保安会議の審議事項、構成等	○	○	—
第11条	燃料製造安全委員会の審議事項、構成等	○	○	—
第12条	安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	○	○	—
第4章	運転管理			
第13条	操作員の確保		○	(1) (2)
第14条	巡視点検		○	(17)
第15条	マニュアルの作成		○	(1)
第16条	引継及び通知		○	(1)
第17条	設備運転開始前の確認事項		○	(1)
第18条	試験操作		○	(1)
第19条	火災発生時の体制の整備		○	(2)
第20条	内部漏水発生時の体制の整備		○	(2)
第21条	その他の自然災害発生時の体制の整備		○	(2)
第22条	資機材等の整備		○	(2)
第23条	重大事故等発生時の体制の整備		○	(3)
第24条	大規模損壊発生時の体制の整備		○	(3)
第25条	運転上の制限		○	(1)
第26条	異常発生時の基本的な対応		○	(2)
第27条	異常時の措置		○	(2)
第28条	異常収束後の措置		○	(2)
第5章	核燃料物質の管理			
第29条	核燃料物質の運搬		○	(13) (14)
第30条	核燃料物質の貯蔵		○	(13)
第6章	放射性廃棄物管理			
第31条	放射性固体廃棄物の管理		○	(10)
第32条	放射性液体廃棄物の管理		○	(8) (11)
第33条	放射性気体廃棄物の管理		○	(8) (11)
第34条	放出管理用測定器の管理		○	(8) (11)
第35条	頻度の定義		○	(8)

（凡例： 設計及び工事段階（今回の申請対象） 核燃料物質の搬入段階）

表1 加工施設の使用を開始する前までに定める事項（その2）

保安規定目次		設計及び工事 段階（今回の 申請対象）	核燃料物質の 搬入段階	表2との 対応番号
第7章	放射線管理			
第36条	管理区域の設定及び解除		○	(4) (9)
第37条	管理区域内における区域区分		○	(4) (9)
第38条	管理区域内における特別措置		○	(4)
第39条	管理区域への出入管理		○	(4) (9)
第40条	飲食及び喫煙の禁止		○	(4) (9)
第41条	保全区域		○	(5)
第42条	周辺監視区域		○	(6) (13)
第43条	線量の評価		○	(8) (9)
第44条	床、壁等の除染		○	(9)
第45条	外部放射線に係る線量当量率等の測定		○	(9) (12)
第46条	放射線測定機器の管理		○	(8) (9) (12)
第47条	管理区域外からの搬入及び運搬		○	(4) (9)
第48条	管理区域外等への搬出及び運搬		○	(4) (9)
第49条	MOX燃料加工施設外からの運搬		○	(4) (9)
第50条	MOX燃料加工施設外への運搬		○	(4) (9)
第51条	協力企業への放射線防護		○	(7)
第8章	施設管理			
第52条	施設管理計画	○	○	(8) (12)
第53条	設計管理	○	○	—
第54条	作業管理	○	○	—
第55条	使用前事業者検査の実施	○	○	—
第56条	定期事業者検査の実施		○	(17)
第57条	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価 及び長期施設管理方針		○	(17)
第9章	緊急時の措置			
第58条	原子力防災組織		○	(15)
第59条	原子力防災組織の要員		○	(15)
第60条	緊急作業従事者の選定		○	(15)
第61条	原子力防災資機材等の整備		○	(15)
第62条	通報経路		○	(15)
第63条	緊急時演習		○	(15)
第64条	通報		○	(15)
第65条	緊急時体制の発令		○	(15)
第66条	応急措置		○	(15)
第67条	緊急時における活動		○	(15)
第68条	緊急作業従事者の線量管理等		○	(15)
第69条	緊急時体制の解除		○	(15)

(凡例： 設計及び工事段階（今回の申請対象）

核燃料物質の搬入段階)

表1 加工施設の使用を開始する前までに定める事項（その3）

保安規定目次		設計及び工事 段階（今回の 申請対象）	核燃料物質の 搬入段階	表2との 対応番号
第10章	保安教育			
第70条	保安教育	○	○	—
第11章	記録及び報告			
第71条	記録	○	○	—
第72条	報告		○	(16)
第12章	加工施設の使用を開始する前までに定める 事項			
第73条	加工施設の使用を開始する前までに定める 事項	○		—

（凡例： 設計及び工事段階（今回の申請対象） 核燃料物質の搬入段階）

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 設計及び工事段階（今回の申請対象） 核燃料物質の搬入段階）

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
冒頭文	<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと 核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められないこと <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	—	(手続きに関する事項であり、保安規定に記載なし)	—	—	—
	<p>ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	第73条	加工施設の使用を開始する前までに定める事項	設計及び工事段階	—	—
加工規則第8条第1項第1号【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	第3条	規定の遵守	設計及び工事段階	—	—
		第4条	関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上			
		第5条	品質マネジメントシステム計画			
	<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	第3条	規定の遵守			
第4条	関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上					
第5条	品質マネジメントシステム計画					
加工規則第8条第1項第2号【品質マネジメントシステム】	<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。</p>	第5条	品質マネジメントシステム計画	設計及び工事段階	—	—
		<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p>	第5条			
	<p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	第5条	品質マネジメントシステム計画			
	<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	第5条	品質マネジメントシステム計画			
	<p>5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	—	(該当しないため、保安規定に記載なし)			

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 設計及び工事段階（今回の申請対象） 核燃料物質の搬入段階）

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)	保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
加工規則第8条第1項第3号【加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織】	第6条	保安に関する組織	設計及び工事段階	—	—
	第7条	職務			
加工規則第8条第1項第4号【核燃料取扱主任者の職務の範囲等】	第8条	核燃料取扱主任者の選任	設計及び工事段階	—	—
	第10条	品質・保安会議の審議事項、構成等			
	第11条	燃料製造安全委員会の審議事項、構成等			
	第8条	核燃料取扱主任者の選任			
	第9条	核燃料取扱主任者の職務等			
第8条	核燃料取扱主任者の選任				
加工規則第8条第1項第5号【保安教育】	第70条	保安教育	設計及び工事段階	—	—
	第70条	保安教育			
	第70条	保安教育			
	第70条	保安教育			
加工規則第8条第1項第6号【加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	第13条	操作員の確保	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用に関することであるため、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(1)
	第15条	マニュアルの作成			
	第15条	マニュアルの作成			
	第16条	引継及び通知			
	第17条	設備運転開始前の確認事項			
	第18条	試験操作	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じうることから、核燃料物質の搬入段階に定める。	(2)
	第25条	運転上の制限			
	第19条	火災発生時の体制の整備			
	第20条	内部溢水発生時の体制の整備			
	第21条	その他の自然災害発生時の体制の整備			
	第22条	資機材等の整備			
	第26条	異常発生時の基本的な対応			
	第27条	異常時の措置			
第28条	異常収束後の措置	核燃料物質の搬入段階	重大事故等又は大規模損壊の発生リスクが生じる核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)	
第23条	重大事故等発生時の体制の整備				
第24条	大規模損壊発生時の体制の整備	設計及び工事段階	—	—	
第10条	品質・保安会議の審議事項、構成等				
第11条	燃料製造安全委員会の審議事項、構成等				
第12条	安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入以降から管理区域を設定（貯蔵施設）するため、核燃料物質の搬入段階に定める。	(4)	
第36条	管理区域の設定及び解除				
第37条	管理区域内における区域区分				
第38条	管理区域内における特別措置				
第39条	管理区域への出入管理				
第39条	管理区域への出入管理				
加工規則第8条第1項第7号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	第36条	管理区域の設定及び解除	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入以降から管理区域を設定（貯蔵施設）するため、核燃料物質の搬入段階に定める。	(4)
	第37条	管理区域内における区域区分			
	第38条	管理区域内における特別措置			
	第39条	管理区域への出入管理			
	第39条	管理区域への出入管理			

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 設計及び工事段階（今回の申請対象） 核燃料物質の搬入段階）

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第40条	飲食及び喫煙の禁止	核燃料物質の搬入段階		
		第47条	管理区域外からの搬入及び運搬			
		第48条	管理区域外等への搬出及び運搬			
		第49条	MOX燃料加工施設外からの運搬			
		第50条	MOX燃料加工施設外への運搬			
8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第41条	保全区域	核燃料物質の搬入段階	保全区域を設定する核燃料物質の搬入段階に定める。	(5)	
9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第42条	周辺監視区域	核燃料物質の搬入段階	周辺監視区域の設定による立入制限が必要となる核燃料物質の搬入段階に定める。	(6)	
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第51条	協力企業への放射線防護	核燃料物質の搬入段階	請負事業者による管理区域内作業に係る放射線防護が必要となる核燃料物質の搬入段階に定める。	(7)	
加工規則第8条第1項第8号【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出現象の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第32条	放射性液体廃棄物の管理	核燃料物質の搬入段階	放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。	(8)
		第33条	放射性気体廃棄物の管理			
		第34条	放出管理用測定器の管理			
		第46条	放射線測定機器の管理			
		第35条	頻度の定義			
		第52条	施設管理計画			
加工規則第8条第1項第9号【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第43条	線量の評価	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質等の取扱いに伴う線量管理、汚染拡大防止等の措置が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。	(9)
		第46条	放射線測定機器の管理			
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第43条	線量の評価			
		第44条	床、壁等の除染			
	3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第45条	外部放射線に係る線量当量率等の測定			
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第48条	管理区域外等への搬出及び運搬			
	6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていること。	第47条	管理区域外からの搬入及び運搬			
		第48条	管理区域外等への搬出及び運搬			
		第49条	MOX燃料加工施設外からの運搬			
		第50条	MOX燃料加工施設外への運搬			
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていること。	—	（クリアランス規定を採用する場合には、保安規定に記載する）	—	—	—	
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NIS A-1111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていること。	第31条	放射性固体廃棄物の管理	核燃料物質の搬入段階	放射性固体廃棄物の処理、保管廃棄、運搬を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(10)	
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められていること。	第36条	管理区域の設定及び解除	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質等の取扱いに伴う線量管理、汚染拡大防止等の措置が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。	(9)
第37条	管理区域内における区域区分					
第39条	管理区域への出入管理					
第40条	飲食及び喫煙の防止					
第48条	管理区域外等への搬出及び運搬					

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例： 設計及び工事段階(今回の申請対象) 核燃料物質の搬入段階)

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号			
加工規則第8条第1項第10号【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	第44条	床、壁等の除染	核燃料物質の搬入段階	放出管理用測定器の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(11)			
		第32条	放射性液体廃棄物の管理						
		第33条	放射性気体廃棄物の管理						
		第34条	放出管理用測定器の管理						
		第45条	外部放射線に係る線量当量率等の測定						
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第46条	放射線測定機器の管理	核燃料物質の搬入段階	放射線測定器の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(12)				
	第52条	施設管理計画							
加工規則第8条第1項第11号【核燃料物質の受け、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第29条	核燃料物質の運搬	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の取扱いを開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(13)			
		第30条	核燃料物質の貯蔵						
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に除く。)に関するものが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第29条	核燃料物質の運搬	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の事業所外への運搬が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。	(14)				
加工規則第8条第1項第12号【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第31条	放射性固体廃棄物の管理	核燃料物質の搬入段階	放射性固体廃棄物の処理、保管廃棄、運搬を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(10)			
		第31条	放射性固体廃棄物の管理						
		第31条	放射性固体廃棄物の管理						
	2. 放射性液体廃棄物の固化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第32条	放射性液体廃棄物の管理				核燃料物質の搬入段階	放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。	(8)
		第35条	頻度の定義						
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第33条	放射性気体廃棄物の管理				核燃料物質の搬入段階		
		第35条	頻度の定義						
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第42条	周辺監視区域	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の取扱いを開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(13)				
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第43条	線量の評価	核燃料物質の搬入段階	放出管理すべき放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生する核燃料物質の搬入段階に定める。	(8)				
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第32条	放射性液体廃棄物の管理	核燃料物質の搬入段階						
	第33条	放射性気体廃棄物の管理							
加工規則第8条第1項第13号【非常の場合に講ずべき処置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第58条	原子力防災組織	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入以降から原子力災害に該当する事業が生じることから、核燃料物質の搬入段階に定める。	(15)			
		第59条	原子力防災組織の要員						
		第61条	原子力防災資機材等の整備						
		第61条	原子力防災資機材等の整備						
		第62条	通報経路						
		第64条	通報						
		第58条	原子力防災組織						
		第65条	緊急時体制の発令						
		第66条	応急措置						
		第67条	緊急時における活動						
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第60条	緊急作業従事者の選定							
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第58条	緊急時体制の発令							
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第65条	緊急時体制の発令							
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第66条	応急措置							
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	第67条	緊急時における活動							
(1) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工事業者に書面で申し出た者であること。	第60条	緊急作業従事者の選定							
(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。	第60条	緊急作業従事者の選定							
(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第60条	緊急作業従事者の選定							

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例: 設計及び工事段階 (今回の申請対象) 核燃料物質の搬入段階)

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理 (放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第68条	緊急作業従事者の線量管理等			
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第69条	緊急時体制の解除			
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第63条	緊急時演習			
加工規則第8条第1項第14号【設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 重大事故等 ① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。 ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊 (以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 (2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。 (3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	第19条	火災発生時の体制の整備	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用以降から地震、火災等による加工施設への波及的影響が生じることから、加工施設の使用を開始する核燃料物質の搬入段階に定める。	(2)
		第20条	内部溢水発生時の体制の整備			
		第21条	その他の自然災害発生時の体制の整備			
		第22条	資機材等の整備	核燃料物質の搬入段階	重大事故等又は大規模損壊の発生リスクが生じる核燃料物質の搬入段階に定める。	(3)
		第13条	操作員の確保			
		第23条	重大事故等発生時の体制の整備			
		第24条	大規模損壊発生時の体制の整備			
		加工規則第8条第1項第15号【記録及び報告】	1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 2. 加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理に関すること (計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。) が定められていること。 3. 事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。 4. 特に、加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画	設計及び工事段階
第71条	記録					
第71条	記録			設計及び工事段階	-	-
第9条	核燃料取扱主任者の職務等					
第72条	報告					
第72条	報告	核燃料物質の搬入段階	核燃料物質の搬入以降から加工規則第9条の16各号に掲げる事故故障等の事象又はこれらに準ずるものが発生する可能性が生じることから、核燃料物質の搬入段階に定める。	(16)		
加工規則第8条第1項第16号【加工施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定)) を参考として定められていること。 2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」(平成20・05・14 原院第2号 (平成20年5月19日原子力安全・保安院制定)) 等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第52条	施設管理計画	設計及び工事段階	-	-
		第53条	設計管理			
		第54条	作業管理			
		第55条	使用前事業者検査の実施	核燃料物質の搬入段階	加工施設の使用に関することであるため、核燃料物質の搬入段階に定める。	(17)
		第56条	定期事業者検査の実施			
		第14条	巡視点検			
		第57条	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針			

表2 保安規定審査基準を受けて定めるべき保安規定条文とそれらを定める時期の考え方

(凡例: 設計及び工事段階(今回の申請対象) 核燃料物質の搬入段階)

保安規定審査基準 (H27.8.5 制定, R2.2.5 最終改正)		保安規定条文		定める時期	定める時期の設定の考え方	表1との対応番号
	3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。	—	(長期施設管理方針については、事業を開始した日以降20年を経過する日までに定める)	—	—	—
	4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	(手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし)	—	—	—
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。	—	(長期施設管理方針については、事業を開始した日以降20年を経過する日までに定める)	—	—	—
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に定めること。なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。	第55条 第56条	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	設計及び工事段階 核燃料物質の搬入段階	— 加工施設の使用に関することであるため、核燃料物質の搬入段階に定める。	— (17)
加工規則第8条第1項第17号【技術情報の共有】	1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の加工事業者と共有し、自らの加工施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第52条	施設管理計画	設計及び工事段階	—	—
加工規則第8条第1項第18号【不適合発生時の情報の公開】	1. 加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画	設計及び工事段階	—	—
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第5条	品質マネジメントシステム計画			
加工規則第8条第1項第19号【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	設計及び工事段階	—	—
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的			

表3 施設管理について加工施設の使用を開始する前までに定める事項の考え方

条文	定める事項		定める事項と時期との関係		加工施設の使用を開始する前までに定める事項の考え方	
			設計及び工事段階 (今回の申請対象)	核燃料物質の 搬入段階		
第52条	1	施設管理方針及び施設管理目標	施設管理方針	○	核燃料物質の搬入段階に規定する。ただし、保安規定の添付書類となる長期施設管理方針は、事業の開始後20年を経過するまでに定める。	
		長期施設管理方針	—	○		
		施設管理目標	○	○		
	2	保全プログラムの策定		○	○	
	3	保全対象範囲の策定		○	○	
	4	施設管理の重要度の設定	保全重要度	—	○	核燃料物質の搬入段階に規定する。
			設計及び工事の重要度	○	○	
	5	保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視		○	○	
	6	施設管理実施計画の策定	設計及び工事の計画	○	○	使用前点検は、設計及び工事の計画で規定し、使用中点検は、核燃料物質の搬入段階に規定する。
			点検計画	—	○	
			特別な保全計画	○	○	
	7	保全の実施		○	○	
	8	保全の結果の確認・評価		○	○	
9	不適合管理、是正処置及び未然防止処置		○	○		
10	保全の有効性評価		△	○	核燃料物質の搬入段階までの有効性評価で考慮する情報は、この段階で考慮可能なものを記載する。 有効性評価で考慮するもののうち、経年劣化の長期的な傾向監視、高経年化技術評価は、核燃料物質の搬入段階に規定する。	
11	施設管理の有効性評価		○	○		
12	構成管理		○	○		
13	情報共有		○	○		
第53条	設計管理		○	○		
第54条	作業管理		△	○	作業管理の考慮事項とする「他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止」「放射性廃棄物管理」「放射線管理」は、核燃料物質搬入段階までに規定する。	
第55条	使用前事業者検査の実施		○	○		
第56条	定期事業者検査の実施		—	○	核燃料物質の搬入段階に規定する。	
第57条	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針		—	○	核燃料物質の搬入段階に規定する。	

○：全て規定、△：一部未規定、—：全て未規定

請負事業者等への保安教育の実施について

加工施設における保安規定の審査基準では、加工規則第 8 条第 1 項第 5 号保安教育について、以下のように要求されている。

1. 加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む、以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

保安教育の実施対象は、上記 1 項に示されており、核燃料物質の搬入前の設計及び工事段階では、加工施設の操作の対象となる設備はなく、したがって、操作を行う者に該当する者はいないため、対象は加工施設の管理を行う者となる。

ここで、加工施設の管理を行う者とは、設計及び工事の管理主体である当社社員等であり、保安教育の実施対象であるが、設計及び工事の実施主体である請負事業者等については、当社社員等の管理下にて業務を実施することで、加工施設の保安を確保できると考え、請負事業者等への保安教育は行わないとしていた。

しかしながら、核燃料物質の搬入前の設計及び工事段階であっても、核燃料物質を取扱う再処理施設及び廃棄物管理施設に隣接した環境下にて工事を行うことから、請負事業者等へも保安教育を実施する。

なお、請負事業者等に係る教育内容、時間及び対象者については、業務内容に応じて設定する。

また、設計及び工事段階で行う保安教育の教育項目としては、加工規則第 8 条第 1 項第 5 号に規定する保安教育の内、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」、「加工施設の構造、性能及び操作に関すること」とし、「放射線管理に関すること」、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」、「非常の場合に講ずべき処置に関すること」については、加工施設内に核燃料物質がなく、災害の防止上、定めていなくても支障を来たす事項でないため、加工施設に核燃料物質を搬入する段階にて、請負事業者等へ実施する。

以上より、以下のような区分での教育とする。

(1) 6/1 申請

保安教育項目	内 容	実施時期	区分		
			加工施設の 保安に関する 社員	臨時 雇員	請負 事業者等
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (60分以上 ^(※1))	法及びその関連法令のうち MOX 燃料加工事業に係る事項、 MOX 燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎教育	1回/年	◎ ^(※1)	◎ ^(※1)	—

◎：すべての教育が対象

(※1)：組織に属する者を対象とする。

(2) 補正案

保安教育項目	内 容	実施時期	区 分	
			社員等	請負事業者等 [*]
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (60分以上)	法及びその関連法令のうち MOX 燃料加工事業に係る事項、 MOX 燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識	入所時	◎	○
		1回/年	◎	—
		この規定の改正の都度	◎	○
加工施設の構造、性能及び操作に関すること (60分以上)	加工施設に係る設備の構造、 性能及び操作に関する基礎知識	入所時	◎	○
		1回/年	◎	—

◎：すべての教育が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育が対象

※：請負事業者等に係る教育内容、時間及び対象者については、業務内容に応じて設定する。また、入所時の教育については、1回/3年にて再教育を実施する。

加工施設(濃縮)保安規定におけるモニタリングポイントの扱いについて

1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

2. 審査会合におけるコメント

モニタリングポイントに係る保安規定の記載について、施設間の整合を図ること。

3. 変更認可申請した保安規定の状況

加工施設(濃縮)保安規定においては、周辺監視区域境界付近におけるモニタリングポイントでの外部放射線に係る線量当量の測定に関しては、第65条(線量当量等の測定)に測定項目及び測定頻度を、第66条(放射線測定器類の管理)に測定器及び機能確保方法を規定しているものの、モニタリングポイントの位置については、事業変更許可との整合性の観点から、規定していない。

なお、再処理施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設においては、事業変更許可にモニタリングポイントの位置は記載していないものの、保安規定に規定している。

4. 対応方針

加工施設(濃縮)については、上記3を踏まえ、他施設との記載整合を図り、保安規定においてモニタリングポイントの位置を明確にするとともに、保安規定にて周辺監視区域境界付近で測定すると規定しているモニタリングポスト(空間放射線量率)、ダストサンプラ(空気中の放射性物質濃度)及び露場(風向、風速等)の位置も併せて明確にするため、保安規定変更認可申請の補正を行う。

また、他施設においても、同様に事業変更許可との整合性の観点から保安規定に規定する周辺監視区域境界付近での放射線監視について、測定位置を明確にするため、保安規定変更認可申請の補正を行う。今回の補正内容は、保安規定審査基準における「線量、線量当量、汚染の除去等」(加工規則第8条第1項第9号、廃棄物管理規則第34条第1項第9号及び廃棄物埋設規則第20条第1項第9号)及び「放射線測定器の管理及び放射線の測定方法」(加工規則第8条第1項第10号、廃棄物管理規則第34条第1項第10号及び廃棄物埋設規則第20条第1項第10号)を踏まえたものである。

なお、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設については、通常取り扱う核燃料物質が容器内に固定化された状態であり、平常時に環境中へ放射性物質を継続して放出する可能性が非常に低いことから、モニタリングポイントにおける定期的な線量の測定により、異常を把握することが可能である。

測定位置	加工施設(濃縮)		再処理施設		廃棄物管理施設		廃棄物埋設施設	
	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後
モニタリングポイント	×	◎	○	—	○	—	○	—
モニタリングポスト	×	◎	○	—	/	/	/	/
ダストサンプラ	×	◎	○	—	○	—	/	/
露場	×	◎	○	—	×	◎	×	◎

【凡例】◎：補正申請にて規定、○：規定あり、×：規定なし、—：補正前と変更なし

以上

「品質マネジメントシステム計画」の補正の考え方について

1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

2. 審査会合におけるコメント

保安規定の記載について、施設間の整合を図ること。

3. 補正の考え方

保安規定「品質マネジメントシステム計画」は、品質管理基準規則および同規則解釈が原子力施設共通の要求事項であることから、実用発電用原子炉の例を参考に、事業指定（又は許可）の本文事項及び品質管理基準規則に基づく内容を踏まえた記載とするとともに、当社施設の特徴（重大事故への措置の要求有無、事業者検査の要求有無）を考慮の上、各施設の記載を整合するように作成した。

しかしながら、作成の過程で「施設間で記載の整合が図られていなかった箇所」および「記載誤り（誤記、事業指定本文事項の未反映等）」が確認されたため、保安規定（変更）認可申請の補正を行う。

なお、補正箇所を反映した「品質マネジメントシステム計画」全体を添付 10-1 に示す。

主な箇所は、以下のとおり。

種別	記載不備の内容	上段：誤、下段：正
①	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所 (別紙 再処理施 No.337 機器等の検査等参照)	…使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
		…使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 <u>(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、(中略) 試験及びこれらに付随するものをいう。)</u>
②	記載誤り（誤記） (別紙 加工施設 (MOX) No.278 個別業務の管理参照)	b.手順等が必要な時に利用できる体制にあること。
	記載誤り（事業指定（許可）本文事項の未反映） (別紙 再処理施設 No.3 目的参照)	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
		…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。
		…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、 <u>評価確認</u> し、継続的に改善することを目的とする。

(別紙) 施設 保安規定(品質マネジメントシステム計画)修正予定箇所 5 施設比較表

(添付 10-1) 各施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画) 比較表

以 上

各施設 保安規定(品質マネジメントシステム計画)補正予定箇所 5 施設比較表

・赤文字は補正予定箇所を示す。
 ・No.は各施設保安規定(品質マネジメントシステム計画)比較表(2020年7月27日の審査会合の資料② 別紙(通しページ 233/440~275/440))を示す。

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	備考
1.	第1章の2 <u>品質保証マネジメントシステム</u> (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第1章の2 <u>品質保証マネジメントシステム</u> (品質マネジメントシステム計画) 第3条の4 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第2章 <u>品質保証マネジメントシステム</u> (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第2章 <u>品質保証マネジメントシステム</u> (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第2章 <u>品質保証マネジメントシステム</u> (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	記載誤り
3.	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、 <u>評価確認し</u> 、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、 <u>評価確認し</u> 、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、 <u>評価確認し</u> 、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、 <u>評価確認し</u> 、継続的に改善することを目的とする。	1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、 <u>評価確認し</u> 、継続的に改善することを目的とする。	記載誤り
22.	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1)第16条に定める組織(以下「組織」という。)は、 <u>本品質</u> マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1)第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1)第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1)第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1)第6条に定める組織(以下「組織」という。)は、 <u>本品質</u> マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
30.	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図 6-1 1に示す。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所 加工施設(MOX)において、図番号の補正予定箇所を7/7 ページに示す。
36.	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し 解決 解決することを含む。)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し 解決 解決することを含む。)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。)	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
42.	4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図 6-2 2に示す。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所 加工施設(MOX)において、図番号の補正予定箇所を7/7 ページに示す。

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	備考
45.	4.2.1 一般 c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	4.2.1 一般 c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	4.2.1 一般 c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	4.2.1 一般 c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	4.2.1 一般 c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 6-1 1 に示す文書	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所 廃棄物埋設施設において、 廃棄物埋設施設において、表1に記載の文書名補正予定箇所を6/7 ページに示す。 加工施設(MOX)において、表番号の補正予定箇所を7/7 ページに示す。
46.	4.2.1 一般 d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	4.2.1 一般 d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	4.2.1 一般 d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	4.2.1 一般 d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	4.2.1 一般 d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 6-2 2 に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所 加工施設(MOX)において、表番号の補正予定箇所を7/7 ページに示す。
77.	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
78.	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
105.	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
114.	5.5.3 管理者 (1) a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	5.5.3 管理者 (1) a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	5.5.3 管理者 (1) a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	5.5.3 管理者 (1) a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	5.5.3 管理者 (1) a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	記載誤り
155.	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (3)監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
158.	6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。	6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。	6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。	6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。	6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
168.	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (2) c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (2) c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (2) c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (2) c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (2) c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	記載誤り
198.	7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
248.	7.3.7 設計開発の変更の管理 (3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	7.3.7 設計開発の変更の管理 (3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	7.3.7 設計開発の変更の管理 (3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	7.3.7 設計開発の変更の管理 (3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が埋設施設に及ぼす影響の評価(当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	7.3.7 設計開発の変更の管理 (3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。また、組織は、火災区域及び火災	加工施設(MOX)における火災の発生時に講ずべき措置に関する規定は、加工事業の変更の許可を踏まえて保安規定に反映することとし、本記載を削除

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	備考
					区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。	
254.	7.4.1 調達プロセス (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する もの者 を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	7.4.1 調達プロセス (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する もの者 を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	7.4.1 調達プロセス (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する もの者 を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	7.4.1 調達プロセス (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法 と及び 程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する もの者 を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	7.4.1 調達プロセス (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
255.	7.4.1 調達プロセス (3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	7.4.1 調達プロセス (3) 資材部長(他の職位が実施する事項を除く) 組織 は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	7.4.1 調達プロセス (3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	7.4.1 調達プロセス (3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	7.4.1 調達プロセス (3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
268.	7.4.2 調達物品等要求事項 (2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	7.4.2 調達物品等要求事項 (2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	7.4.2 調達物品等要求事項 (2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	7.4.2 調達物品等要求事項 (2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	7.4.2 調達物品等要求事項 (2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関すること を 含める。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
278.	7.5.1 個別業務の管理 b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	7.5.1 個別業務の管理 b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	7.5.1 個別業務の管理 b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	7.5.1 個別業務の管理 b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	7.5.1 個別業務の管理 b.手順 書 等が必要な時に利用できる体制にあること。	記載誤り
295.	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。「 組織の外部の者の物品 」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。「 組織の外部の者の物品 」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。「 組織の外部の者の物品 」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。「 組織の外部の者の物品 」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	7.5.4 組織の外部の者の物品 (4) 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。「 組織の外部の者の物品 」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
315.	8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視 及び 測定	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
320.	8.2.2 内部監査 (1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	8.2.2 内部監査 (1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	8.2.2 内部監査 (1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	8.2.2 内部監査(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、 重大事故の発生及び抜夫の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、 内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	8.2.2 内部監査 (1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
337.	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事	8.2.4 機器等の検査等 (1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所

No.	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	備考
	業者検査等又は自主検査等を実施する。 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	自主検査等を実施する。 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	
345.	8.3 不適合の管理 (2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	8.3 不適合の管理 (2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	8.3 不適合の管理 (2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	8.3 不適合の管理 (2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	8.3 不適合の管理 (2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
376.	8.5.2 是正処置等 (3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	8.5.2 是正処置等 (3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	8.5.2 是正処置等 (3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	8.5.2 是正処置等 (3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	8.5.2 是正処置等 (3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所
378.	8.5.3 未然防止処置 (1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	8.5.3 未然防止処置 (1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	8.5.3 未然防止処置 (1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	8.5.3 未然防止処置 (1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	8.5.3 未然防止処置 (1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	施設間で記載の整合が図られていなかった箇所

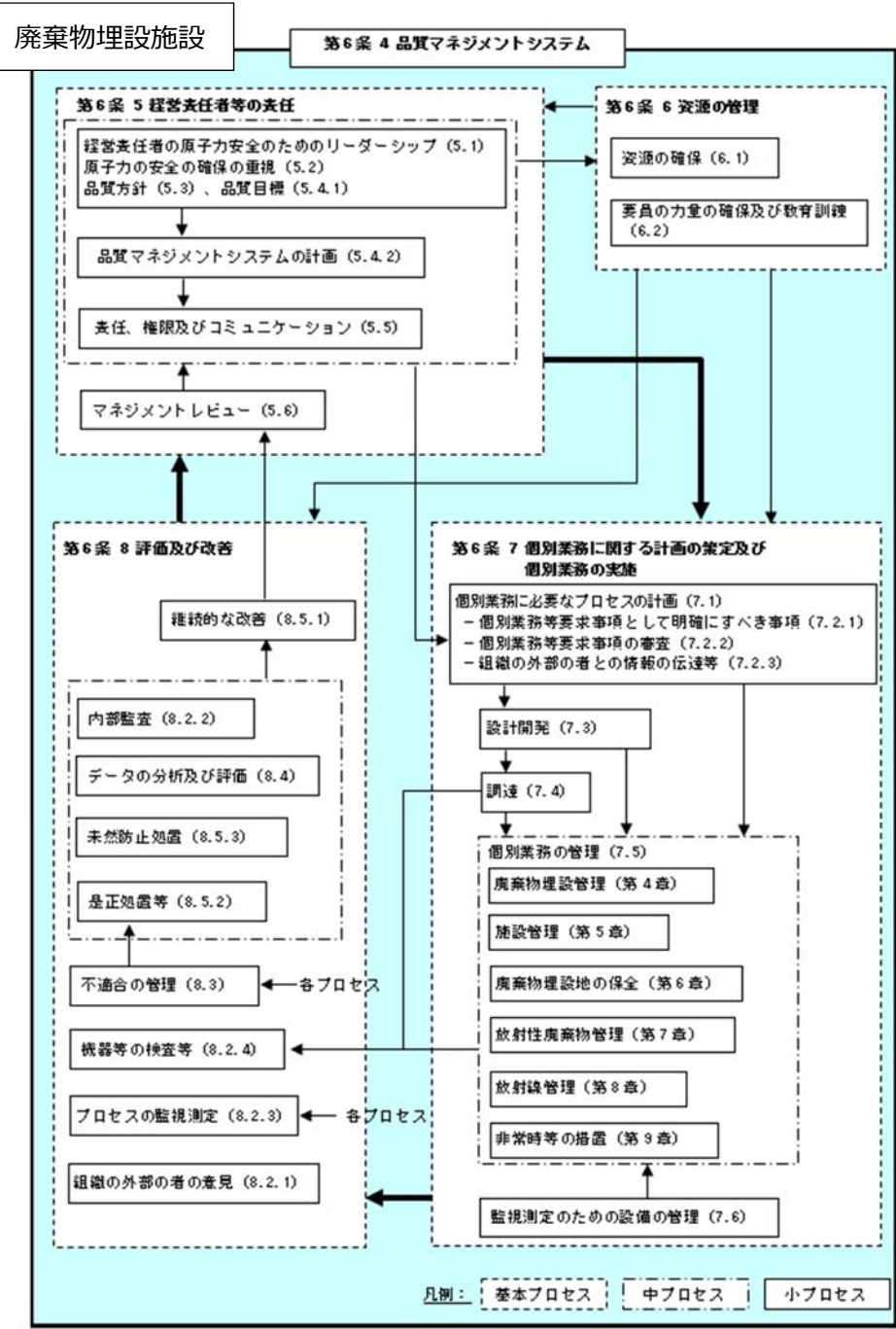


図1 プロセス関連図(第6条 4.1 関係)

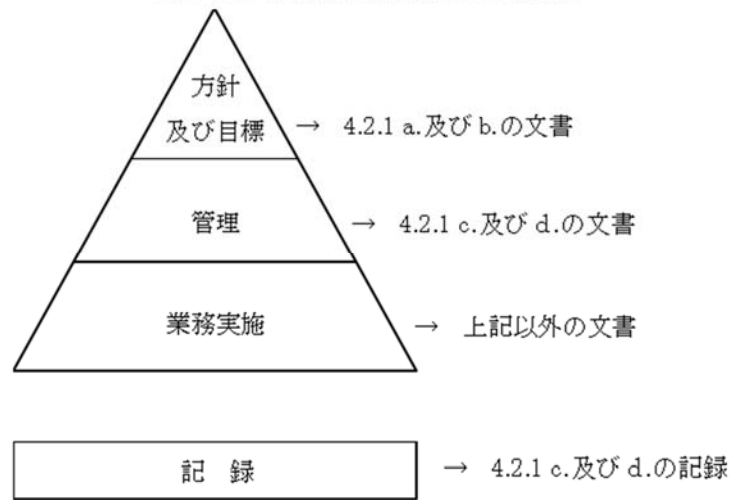


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図(第6条 4.2 関係)

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係 (第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—
		調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—
		増設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—
4.1, 6.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	家業管理要則	安全・品質本部長	—
5.5.3	管理書	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—
5.5.4	組織内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程 品質・保安会規程 増設施設安全委員会運営要領	安全・品質本部長 安全・品質本部長 事業部長	第443条 第441条 第442条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—
		廃棄物増設施設保安教育実施要領	事業部長	第463条
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物増設施設廃棄物取扱主任者職務実施要領	事業部長	第10条
		廃棄物増設施設増設管理要領	事業部長	第4514条~第4917条、第4919条、第4924条、第30条、第372条~第4635条
		廃棄物増設施設計画作成要領	事業部長	第4615条
		廃棄物確認要領	事業部長	第4617条
		土木管理要領	事業部長	第19条~第2424条、第27条、第28条~第30条、第32条~第33条
		増設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領	事業部長	第2422条
		技術情報管理要領	事業部長	第2922条、第2965条
		廃棄物増設施設保守管理要領	事業部長	第2922条、第2924条、第2947条
		設置および改修工事に係る設計管理要領	事業部長	第2922条~第2924条
		廃棄物管理要領	事業部長	第2922条~第2924条
		廃棄物増設施設放射線管理総括要領	事業部長	第2922条、第2924条、第2932条~第4641条、第4643条~第5449条、第5954条、第6560条
		設計管理要領	事業部長	第2922条、第2923条
		廃棄物増設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第2426条~第2429条
		濃縮・増設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第4742条
		輸送物仕立て勤務作業要領	事業部長	第49条
		廃棄物増設施設異常・非常時対応要領	事業部長	第5651条~第6661条、第6664条、第7267条
		廃棄物増設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第2965条
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第2923条
		土木管理要領	事業部長	第2923条
		設置および改修工事に係る設計管理要領	事業部長	第2923条
		廃棄物管理要領	事業部長	第23条
7.4	調達	調達管理要領	調達室長	—
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要領	安全・品質本部長	—第18条、第25条
8.3	不適合管理	トラブル情報等の社外への共有要領	安全・品質本部長	—
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要領	安全・品質本部長	—

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係 (第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

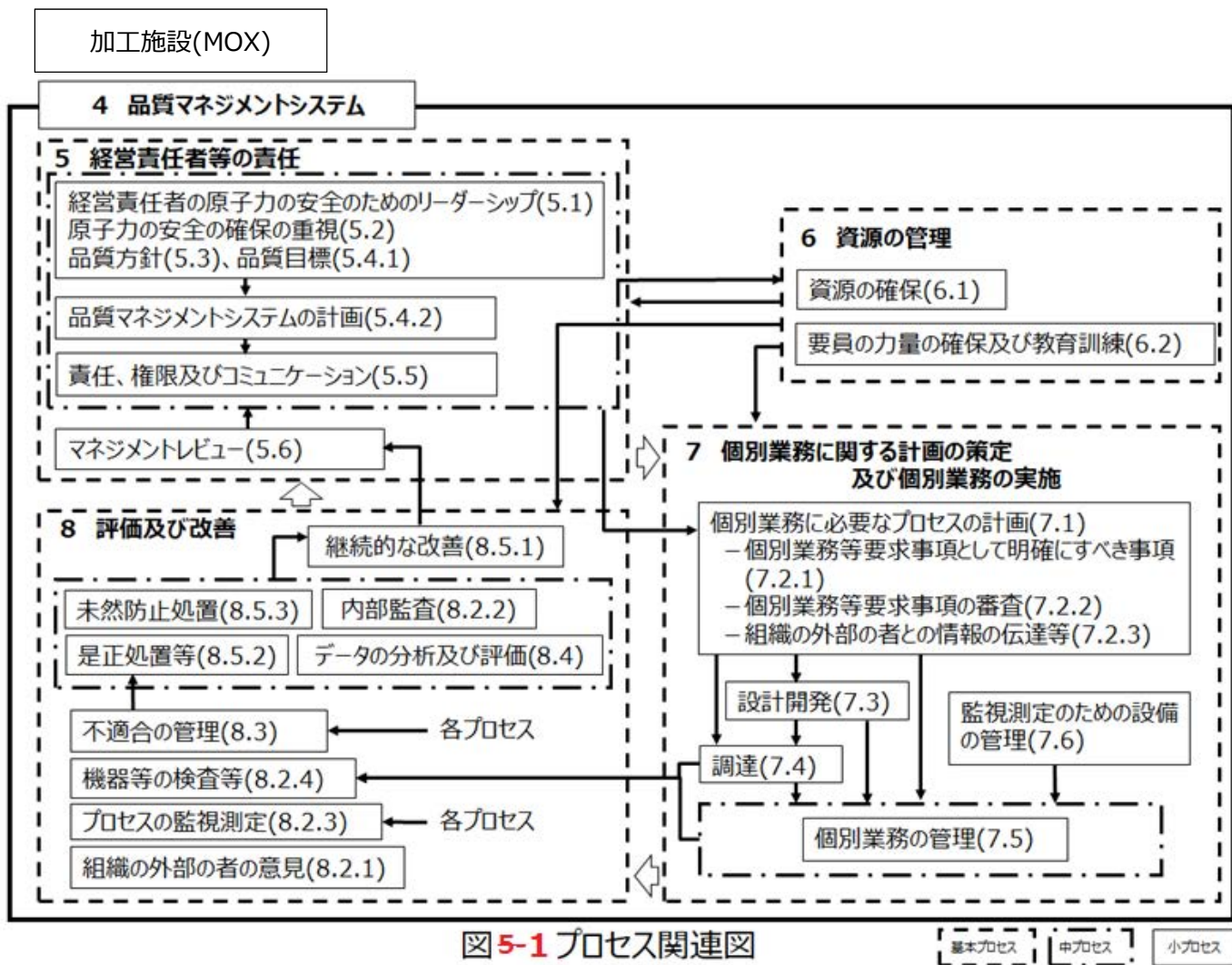


図5-1 プロセス関連図

表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書との関係 (その1)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
	安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-	
	燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-	
4.1	保安活動の重要度	燃料製造事業部 品質重要度分類(要則)	事業部長	-
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報伝達	安全・品質改善委員会規程	安全・品質本部長	第10条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第8条
5.6	マネジメントレビュー	燃料製造事業部 燃料製造安全委員会運営要則	事業部長	第9条
		マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-

表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書との関係 (その2)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要則	監査室長	-
		調達室 教育訓練要則	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要則	安全・品質本部長	-
7.1	施設管理	燃料製造事業部 品質目標・業務目標管理要則	事業部長	-
		燃料製造事業部 設計管理要則	事業部長	-
		燃料製造事業部 設工認申請・使用前事業者検査運用要則	事業部長	-
		燃料製造事業部 製作および搬付・施工管理要則	事業部長	第402条~第405条 未
		燃料製造事業部 検査および試験管理要則	事業部長	-
		燃料製造事業部 使用前事業者検査実施要則	事業部長	-
		燃料製造事業部 保守管理要則	事業部長	-
7.3	設計開発	燃料製造事業部 設計管理要則	事業部長	-
7.4	調達	燃料製造事業部 設工認申請・使用前事業者検査運用要則	事業部長	第403条
		調達管理要則	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第405条
7.6	監視測定のための設備の管理	燃料製造事業部 計測器管理要則	事業部長	-
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表5-2 品質マネジメントシステム計画関連条項及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

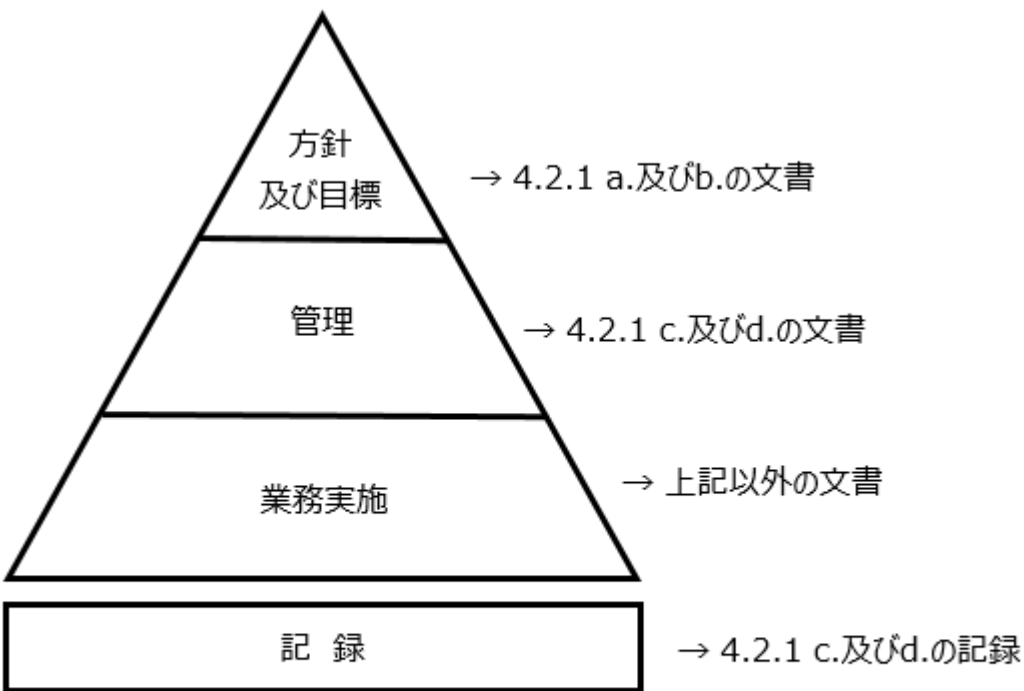


図5-2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

各施設保安規定の記載整合について

1. はじめに

本資料は、現在申請中の再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請に関する審査会合におけるコメントを踏まえ、その対応について説明する資料である。

2. 審査会合におけるコメント

保安規定の記載について、施設間の整合を図ること。

3. (変更)認可申請した保安規定の状況

以下に示す各施設の保安規定における総則、保安管理体制等の共通的な記載事項について、既認可保安規定の規定内容を変更することなく、記載の整合を図っている。

しかしながら、施設間の記載の整合が不十分な箇所を確認した。

【記載整合を図った主な事項】

(1) 総則

- ① 目的
- ② 規定の遵守
- ③ 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上
- ④ 事業者対応方針等の履行

(2) 保安

- ① 職務
 - ② 核燃料取扱主任者/廃棄物取扱主任者の選任
 - ③ 核燃料取扱主任者/廃棄物取扱主任者の職務
 - ④ 品質・保安会議の審議事項、構成等
 - ⑤ 安全委員会の審議事項、構成等
- (3) 施設の操作等の章における個別業務に係る PDCA

4. 対応方針

今回記載の整合を図った事項について、条構成を含め記載の整合を図った上で、保安規定(変更)認可申請の補正を行う。

また、各施設の保安規定における誤記等についても修正し、保安規定(変更)認可申請の補正を行う。
補正内容を添付 10 に示す。

以上

各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画）比較表

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
1.			第1章の2 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに当たり、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第1章の2 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム計画) 第3条の4 保安活動のための品質 保証活動を実施するに当たり、以下の とおり品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに当たり、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに当たり、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに当たり、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第3条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに当たり、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。
2.	第一章 総則 (目的)	第1章総則 第1条 (目的)	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1. 目的
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする①。	1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下、「品質管理基準規則」という。)に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。
4.	(適用範囲)		2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2. 適用範囲
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。
6.	(定義)	第2条 (定義)	3 定義	3 定義	3 定義	3 定義	3 定義	3. 定義
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理基準規則に従う。
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		—	—	—	—	—	—
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。		—	—	—	—	—	—
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。		—	—	—	—	—	—
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含	—	—	—	—	—	—

黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった21項目※に該当する箇所を示す。
※21項目の内容および具体的対応は、添付資料参照。
水色ハッチング：各施設間の相違箇所を示す。
緑色ハッチング：発電用原子炉施設の保安規定との差異を示す。
薄緑セル色付：施設の特徴に応じ、要求事項を反映した箇所を示す。
赤文字：補正予定箇所を示す。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
		む。						
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	—	—	—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	—	—	—	—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	—	—	—	—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。		—	—	—	—	—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。		—	—	—	—	—	—
17.			(1)再処理施設 法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。	(1)廃棄物管理施設 法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	(1)埋設施設 法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設をいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	(1)原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
18.			(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。
19.			—	—	—	—	—	(3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう(以下、本条および第120条において同じ)。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(1)第16条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第6条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1) 原子力部門(第4条 図4に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同じ。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう)。
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じて、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に廃棄物管理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に埋設施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a)、b)およびc)に掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下、「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4. 1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		a.再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a) 原子力施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ②	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	b.再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)	b.廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)	b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)	b.埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)	b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)	b) 原子力施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。))およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定さ	5 第2項第3号に規定する「通常想定	c.機器等の故障若しくは通常想定され	c.機器等の故障若しくは通常想定され	c.機器等の故障若しくは通常想定され	c.機器等の故障若しくは通常想定され	c.機器等の故障若しくは通常想定され	c) 機器等の故障もしくは通常想定さ

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	れない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響 ^②	定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	ない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	ない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	ない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	ない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	ない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	れない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。 ^④		(3)組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、埋設施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令（以下、「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a) プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1 b)、c)およびd)に示す文書で明確にする。
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b) プロセスの順序および相互の関係（原子力部門内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に示す。
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 ^④	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d) プロセスの運用ならびに監視および測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f) プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g) プロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。 ^⑤	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」に	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
		は、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑤	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。⑥ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 a) 原子力の安全および安全文化の理解が原子力部門全体で共通のものとなっている。 b) 風通しの良い組織文化が形成されている。 c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e) 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g) 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を原子力部門全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。⑩		(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 原子力部門は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。⑫		(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)		4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4. 2 品質マネジメントシステムの文書化
41.			4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4. 2. 1 一般
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しな		組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	ればならない。							
43.	一 品質方針及び品質目標		a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a) 品質方針および品質目標
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	c) 品管規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す社内標準、および、品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)
47.	(品質マニュアル)		4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4. 2. 2 品質マニュアル
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	原子力部門は、品質マニュアルである「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
53.	五 プロセスの相互の関係		e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e) プロセスの相互の関係(図3-1参照)
54.	(文書の管理)	第7条(文書の管理)	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4. 2. 3 文書の管理
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1) 原子力部門は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。 a) 原子力部門として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2) 原子力部門は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1の4. 2. 3項に係る社内標準を作成する。
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要	3 第2項第2号に規定する「改訂に	b.品質マネジメント文書の改訂の必要	b.品質マネジメント文書の改訂の必要	b.品質マネジメント文書の改訂の必要	b.品質マネジメント文書の改訂の必要	b.品質マネジメント文書の改訂の必要	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b) 品質目標が定められているようにすること。
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること(要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう)。
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d) 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e) 資源が利用できる体制を確保すること。
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
79.	(原子力の安全の確保の重視)	第10条(原子力の安全の確保の重視)	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	5. 2 原子力の安全の確保の重視
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。①	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、原子力部門の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。
81.	(品質方針)	第11条(品質方針)	5.3 品質方針	5.3 品質方針	5.3 品質方針	5.3 品質方針	5.3 品質方針	5. 3 品質方針
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの(この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。))を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a) 原子力部門の目的および状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む)。
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。		c.品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。	c) 品質目標を定め、評価するにあつての枠組みとなるものであること。
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d) 要員に周知され、理解されていること。
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
88.			5.4 計画	5.4 計画	5.4 計画	5.4 計画	5.4 計画	5. 4 計画
89.	(品質目標)	第12条 (品質目標)	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標	5. 4. 1 品質目標
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にある)ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。
92.								(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5. 4項に係る社内標準を確立する。
93.	(品質マネジメントシステムの計画)	第13条 (品質マネジメントシステムの計画)	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画
94.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4. 1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。
95.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。⑨	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
96.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果⑨	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
97.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持⑨		b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
98.	三 資源の利用可能性⑨		c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性
99.	四 責任及び権限の割当て⑨		d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d) 責任および権限の割当て
100.			5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5. 5 責任、権限およびコミュニケーション
101.	(責任及び権限)	第14条 (責任及び権限)	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5. 5. 1 責任および権限

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
102.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任(担当業務に応じて、原子力部門の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。
103.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	(再掲) 1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	
104.			(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	
105.	(品質マネジメントシステム管理責任者)		5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者
106.								(1)社長は、原子力事業本部長を原子力部門(経営監査室を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任者として、経営監査室長を経営監査室の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。
107.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		社長は、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第5条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	(2)社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。
108.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
109.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b) 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。
110.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
111.	四 関係法令を遵守すること。		d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d) 関係法令を遵守すること。
112.	(管理者)	第16条(管理者)	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者
113.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者と	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」と	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」と	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」と	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」と	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」と	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(品質マニユア

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	して責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	いう。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)	いう。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)	いう。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)	いう。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)	いう。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)	ルにおいて、管理者として責任および権限を付与されている者、以下、「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。
114.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
115.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
116.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
117.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d) 健全な安全文化を育成し、および維持すること。
118.	五 関係法令を遵守すること。④		e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	e) 関係法令を遵守すること。
119.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
120.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
121.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
122.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c) 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
123.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
124.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
125.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。
126.	(組織の内部の情報の伝達)	第17条(組織の内部の情報の伝達)	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
127.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.再処理安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.貯蔵管理安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.濃縮安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.埋設施設安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.燃料製造安全委員会	(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
128.		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。						(2) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5.5.4項に係る社内標準を確立する。
129.			5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー
130.	(マネジメントレビュー)		5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般
131.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	(第16条再掲) 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう（第18条において同じ。）。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、品質マネジメントシステムの評価（以下、「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。
132.	(マネジメントレビューに用いる情報)	第19条 (マネジメントレビューに用いる情報)	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報
133.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。
134.	一 内部監査の結果		a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a) 内部監査の結果
135.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b) 原子力部門が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、原子力部門の外部の者の意見
136.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格Q9001(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	c) プロセスの運用状況 (JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンス並びに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)
137.	四 使用前事業者検査、定期事業者	3 第4号に規定する「自主検査等」と	d.使用前事業者検査及び定期事業	d.使用前事業者検査及び定期事業	d.使用前事業者検査及び定期事業	d.自主検査等の結果(「自主検査	d.使用前事業者検査及び定期事業	d) 使用前事業者検査および定期事

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	は、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)	者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。
138.	五 品質目標の達成状況		e.品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況	e) 品質目標の達成状況
139.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)
140.	七 関係法令の遵守状況		g.関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況	g) 関係法令の遵守状況
141.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(原子力部門の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
142.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
143.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
144.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		k.部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案	k) 部門または要員からの改善のための提案
145.	十二 資源の妥当性		l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l) 資源の妥当性
146.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)
147.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置
148.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
149.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a) 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される原子力部門の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)
150.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b) 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善
151.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
152.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d) 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
153.	五 関係法令の遵守に関する改善④		e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e) 関係法令の遵守に関する改善
154.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
155.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。
156.	第四章 資源の管理	第4章 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6. 資源の管理
157.	(資源の確保)	第21条 (資源の確保)	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6. 1 資源の確保
158.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。 2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9001の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	原子力部門は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を表3-2の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る社内標準において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、原子力部門の内部で保持すべき資源と原子力部門の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。
159.	一 要員		a.要員	a.要員	a.要員	a.要員	a.要員	a) 要員
160.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）
161.	三 作業環境		c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
162.	四 その他必要な資源		d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d) その他必要な資源
163.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	第22条 (要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6. 2 要員の力量の確保および教育訓練
164.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。⑥	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下、「力量」という。また、力量には、原子力部門が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。
165.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-2の5. 4項および6. 2項に係る社内標準を確立し、次に掲げる業務を行う。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
166.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
167.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。
168.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
169.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。
170.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
171.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
172.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
173.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。
174.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施
175.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	第23条(個別業務に必要なプロセスの計画)	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画
176.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定 ¹⁹ することを含む。	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1) 原子力部門は、表3-1の4. 2. 3項および表3-2の7. 1項に係る社内標準に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4. 1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。
177.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。
178.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 ¹⁹	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3) 原子力部門は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。))を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
179.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 ¹⁹	(第13条再掲) 2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a) 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、ならびに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
		じた措置						
180.	二 機器等又は個別業務に係る品質 目標及び個別業務等要求事項		b.機器等又は個別業務に係る品質目 標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目 標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目 標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目 標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目 標及び個別業務等要求事項	b) 機器等または個別業務に係る品質 目標および個別業務等要求事項
181.	三 機器等又は個別業務に固有のプロ セス、品質マネジメント文書及び資源		c.機器等又は個別業務に固有のプロセ ス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセ ス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセ ス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセ ス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセ ス、品質マネジメント文書及び資源	c) 機器等または個別業務に固有のプロ セス、品質マネジメント文書および資 源
182.	四 使用前事業者検査等、検証、妥 当性確認及び監視測定並びにこれらの 個別業務等要求事項への適合性を判 定するための基準(以下「 <u>合否判定基 準</u> 」という。)		d.使用前事業者検査等、検証、妥当 性確認及び監視測定並びにこれらの個 別業務等要求事項への適合性を判定 するための基準(以下「 <u>合否判定基 準</u> 」という。)	d.使用前事業者検査等、検証、妥当 性確認及び監視測定並びにこれらの個 別業務等要求事項への適合性を判定 するための基準(以下「 <u>合否判定基 準</u> 」という。)	d.使用前事業者検査等、検証、妥当 性確認及び監視測定並びにこれらの個 別業務等要求事項への適合性を判定 するための基準(以下「 <u>合否判定基 準</u> 」という。)	d.自主検査等、検証、妥当性確認及 び監視測定並びにこれらの個別業務等 要求事項への適合性を判定するた めの基準(以下「 <u>合否判定基準</u> 」とい う。)	d.使用前事業者検査等、検証、妥当 性確認及び監視測定並びにこれらの個 別業務等要求事項への適合性を判定 するための基準(以下「 <u>合否判定基 準</u> 」という。)	d) 使用前事業者検査等、検証、妥 当性確認および監視測定ならびにこれ らの個別業務等要求事項への適合性 を判定するための基準(以下、「 <u>合否 判定基準</u> 」という。)
183.	五 個別業務に必要なプロセス及び当 該プロセスを実施した結果が個別業務 等要求事項に適合することを実証する ために必要な記録		e.個別業務に必要なプロセス及び当該 プロセスを実施した結果が個別業務等 要求事項に適合することを実証するた めに必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該 プロセスを実施した結果が個別業務等 要求事項に適合することを実証するた めに必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該 プロセスを実施した結果が個別業務等 要求事項に適合することを実証するた めに必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該 プロセスを実施した結果が個別業務等 要求事項に適合することを実証するた めに必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該 プロセスを実施した結果が個別業務等 要求事項に適合することを実証するた めに必要な記録	e) 個別業務に必要なプロセスおよび 当該プロセスを実施した結果が個別業 務等要求事項に適合することを実証す るために必要な記録
184.	4 原子力事業者等は、策定した個別 業務計画を、その個別業務の作業方 法に適したものとしなければならない。		(4)組織は、策定した個別業務計画 を、その個別業務の作業方法に適した ものとする。	(4)組織は、策定した個別業務計画 を、その個別業務の作業方法に適した ものとする。	(4)組織は、策定した個別業務計画 を、その個別業務の作業方法に適した ものとする。	(4)組織は、策定した個別業務計画 を、その個別業務の作業方法に適した ものとする。	(4)組織は、策定した個別業務計画 を、その個別業務の作業方法に適した ものとする。	(4) 原子力部門は、策定した個別業 務計画を、その個別業務の作業方法に 適したものとす。
185.			7.2 個別業務等要求事項に関するプ ロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプ ロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプ ロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプ ロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプ ロセス	7. 2 個別業務等要求事項に関する プロセス
186.	(個別業務等要求事項として明確に すべき事項)		7.2.1 個別業務等要求事項として明 確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明 確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明 確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明 確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明 確にすべき事項	7. 2. 1 個別業務等要求事項と して明確にすべき事項
187.	第二十四条 原子力事業者等は、次 に掲げる事項を個別業務等要求事項 として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等 要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等 要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等 要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等 要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等 要求事項として明確にする。	原子力部門は、次に掲げる事項を個 別業務等要求事項として明確に定め る。
188.	一 組織の外部の者が明示してはい ないものの、機器等又は個別業務に必 要な要求事項		a.組織の外部の者が明示してはい ないものの、機器等又は個別業務に必 要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはい ないものの、機器等又は個別業務に必 要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはい ないものの、機器等又は個別業務に必 要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはい ないものの、機器等又は個別業務に必 要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはい ないものの、機器等又は個別業務に必 要な要求事項	a) 原子力部門の外部の者が明示して はいないものの、機器等または個別業 務に必要な要求事項
189.	二 関係法令		b.関係法令	b.関係法令	b.関係法令	b.関係法令	b.関係法令	b) 関係法令
190.	三 前二号に掲げるもののほか、原子 力事業者等が必要とする要求事項		c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織 が必要とする要求事項	c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織 が必要とする要求事項	c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織 が必要とする要求事項	c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織 が必要とする要求事項	c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織 が必要とする要求事項	c) a)およびb)に掲げるもののほか、原 子力部門が必要とする要求事項
191.	(個別業務等要求事項の審査)		7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7. 2. 2 個別業務等要求事項の 審査
192.	第二十五条 原子力事業者等は、機 器等の使用又は個別業務の実施に当 たり、あらかじめ、個別業務等要求事 項の審査を実施しなければならない。		(1)組織は、機器等の使用又は個別 業務の実施に当たり、あらかじめ、個別 業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別 業務の実施に当たり、あらかじめ、個別 業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別 業務の実施に当たり、あらかじめ、個別 業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別 業務の実施に当たり、あらかじめ、個別 業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別 業務の実施に当たり、あらかじめ、個別 業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 原子力部門は、機器等の使用ま たは個別業務の実施にあたり、あらか じめ、個別業務等要求事項の審査を 実施する。
193.	2 原子力事業者等は、前項の審査を 実施するに当たり、次に掲げる事項を確 認しなければならない。		(2)組織は、(1)の審査を実施するに 当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに 当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに 当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに 当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに 当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 原子力部門は、個別業務等要求 事項の審査を実施するにあたり、次 に掲げる事項を確認する。
194.	一 当該個別業務等要求事項が定め られていること。		a.当該個別業務等要求事項が定めら れていること。	a.当該個別業務等要求事項が定めら れていること。	a.当該個別業務等要求事項が定めら れていること。	a.当該個別業務等要求事項が定めら れていること。	a.当該個別業務等要求事項が定めら れていること。	a) 当該個別業務等要求事項が定め られていること。
195.	二 当該個別業務等要求事項が、あ らかじめ定められた個別業務等要求事 項と相違する場合においては、その相違点 が解明されていること。		b.当該個別業務等要求事項が、あ らかじめ定められた個別業務等要求事 項と相違する場合においては、その相違点 が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あ らかじめ定められた個別業務等要求事 項と相違する場合においては、その相違点 が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あ らかじめ定められた個別業務等要求事 項と相違する場合においては、その相違点 が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あ らかじめ定められた個別業務等要求事 項と相違する場合においては、その相違点 が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あ らかじめ定められた個別業務等要求事 項と相違する場合においては、その相違点 が解明されていること。	b) 当該個別業務等要求事項が、あ らかじめ定められた個別業務等要求事 項と相違する場合においては、その相違点 が解明されていること。
196.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定め られた個別業務等要求事項に適合す るための能力を有していること。		c.組織が、あらかじめ定められた個別 業務等要求事項に適合するための能力を 有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別 業務等要求事項に適合するための能力を 有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別 業務等要求事項に適合するための能力を 有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別 業務等要求事項に適合するための能力を 有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別 業務等要求事項に適合するための能力を 有していること。	c) 原子力部門が、あらかじめ定めら れた個別業務等要求事項に適合するた めの能力を有していること。
197.	3 原子力事業者等は、第一項の審 査の結果の記録及び当該審査の結果 に基づき講じた措置に係る記録を作成 し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、(1)の審査の結果の記録 及び当該審査の結果に基づき講じた措 置に係る記録を作成し、これを管理す る。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録 及び当該審査の結果に基づき講じた措 置に係る記録を作成し、これを管理す る。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録 及び当該審査の結果に基づき講じた措 置に係る記録を作成し、これを管理す る。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録 及び当該審査の結果に基づき講じた措 置に係る記録を作成し、これを管理す る。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録 及び当該審査の結果に基づき講じた措 置に係る記録を作成し、これを管理す る。	(3) 原子力部門は、(1)の審査の結 果の記録および当該審査の結果に基 づき講じた措置に係る記録を作成し、こ れを管理する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
198.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。
199.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	第26条(組織の外部の者との情報の伝達等)	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等
200.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性に、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集および原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-2の7. 2. 3項に係る社内標準で明確に定め、これを実施する。
201.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a) 原子力部門の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
202.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b) 予期せぬ事態における原子力部門の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
203.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を原子力部門の外部の者に確実に提供する方法
204.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力の安全に関連する原子力部門の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
205.			7.3 設計開発	7.3 設計開発	7.3 設計開発	7.3 設計開発	7.3 設計開発	7. 3 設計開発
206.								原子力部門は、表3-2の7. 3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。
207.	(設計開発計画)	第27条(設計開発計画)	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7. 3. 1 設計開発計画
208.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「(設計開発)」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「(設計開発)」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「(設計開発)」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「(設計開発)」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「(設計開発)」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	(1) 原子力部門は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4. 1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。
209.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 原子力部門は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
210.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度
211.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制
212.	三 設計開発に係る部門及び要員の責		c.設計開発に係る部門及び要員の責	c.設計開発に係る部門及び要員の責	c.設計開発に係る部門及び要員の責	c.設計開発に係る部門及び要員の責	c.設計開発に係る部門及び要員の責	c) 設計開発に係る部門および要員の責

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	任及び権限		任及び権限	任及び権限	任及び権限	任及び権限	任及び権限	責任および権限
213.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d) 設計開発に必要な原子力部門の内部および外部の資源
214.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する各者間の連絡を管理する。	(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する各者間の連絡を管理する。
215.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
216.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7. 3. 2 設計開発に用いる情報
217.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
218.	一 機能及び性能に係る要求事項		a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a) 機能および性能に係る要求事項
219.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
220.	三 関係法令		c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c) 関係法令
221.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項
222.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
223.	(設計開発の結果に係る情報)	第29条 (設計開発の結果に係る情報)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報
224.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
225.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
226.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
227.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
228.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b) 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
229.	三 合否判定基準を含むものであること。		c.合否判定基準を含むものであること。	c.合否判定基準を含むものであること。	c.合否判定基準を含むものであること。	c.合否判定基準を含むものであること。	c.合否判定基準を含むものであること。	c) 合否判定基準を含むものであること。
230.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	かじめ、設計開発妥当性確認を完了し なければならない。		開発妥当性確認を完了する。	開発妥当性確認を完了する。	開発妥当性確認を完了する。	開発妥当性確認を完了する。	開発妥当性確認を完了する。	め、設計開発妥当性確認を完了する。
244.	3 原子力事業者等は、設計開発妥 当性確認の結果の記録及び当該設計 開発妥当性確認の結果に基づき講じた 措置に係る記録を作成し、これを管理 しなければならない。		(3)組織は、設計開発妥当性確認の 結果の記録及び当該設計開発妥当性 確認の結果に基づき講じた措置に係る 記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の 結果の記録及び当該設計開発妥当性 確認の結果に基づき講じた措置に係る 記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の 結果の記録及び当該設計開発妥当性 確認の結果に基づき講じた措置に係る 記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の 結果の記録及び当該設計開発妥当性 確認の結果に基づき講じた措置に係る 記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の 結果の記録及び当該設計開発妥当性 確認の結果に基づき講じた措置に係る 記録を作成し、これを管理する。	(3) 原子力部門は、設計開発妥当性 確認の結果の記録および当該設計開 発妥当性確認の結果に基づき講じた 措置に係る記録を作成し、これを管理 する。
245.	(設計開発の変更の管理)		7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7. 3. 7 設計開発の変更の管理
246.	第三十三条 原子力事業者等は、設 計開発の変更を行った場合においては、 当該変更の内容を識別することができる ようにするとともに、当該変更に係る記 録を作成し、これを管理しなければなら ない。		(1)組織は、設計開発の変更を行った 場合においては、当該変更の内容を識 別することができるようにするとともに、当 該変更に係る記録を作成し、これを管 理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った 場合においては、当該変更の内容を識 別することができるようにするとともに、当 該変更に係る記録を作成し、これを管 理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った 場合においては、当該変更の内容を識 別することができるようにするとともに、当 該変更に係る記録を作成し、これを管 理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った 場合においては、当該変更の内容を識 別することができるようにするとともに、当 該変更に係る記録を作成し、これを管 理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った 場合においては、当該変更の内容を識 別することができるようにするとともに、当 該変更に係る記録を作成し、これを管 理する。	(1) 原子力部門は、設計開発の変更 を行った場合においては、当該変更の 内容を識別することができるようにすると ともに、当該変更に係る記録を作成し、 これを管理する。
247.	2 原子力事業者等は、設計開発の 変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、 検証及び妥当性確認を行い、変更を 承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発の変更を行うに 当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥 当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに 当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥 当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに 当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥 当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに 当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥 当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに 当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥 当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 原子力部門は、設計開発の変更 を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証 および妥当性確認を行い、変更を承認 する。
248.	3 原子力事業者等は、前項の審査に おいて、設計開発の変更が原子力施設 に及ぼす影響の評価(当該原子力施 設を構成する材料又は部品に及ぼす影 響の評価を含む。)を行わなければなら ない。		(3)組織は、(2)の審査において、設計 開発の変更が再処理施設に及ぼす影 響の評価(当該再処理施設を構成す る材料又は部品に及ぼす影響の評価 を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計 開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼ す影響の評価(当該廃棄物管理施設 を構成する材料又は部品に及ぼす影 響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計 開発の変更が加工施設に及ぼす影響 の評価(当該加工施設を構成する材 料又は部品に及ぼす影響の評価を含 む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計 開発の変更が埋設施設に及ぼす影響 の評価(当該埋設施設を構成する材 料又は部品に及ぼす影響の評価を含 む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計 開発の変更が加工施設に及ぼす影響 の評価(当該加工施設を構成する材 料又は部品に及ぼす影響の評価を含 む。)を行う。	(3) 原子力部門は、設計開発の変更 の審査において、設計開発の変更が原 子炉施設に及ぼす影響の評価(当該 原子炉施設を構成する材料または部 品に及ぼす影響の評価を含む。)を行 う。
249.	4 原子力事業者等は、第二項の審 査、検証及び妥当性確認の結果の記 録及びその結果に基づき講じた措置に 係る記録を作成し、これを管理しなけれ ばならない。		(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥 当性確認の結果の記録及びその結果 に基づき講じた措置に係る記録を作成 し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥 当性確認の結果の記録及びその結果 に基づき講じた措置に係る記録を作成 し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥 当性確認の結果の記録及びその結果 に基づき講じた措置に係る記録を作成 し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥 当性確認の結果の記録及びその結果 に基づき講じた措置に係る記録を作成 し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥 当性確認の結果の記録及びその結果 に基づき講じた措置に係る記録を作成 し、これを管理する。	(4) 原子力部門は、(2)の審査、検証 および妥当性確認の結果の記録および その結果に基づき講じた措置に係る記 録を作成し、これを管理する。
250.			7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7. 4 調達
251.								原子力部門は、表3-2の7.4項 に係る社内標準を確立し、次の事項を 実施する。
252.	(調達プロセス)	第34条(調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7. 4. 1 調達プロセス
253.	第三十四条 原子力事業者等は、調 達する物品又は役務(以下「調達物品 等」という。)が、自ら規定する調達物品 等に係る要求事項(以下「調達物品等 要求事項」という。)に適合するよう にしなければならない。		(1)組織は、調達する物品又は役務 (以下「調達物品等」という。)が、自 ら規定する調達物品等に係る要求事 項(以下「調達物品等要求事項」とい う。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務 (以下「調達物品等」という。)が、自 ら規定する調達物品等に係る要求事 項(以下「調達物品等要求事項」とい う。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務 (以下「調達物品等」という。)が、自 ら規定する調達物品等に係る要求事 項(以下「調達物品等要求事項」とい う。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務 (以下「調達物品等」という。)が、自 ら規定する調達物品等に係る要求事 項(以下「調達物品等要求事項」とい う。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務 (以下「調達物品等」という。)が、自 ら規定する調達物品等に係る要求事 項(以下「調達物品等要求事項」とい う。)に適合するようにする。	(1) 原子力部門は、調達する物品ま たは役務(以下、「調達物品等」とい う。)が、自ら規定する調達物品等に 係る要求事項(以下、「調達物品等 要求事項」という。)に適合するよう にする。
254.	2 原子力事業者等は、保安活動の 重要度に応じて、調達物品等の供給 者及び調達物品等に適用される管理 の方法及び程度を定めなければならない。 この場合において、一般産業用工 業品については、調達物品等の供給者 等から必要な情報入手し当該一般 産業用工業品が調達物品等要求事 項に適合していることを確認できるよ うに、管理の方法及び程度を定めな なければならない。⑫	1 第2項に規定する「調達物品等に 適用される管理の方法及び程度」に は、力量を有する者を組織の外部から 確保する際に、外部への業務委託の範 囲を品質マネジメント文書に明確に定め ることを含む。⑩ 2 第2項に規定する「管理の方法」と は、調達物品等が調達物品等要求事 項に適合していることを確認する適切 な方法(機器単位の検証、調達物品等 の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等 の供給者等から必要な情報入手し当 該一般産業用工業品が調達物品等 要求事項に適合していることを確認で きるように、管理の方法及び程度を定め	(2)組織は、保安活動の重要度に応じ て、調達物品等の供給者及び調達物 品等に適用される管理の方法と程度を 定める。一般産業用工業品について は、調達物品等の供給者等から必要 な情報入手し、当該一般産業用工 業品が調達物品等要求事項に適合し ていることを確認できるような管理の 方法及び程度を定める。(「調達物品等 に適用される管理の方法と程度」には、 力量を有する者を組織の外部から確保 する際に、外部への業務委託の範囲を 品質マネジメント文書に明確に定める ことを含む。また、「管理の方法」とは、 調達物品等が調達物品等要求事項に 適合していることを確認する適切な方 法(機	(2)組織は、保安活動の重要度に応じ て、調達物品等の供給者及び調達物 品等に適用される管理の方法と程度を 定める。一般産業用工業品について は、調達物品等の供給者等から必要 な情報入手し、当該一般産業用工 業品が調達物品等要求事項に適合し ていることを確認できるような管理の 方法及び程度を定める。(「調達物品等 に適用される管理の方法と程度」には、 力量を有する者を組織の外部から確保 する際に、外部への業務委託の範囲を 品質マネジメント文書に明確に定める ことを含む。また、「管理の方法」とは、 調達物品等が調達物品等要求事項に 適合していることを確認する適切な方 法(機	(2)組織は、保安活動の重要度に応じ て、調達物品等の供給者及び調達物 品等に適用される管理の方法と程度を 定める。一般産業用工業品について は、調達物品等の供給者等から必要 な情報入手し、当該一般産業用工 業品が調達物品等要求事項に適合し ていることを確認できるような管理の 方法及び程度を定める。(「調達物品等 に適用される管理の方法と程度」には、 力量を有する者を組織の外部から確保 する際に、外部への業務委託の範囲を 品質マネジメント文書に明確に定める ことを含む。また、「管理の方法」とは、 調達物品等が調達物品等要求事項に 適合していることを確認する適切な方 法(機	(2)組織は、保安活動の重要度に応じ て、調達物品等の供給者及び調達物 品等に適用される管理の方法と程度を 定める。一般産業用工業品について は、調達物品等の供給者等から必要 な情報入手し、当該一般産業用工 業品が調達物品等要求事項に適合し ていることを確認できるような管理の 方法及び程度を定める。(「調達物品等 に適用される管理の方法と程度」には、 力量を有する者を組織の外部から確保 する際に、外部への業務委託の範囲を 品質マネジメント文書に明確に定める ことを含む。また、「管理の方法」とは、 調達物品等が調達物品等要求事項に 適合していることを確認する適切な方 法(機	(2)組織は、保安活動の重要度に応じ て、調達物品等の供給者及び調達物 品等に適用される管理の方法と程度を 定める。一般産業用工業品について は、調達物品等の供給者等から必要 な情報入手し、当該一般産業用工 業品が調達物品等要求事項に適合し ていることを確認できるような管理の 方法及び程度を定める。(「調達物品等 に適用される管理の方法と程度」には、 力量を有する者を組織の外部から確保 する際に、外部への業務委託の範囲を 品質マネジメント文書に明確に定める ことを含む。また、「管理の方法」とは、 調達物品等が調達物品等要求事項に 適合していることを確認する適切な方 法(機	(2) 原子力部門は、保安活動の重要 度に応じて、調達物品等の供給者およ び調達物品等に適用される管理の方 法(調達物品等が調達物品等要求 事項に適合していることを確認する適 切な方法(機器単位の検証、調達物品 等の妥当性確認等の方法)をい う。)および程度を定める。ここで、管理 の方法および程度には、力量を有する 者を原子力部門の外部から確保する 際に、外部への業務委託の範囲を品 質マネジメント文書に明確に定めるこ とを含む。なお、この場合において、一般 産業用工業品については、調達物品 等の供給者等から必要な情報入手 し当該一般産業用工業品が調達物品

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
		ければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。
255.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
256.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。
257.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
258.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(再処理施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(埋設施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。
259.	(調達物品等要求事項)	第35条(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項
260.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
261.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項
262.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
263.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
264.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項(「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項(「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項(「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項(「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項(「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。)および処理に係る要求事項
265.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項
266.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
267.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項
268.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まなければならない。⑩	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
269.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
270.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
271.	(調達物品等の検証)		7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7. 4. 3 調達物品等の検証
272.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
273.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
274.			7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7. 5 個別業務の管理
275.	(個別業務の管理)	第37条 (個別業務の管理)	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7. 5. 1 個別業務の管理
276.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。
277.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	a.再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (「再処理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a.廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (「廃棄物管理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a.加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a.埋設施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「埋設施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a.加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a) 原子力施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。
278.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
279.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
280.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
281.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e) 8. 2. 3項に基づき監視測定を実施していること。
282.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
283.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	第38条(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
284.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
285.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
286.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
287.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。		(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
288.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準
289.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法
290.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。)	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。)	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。)	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。)	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。)	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。)の方法
291.	(識別管理)	第39条(識別管理)	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7. 5. 3 識別管理およびトレーサビリティの確保
292.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 原子力部門は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。
293.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 原子力部門は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
294.	(組織の外部の者の物品)	第41条(組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7. 5. 4 組織の外部の者の物品

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
295.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。
296.	(調達物品の管理)		7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7. 5. 5 調達物品の管理
297.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	(1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。 (2) 原子力部門は、調達物品の管理に係る事項について、表3-2の7.5.5項に係る社内標準を確立する。
298.	(監視測定のための設備の管理)	第43条(監視測定のための設備の管理)	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7. 6 監視測定のための設備の管理
299.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 原子力部門は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を表3-2の7.1項、7.6項、および8.2.4項に係る社内標準において明確に定める。
300.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、表3-2の7.1項に係る社内標準において確立し、実施する。
301.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。		(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
302.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a) あらかじめ定められた間隔(7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録する方法)により校正または検証がなされていること。
303.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
304.	三 所要の調整がなされていること。		c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c) 所要の調整がなされていること。
305.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
306.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。
307.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視		(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結	(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		果の妥当性を評価し、これを記録する。	果の妥当性を評価し、これを記録する。	果の妥当性を評価し、これを記録する。	果の妥当性を評価し、これを記録する。	果の妥当性を評価し、これを記録する。	測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
308.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。
309.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
310.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。
311.	第六章 評価及び改善	第6章 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8. 評価および改善
312.	(監視測定、分析、評価及び改善)	第44条 (監視測定、分析、評価及び改善)	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8. 1 監視測定、分析、評価および改善
313.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、原子力部門が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。
314.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう)。
315.			8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8. 2 監視および測定
316.	(組織の外部の者の意見)	第45条 (組織の外部の者の意見)	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8. 2. 1 組織の外部の者の意見
317.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。
318.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-2の8. 2. 1項に係る社内標準に定める。
319.	(内部監査)	第46条 (内部監査)	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8. 2. 2 内部監査
320.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当た	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当た	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当た	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当た	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当た	(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
				り、内部監査の対象に 関与していない 要員に実施させる ことができる。)	り、内部監査の対象に 関与していない 要員に実施させる ことができる。)	り、内部監査の対象に 関与していない 要員に実施させる ことができる。)		
321.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
322.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b) 実効性のある実施および実効性の維持
323.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
324.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
325.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
326.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。		(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 原子力部門は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
327.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(権限)」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(権限)」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(権限)」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(権限)」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(権限)」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。	(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を、表3-1の8.2.2項に係る社内標準に定める。
328.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
329.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
330.	(プロセスの監視測定)	第47条(プロセスの監視測定)	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定
331.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。「(監視測定)」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。「(監視測定)」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。「(監視測定)」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。「(監視測定)」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。「(監視測定)」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱	(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定(対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		し、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	し、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	し、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	し、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	ない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
341.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。⑧	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」に当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 （「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。） （「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 （「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 （「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）	削除	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 （「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。） （「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）	(5) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）を確保する。
342.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。 （「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。 （「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）	(6) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）を確保する。
343.	(不適合の管理)	第49条 (不適合の管理)	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8. 3 不適合の管理
344.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。）	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。）	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。）	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。）	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。）	(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
			ネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	ネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	ネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	ネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	ネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、および分析する。
356.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
357.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a) 原子力部門の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見
358.	二 個別業務等要求事項への適合性		b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b) 個別業務等要求事項への適合性
359.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c) 機器等およびプロセスの特性および傾向(是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。))となるものを含む。)
360.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d) 調達物品等の供給者の供給能力
361.			8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善
362.	(継続的な改善)	第51条(継続的な改善)	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善
363.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。
364.	(是正処置等)	第52条(是正処置等)	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等
365.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。		(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
366.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。
367.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理、ならびに、技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。))および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)
368.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
369.	二 必要な是正処置を明確にし、実施		b.必要な是正処置を明確にし、実施す	b.必要な是正処置を明確にし、実施す	b.必要な是正処置を明確にし、実施す	b.必要な是正処置を明確にし、実施す	b.必要な是正処置を明確にし、実施す	b) 必要な是正処置を明確にし、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	すること。		ること。	ること。	ること。	ること。	ること。	する。
370.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。
371.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。㉔	(第19条再掲) 6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。
372.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。㉕		e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。
373.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に確立し、実施する。
374.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。
375.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に定める。
376.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう)。
377.	(未然防止処置)	第53条(未然防止処置)	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置
378.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。㉖	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。
379.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a) 起こり得る不適合およびその原因について調査する。
380.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。
381.	三 必要な未然防止処置を明確にし、		c. 必要な未然防止処置を明確にし、実	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実	c) 必要な未然防止処置を明確にし、

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	実施すること。		施すること。	施すること。	施すること。	施すること。	施すること。	実施する。
382.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。
383.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。
384.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8. 5. 3項に係る社内標準に定める。
385.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	第七章 使用者に関する特例 (令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	—	—	—	—	—	—
386.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。	—	—	—	—	—	—

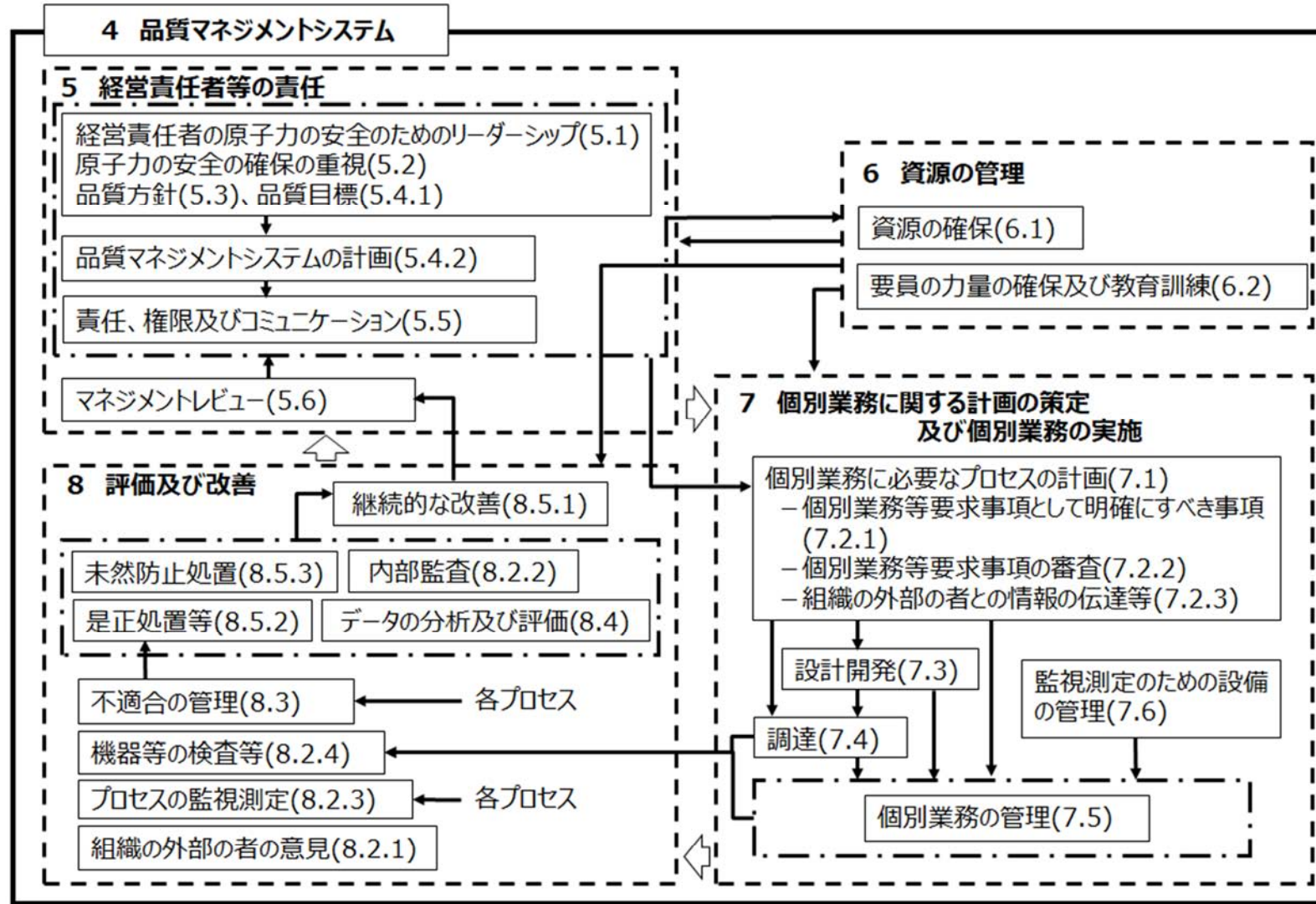


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

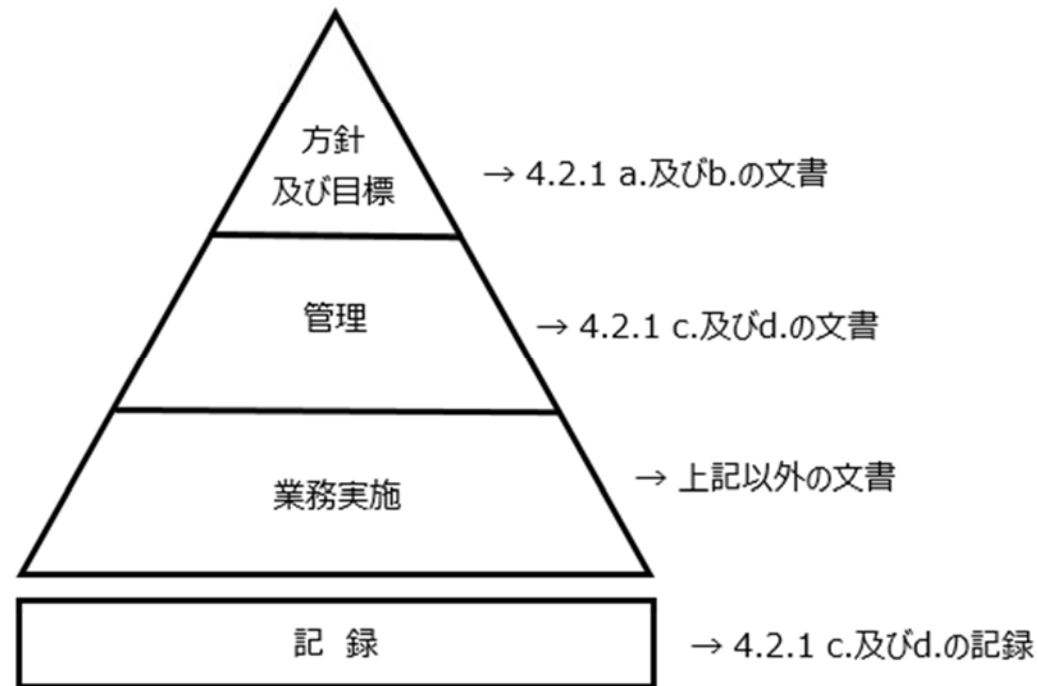


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-	
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-	
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-	
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-	
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)	事業部長	第74条	
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-	
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-	
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-	
		安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第21条の2	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第20条	
5.6	マネジメントレビュー	再処理事業部 再処理安全委員会運営要領	事業部長	第21条	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-	
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-	
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-	
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	-	
7.1	再処理施設の操作、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業部 再処理施設保安規定運用要領	事業部長	第1条~第3条、第24条~第60条、第63条、第73条、第76条、第81条~第106条、第121条、第122条	
		施設管理	再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第74条~第76条
		非常時の措置	再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長	第109条~第119条、第123条、第126条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第75条	
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第74条、第76条~第78条、第105条、第106条	
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-	

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

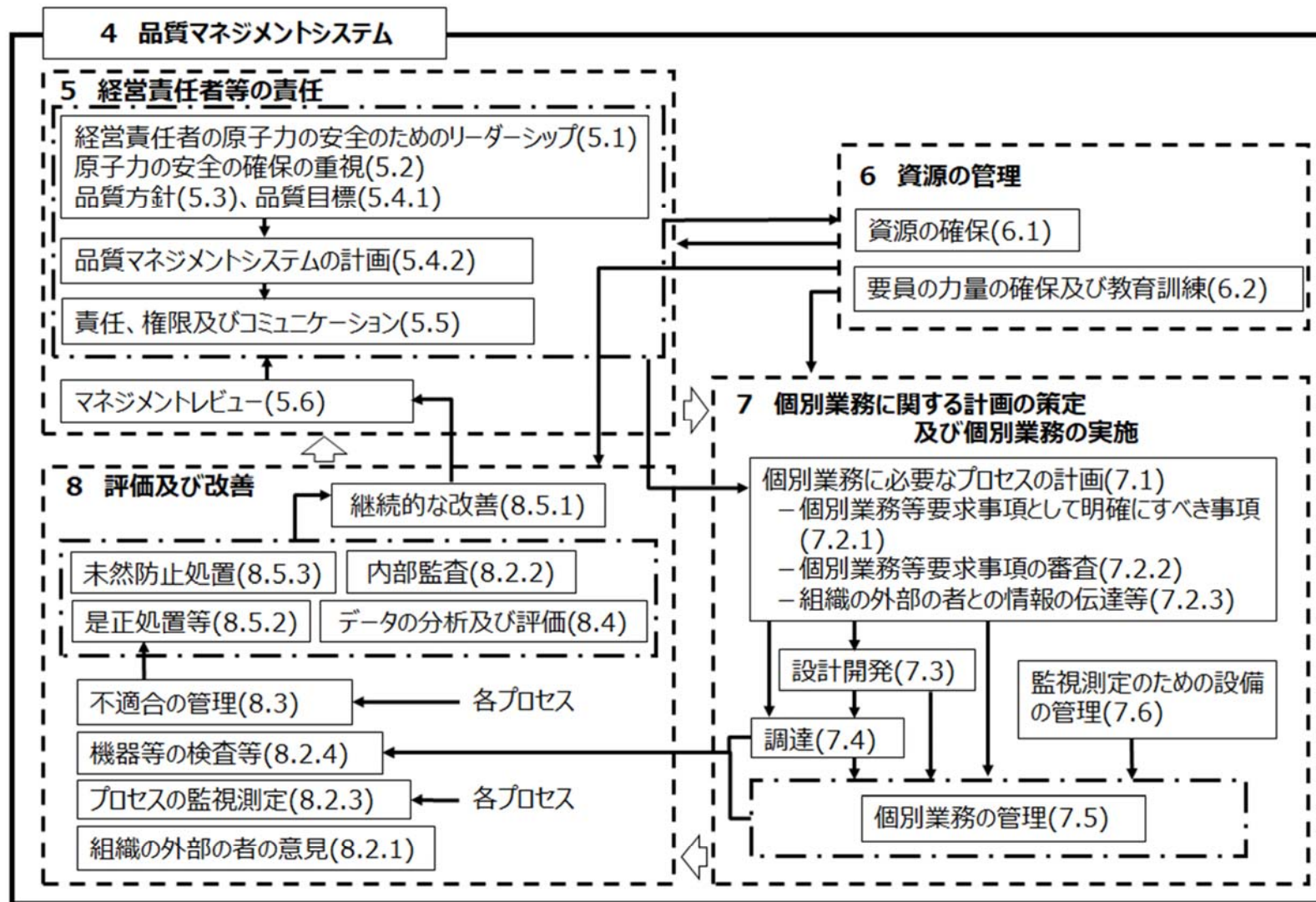


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

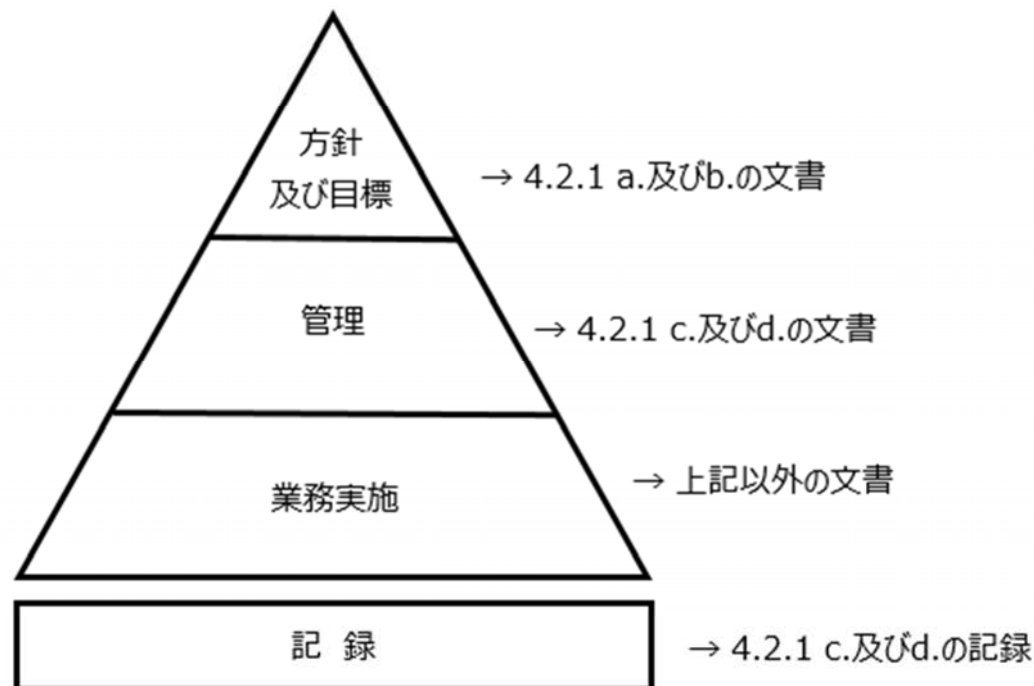


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム適用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム適用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム適用要則	安全・品質本部長	-
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム適用要則	事業部長	-
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)	事業部長	第23条
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条の2
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第9条
5.6	マネジメントレビュー	再処理事業部 貯蔵管理安全委員会運営要領	事業部長	第10条
		マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	-
7.1	廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	施設管理	再処理事業部 施設管理要領	事業部長
		非常時等の措置	再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長
		再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第1条~第3条、第10条の3~第23条、第25条、第28条の2~第45条の2、第57条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第23条~第25条、第28条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	第46条~第56条、第58条、第61条
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第24条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	第23条、第25条、第26条、第44条、第45条
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

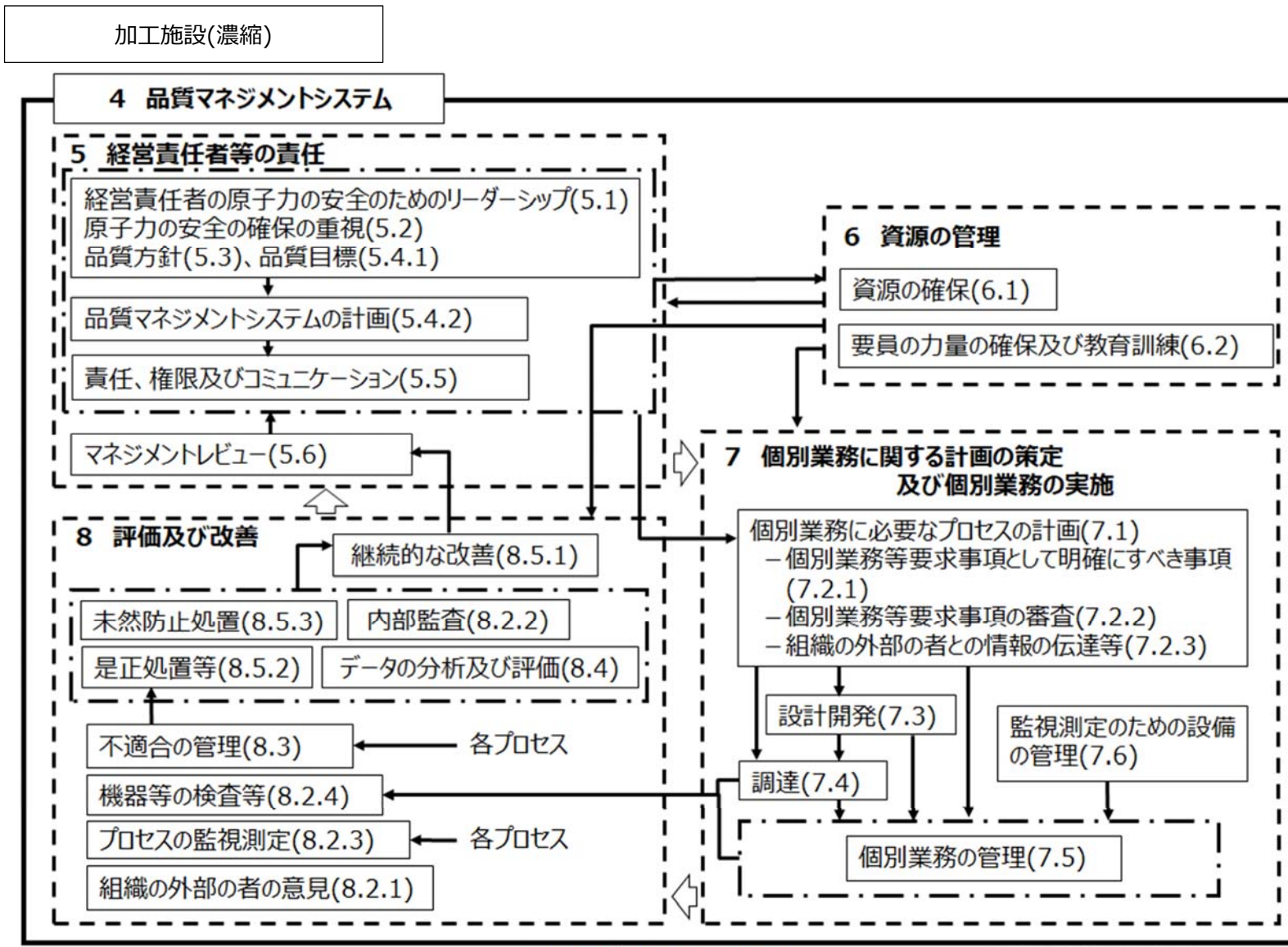


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

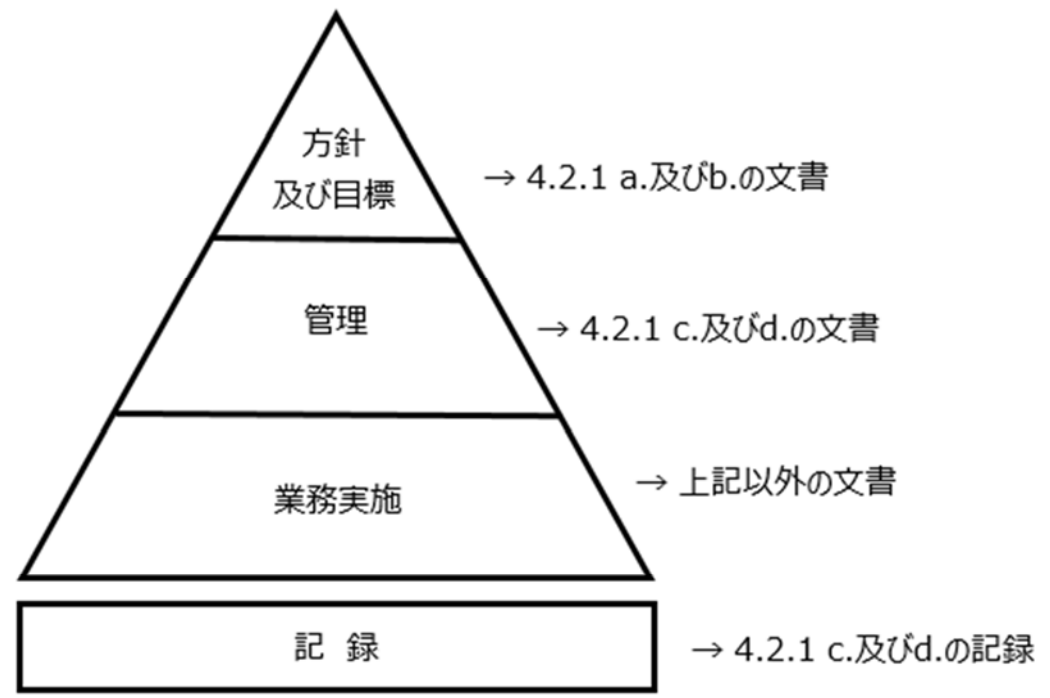


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
		濃縮事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条
		加工施設 濃縮安全委員会運営要領	事業部長	第12条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		加工施設 教育・訓練要領	事業部長	第87条、第88条
7.1	加工施設の操作 核燃料物質の管理 施設管理 放射性廃棄物管理 放射線管理 火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、非常時の措置 加工施設の定期的な評価	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～第30条
		加工施設 核燃料物質等管理要領	事業部長	第31条～第35条
		加工施設 施設管理要領	事業部長	第36条～第41条
		加工施設 放射性廃棄物管理要領	事業部長	第42条～第52条
		加工施設 放射線管理要領	事業部長	第53条～第58条、第61条～第70条
		濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第59条、第60条
7.3	設計開発	加工施設 定期安全レビュー実施要領	事業部長	第89条
		加工施設 施設管理要領	事業部長	第37条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第39条、第40条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

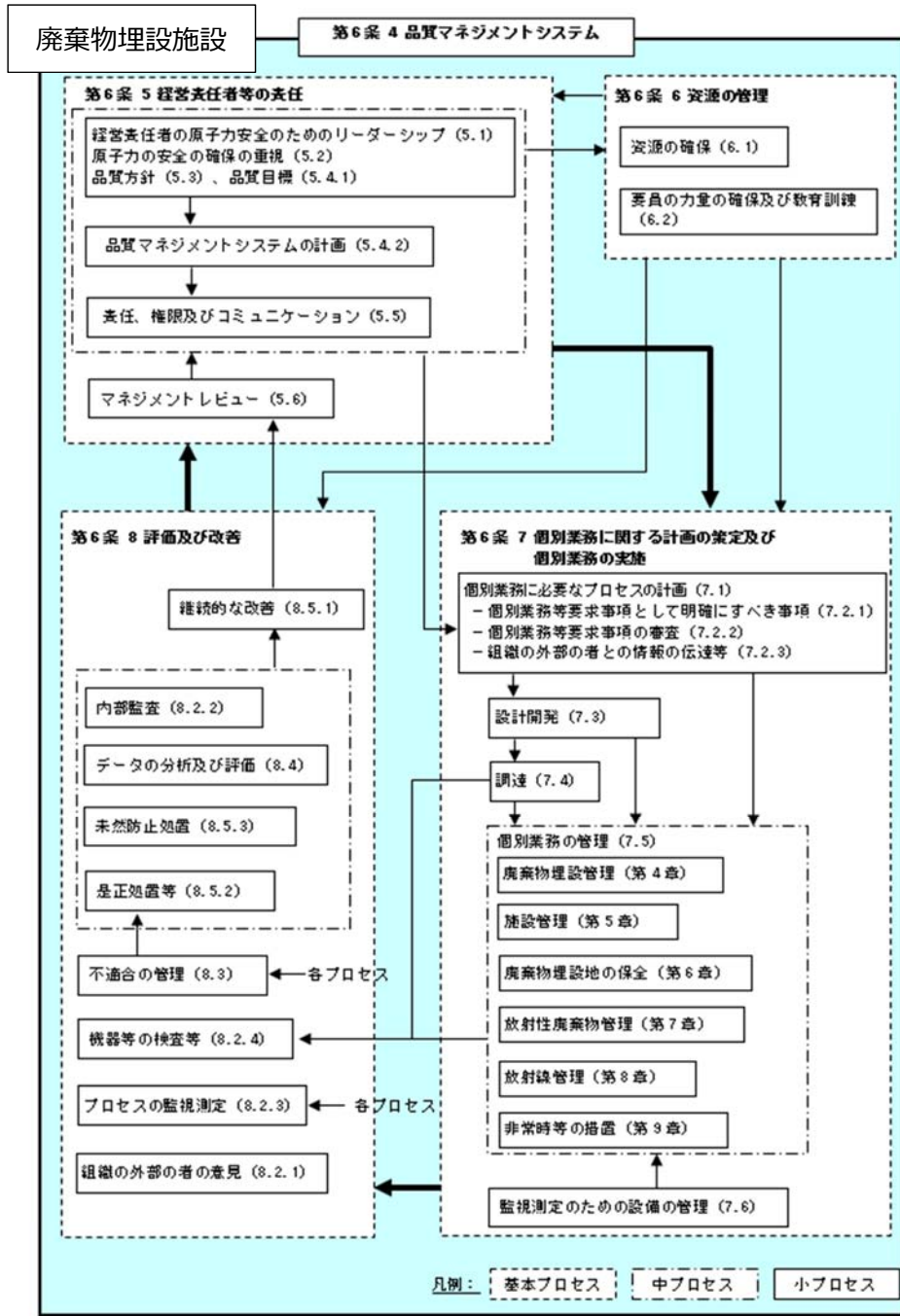


図1 プロセス関連図(第6条 4.1 関係)

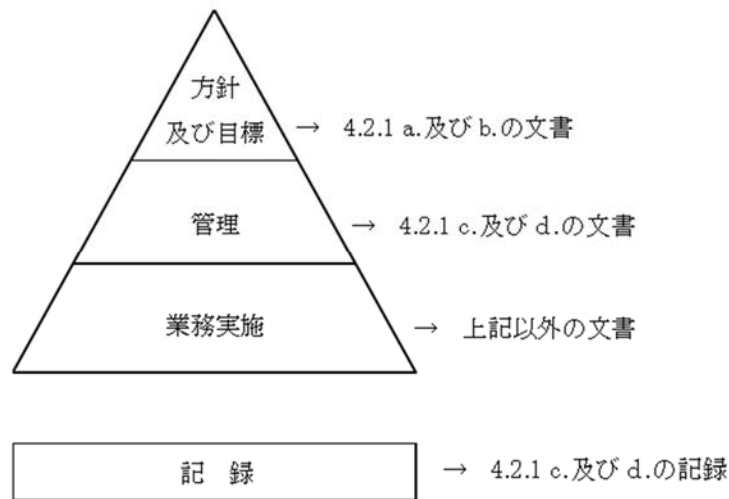


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図(第6条 4.2 関係)

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—
		調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—
		建設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—
4.1, 8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	安全管理要則	安全・品質本部長	—
5.5.3	管理費	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—
5.5.4	組織内部の情報伝達	安全・品質改善委員会規程 品質・保安会議規程 埋設施設安全委員会運営要領	安全・品質本部長 安全・品質本部長 事業部長	第13条 第11条 第12条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—
6.2	委員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領 調達室 教育訓練要領 安全・品質本部 教育訓練要領	監査室長 調達室長 安全・品質本部長	— — —
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設保安教育実施要領	事業部長	第63条
		廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者職務実施要領	事業部長	第10条
		廃棄物埋設施設設計管理要領	事業部長	第14条~第17条、第19条、第24条、第30条、第32条~第35条
		廃棄物埋設施設設計作成要領	事業部長	第15条
		廃棄物埋設施設設計管理要領	事業部長	第17条
		土木管理要領	事業部長	第19条~第24条、第27条、第28条
		埋設事業部保安の継続的な改善に関する運用要領	事業部長	第22条
		技術情報管理要領	事業部長	第22条、第65条
		廃棄物埋設施設保守管理要領	事業部長	第22条、第24条、第47条
		設置および改修工事に係る設計管理要領	事業部長	第22条~第24条
		建物管理要領	事業部長	第22条~第24条
		廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第22条、第24条、第32条~第41条、第43条~第49条、第54条、第50条
		設計管理要領	事業部長	第22条、第23条
		廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第26条~第29条
		道路・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第42条
		輸送物仕立て助働作業要領	事業部長	第49条
		廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	第51条~第61条、第64条、第67条
廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第65条		
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第23条
		土木管理要領	事業部長	第23条
		設置および改修工事に係る設計管理要領	事業部長	第23条
		建物管理要領	事業部長	第23条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第18条、第25条
8.3	不適合管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係(第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

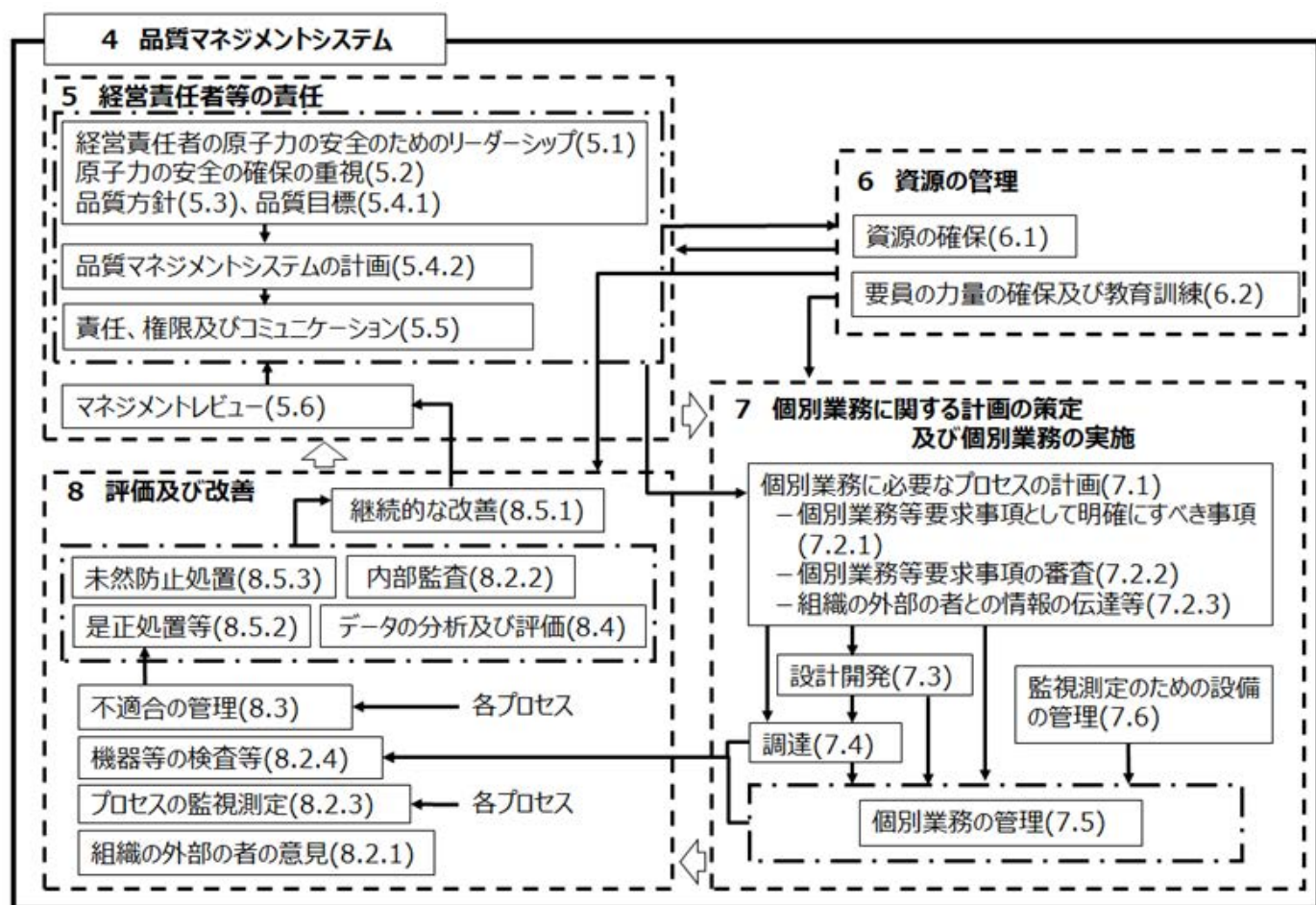


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書との関係(その1)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
		燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-
4.1	保安活動の重要度	燃料製造事業部 品質重要度分類(要則)	事業部長	-
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条
		燃料製造事業部 燃料製造安全委員会運営要則	事業部長	第9条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書との関係(その2)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
7.1	施設管理	燃料製造事業部 教育訓練要領	事業部長	-
		燃料製造事業部 品質目標・業務目標管理要領	事業部長	-
		燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	-
		燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	-
		燃料製造事業部 製作および据付・施工管理要領	事業部長	第53条~第55条
		燃料製造事業部 検査および試験管理要領	事業部長	-
		燃料製造事業部 使用前事業者検査実施要領	事業部長	-
		燃料製造事業部 保守管理要領	事業部長	-
		燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	-
		燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	第53条
7.3	設計開発	燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	-
7.4	調達	調達管理要領	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要領	安全・品質本部長	第55条
7.6	監視測定のための設備の管理	燃料製造事業部 計測器管理要領	事業部長	-
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

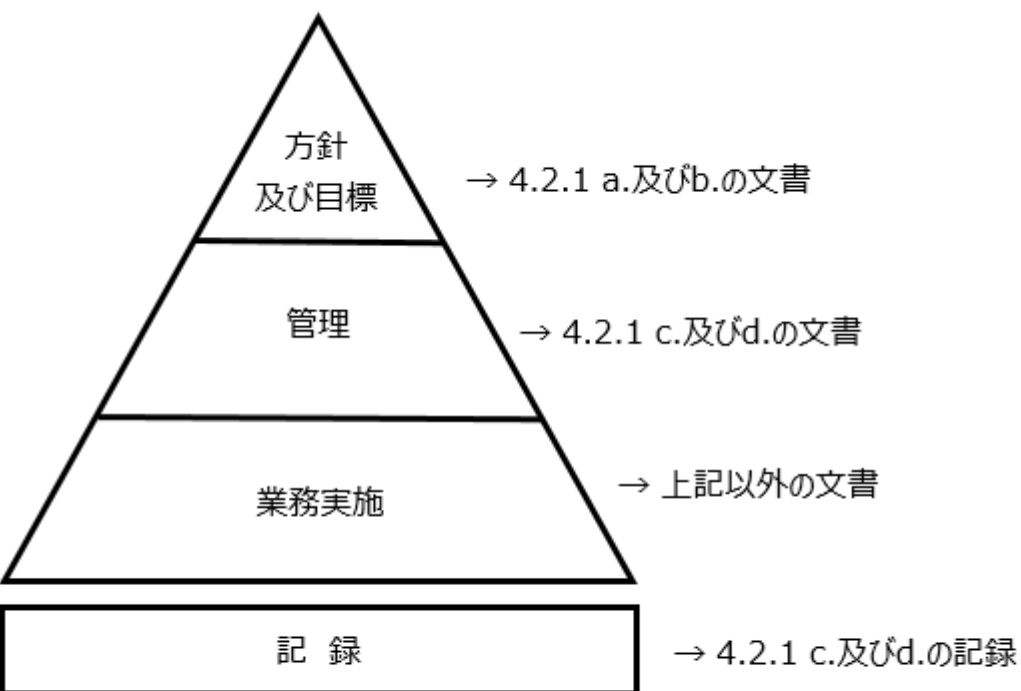


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

再処理施設 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用すること を明確化	「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」、「パフォーマンス指標要則」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「再処理事業部 教育訓練要領」、「根本原因分析要則」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	1
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「変更管理要則」、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」、「再処理事業部 施設管理要領」、「再処理事業部 異常・非常時対策要領」、「再処理事業部 設計管理要領」、「変更管理要則」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	2

注：「監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項に適用するため記載していない。

廃棄物管理施設 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用すること を明確化	「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」、「パフォーマンス指標要則」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「再処理事業部 教育訓練要領」、「根本原因分析要則」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	1
⑭	プロセスの監視測定の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」、「再処理事業部 施設管理要領」、「再処理事業部 異常・非常時対策要領」、「再処理事業部 設計管理要領」、「変更管理要則」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	2

注：「監査室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「調達室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「安全・品質本部 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項に適合するため記載していない。

加工施設(濃縮) 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用すること を明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」 「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「加工施設 教育・訓練要領」、「根本原因分析要則」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスメントの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	1
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「加工施設 運転総括要領」、「加工施設 核燃料物質等管理要領」、「加工施設 施設管理要領」、「加工施設 放射性廃棄物管理要領」、「加工施設 放射線管理要領」、「濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領」、「火災防護計画」、「加工施設 異常事象対策要領」、「加工施設 定期安全レビュー実施要領」、「変更管理要則」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	2

注：「監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「濃縮事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項に適合するため記載をしていない。

廃棄物埋設施設 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化	「燃料製造事業部 品質重要度分類（要領）」、「パフォーマンス指標要則」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「廃棄物埋設施設保安教育実施要領」、「根本原因分析要則」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号、13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	1
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領」、「廃棄物埋設施設設計管理要領」、「廃棄物埋設設計画作成要領」、「廃棄物埋設施設設計管理要領」、「土木管理要領」、「埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領」、「技術情報管理要領」、「廃棄物埋設施設保守管理要領」、「設置および改修工事に係る設計管理要領」、「建物管理要領」、「廃棄物埋設施設放射線管理総括要領」、「設計管理要領」、「廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領」、「濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領」、「輸送物仕立て助勢作業要領」、「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」、「廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領」、「変更管理要則」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	2

注：「監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項に適合するため記載をしていない。

加工施設(MOX) 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用すること を明確化	「燃料製造事業部 品質重要度分類（要領）」、「パフォーマンス指標要則」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「燃料製造事業部 教育訓練要領」、「根本原因分析要則」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	1
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「燃料製造事業部 品質目標・業務目標管理要領」、「燃料製造事業部 設計管理要領」、「燃料製造事業部 設工認申請・使用前事業者検査運用要領」、「燃料製造事業部 製作および据付・施工管理要領」、「燃料製造事業部 検査および試験管理要領」、「燃料製造事業部 使用前事業者検査実施要領」、「燃料製造事業部 保守管理要領」、「変更管理要則」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	2

注：「監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項に適合するため記載していない。

各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画以外）比較表

6月1日の申請時の変更箇所を赤字、補正予定箇所を青字で示す。

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	廃棄物埋設施設	加工施設（MOX）
	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
1	（目的） 第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき、再処理事業所再処理施設（以下「再処理施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	（目的） 第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、再処理事業所廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	（目的） 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所加工施設（以下「加工施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	（目的） 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設（以下「埋設施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	（目的） 第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、再処理事業所MOX燃料加工施設（以下「加工施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。
2	（規定の遵守） 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、再処理施設において再処理の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。 2 再処理事業部長（以下「事業部長」という。）は、再処理事業所内に設置されている六ヶ所保障措置分析所（以下「保障措置分析所」という。）の使用者である公益財団法人核物質管理センター（以下「核管センター」という。）との間で取決めを締結し、核管センターにこの規定を遵守させなければならない。 3 事業部長及び技術本部長は、第1項及び前項以外の者に再処理施設において再処理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。 なお、この規定において前項及び本項の者を「請負事業者等」という。	（規定の遵守） 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。 2 再処理事業部長（以下「事業部長」という。）及び技術本部長は、 第1項以外の者（以下「請負事業者等」という。） に廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。	（規定の遵守） 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。 2 濃縮事業部長（以下「事業部長」という。）は、第1項以外の者（以下「請負事業者等」という。）に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。	（規定の遵守） 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。 2 埋設事業部長（以下「事業部長」という。）は、 第1項以外の者（以下「請負事業者等」という。） に埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。	（規定の遵守） 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。 なお、この規定において本項の者を「請負事業者等」という。
3	（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を 第5条に定める品質マネジメントシステム計画 に基づき実施させる。 2 各職位（この規定において「各職位」とは、 第16条に示す組織における課長以上の者をいう。 ）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。	（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第3条の2 社長は、 この規定に基づく 保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を 第3条の4 に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 2 各職位（この規定において「各職位」とは、 第4条に示す組織における課長以上の者をいう。 ）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。	（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を 第6条に定める品質マネジメントシステム計画 に基づき実施させる。 2 各職位（この規定において「各職位」とは、 第7条に示す組織における課長以上の者をいう。 ）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。	（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を 第6条に定める品質マネジメントシステム計画 に基づき実施させる。 2 各職位（この規定において「各職位」とは、 第7条に示す組織における課長以上の者をいう。 ）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。	（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令 および 保安規定の遵守の意識の向上のための活動を 第2章5条 に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 2 各職位（この規定において「各職位」とは、 第6条に示す組織における課長以上の者をいう。 ）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。
4	（事業者対応方針等の履行） 第4条の2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年法律第15号）による改正前の法第50条第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を 第5条に定める品質マネジメントシステム計画 に基づき実施させる。 なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。	（事業者対応方針等の履行） 第3条の3 社長は、 この規定に基づく 保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年法律第15号）による改正前の法第51条の18第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を 第3条の4に定める品質マネジメントシステム計画 に基づき実施させる。 なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。	（事業者対応方針等の履行） 第5条 社長は、 この規定に基づく 保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年法律第15号）による改正前の法第22条第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を 第6条に定める品質マネジメントシステム計画 に基づき実施させる。 なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。	（事業者対応方針等の履行） 第5条 社長は、 この規定に基づく 保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年法律第15号）による改正前の法第51条の18第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を 第6条に定める品質マネジメントシステム計画 にて実施させる。 なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。	—
	第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制
5	（職務） 第17条 各職位は、 この規定に基づき定める保安に関する文書 に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、再処理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、 調達室長 、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。	（職務） 第5条 各職位は、この規定に基づき定める 保安に関する文書 に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、廃棄物管理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、 調達室長 、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。	（職務） 第8条 各職位は、この規定に基づき定める 保安に関する文書 に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、 調達室長 、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。	（職務） 第8条 各職位は、この規定に基づき定める 保安に関する文書 に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、廃棄物埋設の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、 調達室長 、安全・品質本部長及び事業部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。	（職務） 第7条 各職位は、この規定に基づき定める 保安に関する文書 に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、加工の事業に関する職務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、 調達室長 、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務(技術本部長が統括するものを除く。)を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が統括する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 再処理計画部長は、再処理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第 29 条に基づく再処理施設の使用計画に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、核燃料取扱主任者の指揮の下で第 19 条に定める核燃料取扱主任者の業務を補佐する。</p> <p>(10) 品質保証部長は、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(11) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(12) 核物質管理部長は、核物質管理課長及び警備課長を指揮し、核物質管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(13) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(14) 新基準設計部長は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。</p> <p>(15) 再処理工場長(以下「工場長」という。)は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長を指揮し、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長の所管する再処理施設に係る保安を統括する。</p> <p>(16) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(17) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(18) 土木建築保全部長は、建築保全課長及び土木保全課長を指揮し、建築保全課長及び土木保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(19) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(21) 機械保全部長は、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、前処理機</p>	<p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務(技術本部長が統括するものを除く。)を統括するとともに、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(9) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(10) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 設計部長は、廃棄物管理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造(以下、核燃料物質等の取扱いの開始の後における第3条の4 7.3 の設計開発を伴う廃棄物管理施設の変更を「改造」という。)に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(12) プロジェクト部長は、廃棄物管理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(13) 再処理計画部長は、廃棄物管理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第 13 条に定めるガラス固化体の受入れ計画に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証部長は、品質保証課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(15) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第7条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(16) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(17) 核物質管理部長は、警備課長を指揮し、警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(18) 新基準設計部長は、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。</p> <p>(19) 再処理工場長(以下「工場長」という。)は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、共用施設部長及びガラス固化施設部長の所管する廃棄物管理施設の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(21) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(22) 土木建築保全部長は、建築保全課長を指揮し、建築保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(24) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び</p>	<p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、加工施設の保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 濃縮安全・品質部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) ウラン濃縮工場長は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 濃縮安全・品質部長は、品質保証課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長を指揮し、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 放射線管理部長は、放射線管理課長及び廃棄物管理課長を指揮し、放射線管理課長及び廃棄物管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(12) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>(13) 運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第 10 条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。</p> <p>① この規定の変更</p> <p>② 加工施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火」という。)を含む火災防護活動(以下「火災防護活動」という。)のための体制の整備</p> <p>③ 加工施設において地震、竜巻、外部火災、火山(降灰)等の自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p> <p>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>⑥ 保安教育の実施計画</p> <p>(14) 運転管理課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 警備課長は、加工施設の保安区域及び周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全管理課長は、保全活動管理指標の設定、施設管理実施計画の策定等の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保全課長は、建物及び機械設備の施設管理及び原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務を行う。ただし、保全管理課長が所管する原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務は除く。</p>	<p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に関する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、埋設計画部長、開発設計部長、安全管理部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長(以下「センター長」)の所管する保安に関する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 埋設計画部長は、埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。</p> <p>(8) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可申請における設計及び埋設施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理部長は、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に関する業務を補佐する。</p> <p>(10) センター長は、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長を指揮し、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。ただし、第 14 号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。</p> <p>また、埋設施設の施設管理のとりまとめに関する業務を行う。</p> <p>(11) 品質保証課長は、品質保証に係る記録管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 検査課長は、放射性廃棄物等の確認及び廃棄物埋設施設等の確認に係る検査を行う。</p> <p>(13) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 埋設技術課長は、保安教育及び埋設施設の定期的な評価の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第 10 条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(15) 運営課長は、廃棄体の受入れ、確認及び定置に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木課長は、埋設設備の構築、埋設設備への充てん材充てん、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設建物管理課長は低レベル廃棄物管理建屋の巡視点検に関する業務を行う。</p> <p>(18) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 別表 1 の担当課長(以下「管理担当課長」という。)は、同表に定める施設の管理(保守及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む)に係る業務を行う。</p> <p>(20) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。</p>	<p>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括するとともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 燃料製造計画部長は、燃料製造計画部員が実施する施設管理計画の策定に関する業務を統括燃料製造建設所長が実施する施設管理計画の策定に係る業務を補佐する。</p> <p>(8) 品質保証部長は、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長を指揮し、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(9) 燃料製造建設所長は、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ベレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長を指揮し、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ベレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。また、燃料製造建設所長は、表7-1に示す施設が、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合するための個別の安全機能に係る基本的な設計(以下「基本設計」という。)の方針策定を実施する燃料製造建設所の担当課を設定する。</p> <p>(10) 品質保証課長は、燃料製造事業部の事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務(ただし、安全管理課が所管する建設工事安全に係る品質保証業務を除く)を行う。</p> <p>(11) 事業者検査課長は、表7-1に示す施設の使用前事業者検査に係る施設管理等に関する施設管理の業務を行う。</p> <p>(12) 安全管理課長は、建設工事安全に係る品質保証業務及び重大事故訓練に用いる設備の保管管理建設工事に係る作業管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 教育課長は、燃料製造事業部の保安教育の計画及び実施に係る業務を行う。</p> <p>(14) 建設管理課長は、表7-1に示す施設の作業管理の計画及び実施並びに検査及び試験管理の計画に係る業務の施設管理の業務を行う。</p> <p>(15) 保安管理課長は、保安活動に係る統括及びこの規定の変更に関する業務を行う。また、加工施設の事業変更許可申請に係る業務を管理する。さらに、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務を行う核燃料取扱主任者の指揮の下で第 9 49 条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(16) 許認可業務課長は、表7-1に示す加工施設の設計及び工事の計画の認可の申請に係る各課が実施する業務への支援業務加工施設の事業変更許可並びに設計及び工事の計画の認可の申請に関する業務を行う。</p> <p>(17) ベレット機械課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る燃料加工建屋の機械設備(原料の受入れからベレット加工の設備まで、換気空調設備(ローカルクーラ、パッケージを含む。)、固体廃棄設備、及び重大事故等対処設備(可搬型、局所消火装置を含む。))に関する施設管理の業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(22) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(24) 分析部長は、分析管理課長及び分析課長を指揮し、分析管理課長及び分析課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) 前処理施設部長は、前処理課長及び燃料管理課長を指揮し、前処理課長及び燃料管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 化学処理施設部長は、分離課長、精製課長及び脱硝課長を指揮し、分離課長、精製課長及び脱硝課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) ガラス固化施設部長は、ガラス固化課長を指揮し、ガラス固化課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(28) 共用施設部長は、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(29) 統括当直長は、再処理施設の使用済燃料による総合試験のための操作及びその他の操作に関する業務を行う。ただし、燃料管理課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。</p> <p>(30) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(31) 品質管理課長は、製品の品質管理に関する業務を行う。ただし、他の職位が所管する業務は除く。</p> <p>(32) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(33) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(34) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断に関する業務を行う。ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。</p> <p>(35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(37) 核物質管理課長は、再処理施設において核物質管理に関する業務を行う。ただし、他の職位が所管する業務は除く。</p> <p>(38) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「交流電源供給機能等喪失時」という。)における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(40) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</p>	<p>火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) 機械保全部長は、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(28) 共用施設部長は、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(29) ガラス固化施設部長は、貯蔵管理課長を指揮し、貯蔵管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(30) 統括当直長は、建屋外の電気設備の操作に関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築技術課長は、建物の設置及び改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(32) 耐震技術課長は、建物の設置及び改造に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(33) 建築課長は、建物の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(34) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(35) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(36) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断に関する業務を行う。ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。</p> <p>(38) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(40) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する点検、工事等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(42) 保全技術課長は、点検、工事等に係る業務の計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装技術課長は、廃棄物管理施設の計装品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装設計課長は、廃棄物管理施設の計装品の設計に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気技術課長は、廃棄物管理施設の電気品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(46) 機械技術課長は、廃棄物管理施設の機械品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(47) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>(48) 許認可業務課長は、設計及び工事の計画の認可、使用前確認の申請及び定期事業者検査の報告に関する業務を行う。ただし、他の職位が所管する業務を除く。</p> <p>(49) 保安管理課長は、第 59 条に基づく廃棄物管理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(50) 輸送技術課長は、核燃料物質等の運搬に関する業務を行う。</p>	<p>(18) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設計画課長は、加工施設の事業変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理課長は、放射線管理に関する業務を行う。ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。ただし、運転管理課長、機械保全課長及び放射線管理課長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。</p> <p>(22) 第 39 条に定める使用前事業者検査又は第 40 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(23) 別表 1 に示す施設の管理を担当する課長(以下「管理担当課長」という。)は、施設の管理に係る業務を行う。また、同表に示す施設の保修を担当する課長(以下「保修担当課長」という。)は、施設の保修に係る業務を行う。各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。</p>	<p>(18) 集集体機械課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る燃料加工建屋の機械設備(燃料棒加工から梱包までの設備、ユーティリティ設備(消火装置を含む。)、分析設備、及び液体廃棄設備(海洋放出管理系を含む。)) (換気設備を除く、空調用熱源設備、ガス設備を含む。)に関する施設管理の業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)</p> <p>(19) 電気設備課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る燃料加工建屋の電気設備に関する施設管理の業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)</p> <p>(20) 計装設備課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る燃料加工建屋の計装設備(放射線管理設備を含む。)に関する施設管理の業務(※)(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)及び IAEA が設置する保障措置施設の設置工事の作業管理に係る施設管理業務を行う。</p> <p>(21) 土木課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る貯蔵容器搬送用洞道に関する施設管理の業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)</p> <p>(22) 建築課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す所管する施設に係る燃料加工建屋に関する施設管理の業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)</p> <p>(23) 表 3 に示す施設の管理を担当する課長(以下「施設所管課長」という。)は、施設の管理に係る業務を行う。(234) 第 2655 条第 2 項に基づき選任された使用前事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。(※)施設管理業務のうち設計業務は、基本設計の方針に基づき実施するものである。各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。</p>	

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>(41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する点検、工事等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(42) 保全技術課長は、点検、工事等に係る計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装技術課長は、計装設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装設計課長は、計装設備の改造(以下、使用済燃料等の取扱いを開始した施設における第5条 7.3 の設計開発を伴う設備の変更を「改造」という。)に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気技術課長は、電気設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(46) 火災防護課長は、再処理施設の建物等に設置する火災検出装置の保守に関する業務を行う。</p> <p>(47) 機械技術課長は、機械設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>(49) 許認可業務課長は、設計及び工事の計画の認可、使用前確認の申請及び定期事業者検査の報告に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職位が所管する業務を除く。</p> <p>(50) 保安管理課長は、第124条に基づく再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(51) 輸送技術課長は、使用済燃料を収納した輸送容器の搬入時の確認に関する業務を行う。</p> <p>(52) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(53) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(54) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(55) 設計部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(56) プロジェクト部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事に関する技術的事項並びに改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(58) 耐震技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(59) 土木課長は、洞道の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(60) 建築課長は、建物の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(61) 別表1の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。</p> <p>また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務(統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務は除く。)を行う。</p> <p>(62) 第77条第1項又は第78条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p>	<p>(51) 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う。</p> <p>ただし、統括当直長が所管する業務を除く。</p> <p>(52) 別表1の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。</p> <p>(53) 第26条第1項又は第27条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p>			
6	<p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第18条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第6条 廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免</p>	<p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第9条 加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第9条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免</p>	<p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第8条 加工施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第17条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。</p>	<p>状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務を兼任しない。</p>	<p>状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第8条に定める保安に関する職務を兼任しない。</p>	<p>状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第8条に定める保安に関する職務を兼務しない。</p>	<p>状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第7条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。</p>
7	<p>(核燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第76条に定める作業実施計画(第5条 7.3適用の対象と判断した工事に係るものを除く。)について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) 再処理施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の可否を確認すること。</p> <p>(6) 第125条に示す記録を確認すること。</p> <p>(7) 第26条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) 第28条に基づく試験手順書並びに第30条の2に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(9) 第40条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第49条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第63条第4項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(10) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 社長、事業部長および技術本部長は、核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の職務等)</p> <p>第7条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(4) 第60条に示す記録を確認すること。</p> <p>(5) 第20条第2項に定める収納計画及び第25条に定める作業実施計画(第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事に係るものを除く。)について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の可否を確認すること。</p> <p>(7) 第12条第1号に定める廃棄物管理施設の操作に係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 社長、事業部長および技術本部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第10条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第49条に基づく加工施設の定期的な評価結果を確認すること。</p> <p>(3) 第23条に基づくカスケード設備運転条件、第25条に基づく年間液化回数、第37条に基づく設計開発に係る実施計画、第38条に基づく作業管理に係る実施計画、第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画、第41条に基づく長期施設管理方針、第44条、第45条及び第49条に基づく搬出計画、第47条に基づく保安教育の実施計画、第49条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) 加工施設の事業変更許可、設計及び工事の方法の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の可否を確認すること。</p> <p>(7) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p> <p>(6) 第90条に示す記録を確認すること。</p> <p>(7) この規定及びこの規定に定める文書並びに第4章、第5章及び第7章に定める事項に関する手順書の制定及び改廃について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 社長及び事業部長は、核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の職務等)</p> <p>第10条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第16条第1項に定める廃棄物埋設計画、第24条に定める施設管理実施計画、第31条第3項に定める調査計画、第32条第2項に定める修復計画、第68条第1項に定める保安教育実施計画及び第70条第1項に定める定期的な評価の計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(3) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(4) 埋設施設の事業変更許可、埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認及びこの規定の変更認可に係る申請の可否を確認すること。</p> <p>(5) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p> <p>(7) 第25条に定める施設管理実施計画の評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(6) 第65条に定める定期的な評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(7) 第66条に示す記録を確認すること。</p> <p>(8) 核燃料物質等の取扱いに係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(9) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 社長及び事業部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第9条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、保安活動に従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(4) 加工施設の事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の可否を確認すること。</p> <p>(5) 第71条に示す記録を確認すること。</p>
8	—	—	—	<p>(意見の尊重)</p> <p>第11条 事業部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者の指示に従う。</p> <p>3 各職位は、廃棄物取扱主任者から助言を受けた場合は、その助言を尊重する。</p>	—
9	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第11条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第11条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 埋設施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>(4) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(5) 第 124 条に基づく定期的な評価の結果</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p>(4) 第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(5) 第 59 条に基づく定期的な評価の結果</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者のほか社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の事項によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に関する教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p>(4) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価結果</p> <p>(5) 第 41 条に基づく長期施設管理方針</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p>(4) 第 65 条に基づく定期的な評価</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に関する教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p>2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる</p>
10	<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の安全のための活動を行う体制に関する計画</p> <p>④ 初期消火活動のための体制に関する計画</p> <p>⑤ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>⑥ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑦ 保安教育の実施計画</p> <p>⑧ 再処理施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める規定</p> <p>(6) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第 124 条第1項に基づく定期的な評価の結果</p> <p>(8) 保安に関する品質保証に係る事項</p> <p>(9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p>	<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 10 条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① ガラス固化体の受入れ計画</p> <p>② 第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>③ 保安教育の実施計画</p> <p>④ 第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑤ 第 59 条に基づく定期的な評価の実施計画</p> <p>(6) 第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第 59 条に基づく定期的な評価の結果</p> <p>(8) 保安に関する品質保証に係る事項</p> <p>(9) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p>	<p>(濃縮安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 12 条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む)</p> <p>(5) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価結果</p> <p>(6) 第 41 条に基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第6条の表1に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(8) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>① 第 23 条に基づくカスケード設備の運転条件(ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。)</p> <p>② 第 23 条に基づくカスケード設備運転条件設定方法</p> <p>③ 第 25 条に基づく年間溶化回数</p> <p>④ 第 38 条に基づく作業管理に係る実施計画</p> <p>④ 第 37 条に基づく設計開発に係る実施計画</p> <p>⑤ 第 87 条に基づく保安教育の実施計画</p> <p>⑥ 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画及び第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(9) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p>	<p>(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 12 条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋設施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 埋設施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 表 1 に掲げる事業部長が制定する規定</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>イ 廃棄物埋設計画</p> <p>ロ 第 24 条に基づく作業管理に係る実施計画</p> <p>ハ 調査計画</p> <p>ニ 修復計画</p> <p>ホ 保安教育実施計画</p> <p>ヘ 定期的な評価の計画</p> <p>(5) 第 25 条に基づく評価の結果</p> <p>(5) 第 65 条に基づく評価の結果</p> <p>(6) 保安に関する品質保証に係る事項</p> <p>(7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p>	<p>(燃料製造安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 11 条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更及び認可申請に関する事項</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上、安全文化醸成に関する事項を含む。)</p> <p>(5) 表 5-1 及び表 5-2 に基づき事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(6) この規定に基づく保安教育の実施計画以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>保安教育実施計画</p> <p>(7) 保安に関する品質保証に係る事項</p> <p>(8) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>6 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重するとともに、事業部長は第1項第2号の規定を定める。</p>	<p>3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重するとともに、第1項第2号の規定を定める。</p>	<p>3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名するものが委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む委員及び過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>
11	<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第21条の2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条の2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第13条 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第13条 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、監査室長、安全・品質本部長、事業部長委員を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第12条 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>
	第3章 再処理施設の操作	第3章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理	第4章 加工施設の操作	—	—
12	<p>(操作員の確保)</p> <p>第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で、第4項に基づく訓練を受ける者が守るべき事項を守らせる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。</p> <p>4 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を受ける者が守るべき事項を定める。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第10条の3 工場長は、廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第3項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第15条 各課長は、第87条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために加工施設を操作させる場合であって、必要な保安教育を実施した者の監督の下で、第4項に基づく訓練を受ける者が守るべき事項を守らせる場合はこの限りでない。</p> <p>2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。</p> <p>3 運転管理課長は、1直当たり4名以上の当直員をそろえる。</p> <p>4 運転管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</p>	—	—
13	<p>(巡視・点検)</p> <p>第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視・点検)</p> <p>第11条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第23条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第16条 巡視点検を担当する課長(以下「巡視点検担当課長」という。)は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第36条に定める観点を含めて行う。</p> <p>ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。</p>	(削除)	(今回の規定範囲外)

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
			<p>9 運転管理課長は、製品シリンダ(ANSI 又は ISO 規格 30B)及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済 NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表9に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ベージング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>※火災、自然災害、重大事故、非常時の措置については、第9章～第12章に規定している。</p>		
	—	—	第5章 核燃料物質の管理	—	—
17	—	—	<p>(核燃料物質の運搬)</p> <p>第32条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱うほか、第68条第1項に定める事項を実施する。</p>	—	—
	—	—	—	第4章 廃棄物埋設管理	—
18	—	—	—	<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び外観確認により、別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(以下「埋設規則」という。))第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	—
19	—	—	—	<p>(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)</p> <p>第18条 安全管理部長は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の定置に当たり、廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は、検査実施責任者として次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄体が廃棄物受入基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄体が廃棄物受入基準に適合することを最終判断する。</p> <p>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄体の確認に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる廃棄体の確認の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>4 検査課長は、検査内容に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>5 検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	—

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
				<p>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第15条で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 放射能濃度の妥当性を確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他廃棄物が埋設施設の事業変更許可を受けたところによるものであることを確認するために十分な方法</p>	
20				<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備毎に埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認する。</p> <p>3 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1号廃棄体</p> <p>イ 1号廃棄体は、1号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 1号廃棄体を定置する場合は、1号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1号埋設設備の北面及び上面には表面線量当量率2mSv/hを超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 1号埋設設備には、埋設設備群毎にセメント以外で固型化した廃棄体が集中しないこと。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(2) 2号廃棄体</p> <p>イ 2号廃棄体は、2号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 2号廃棄体を定置する場合は、2号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 2号埋設設備の上面には表面線量当量率2mSv/hを超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 2号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充てん材の充てん量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p>	
	第5章 施設管理	第4章 施設管理	第6章 施設管理	第5章 施設管理	第8章 施設管理
21	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条 再処理施設について再処理事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第23条 廃棄物管理施設について廃棄物管理事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第36条 加工施設について核燃料物質加工事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第22条 埋設施設について埋設施設の事業変更許可を受けた設備に係る事項及び埋設規則第6条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>(施設管理計画施設管理に係る計画、実施、評価及び改善)</p> <p>第52条 第41条表7-1に示す加工施設について、加工施設の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。</p>
22	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施する</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第28条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施する</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、社長は第41条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は埋設施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理実施方針の見直しを行う。</p>	<p>1 (施設管理方針及び施設管理目標)</p> <p>(1) 第42条社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の社長は、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>ことを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>ことを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11 の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>(2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。</p> <p>(1) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、(2)施設管理の結果の確認・評価及び11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2 参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>
23	<p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、保全企画部長に 1 の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。</p> <p>また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p>	<p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、保全企画部長に1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p>	<p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、保全管理課長に1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p>	<p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、開発設計部長及び管理担当課長に、1 の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。</p> <p>また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p>	<p>2 保全プログラムの策定</p> <p>第13条 事業部長は、燃料製造計画部長各職位に1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.2 参照)を踏まえ、保全プログラムの見直しを行わせる。次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。</p> <p>(1) 施設管理対象範囲の選定 (2) 施設管理の重要度の設定 (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (4) 施設管理に関する計画の策定 (5) 施設管理の実施 (6) 施設管理の結果の確認・評価 (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 (8) 施設管理の有効性評価 (9) 構成管理 (10) 設計管理 (11) 作業管理 (12) 使用前事業者検査の実施</p> <p>2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p>
24	<p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>保修担当課長は、加工施設の中から保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>3 保全対象範囲の決定</p> <p>開発設計部長及び管理担当課長は、埋設施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。</p>	<p>3 保全施設管理対象範囲の策定選定)</p> <p>第14条 施設所管課長事業部長は、加工施設の中から、保全施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。</p> <p>(1)「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1)</p> <p>(2)「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1)</p>
25	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.1 保全重要度の設定</p> <p>管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。</p> <p>(1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業指定基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。</p> <p>(3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定</p> <p>(1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.1 保全重要度の設定</p> <p>管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。</p> <p>(1) 機器の保全重要度は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業許可基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。</p> <p>(3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>保修担当課長は、3の保全対象範囲について、系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、加工施設の安全性を確保するため、重大事故に至るおそれがある事故への影響及び安全機能等への影響を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>ただし、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、加工施設の安全性確保を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>開発設計部長及び管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、設備の範囲と機能を明確にした上で、設備の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 設備の保全重要度と設計及び工事に用いる重要度は、安全機能や廃棄物取扱い機能の有無を考慮して設定する。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定)</p> <p>4.1 設計及び工事の重要度の設定</p> <p>(1) 第15条 表7-1に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長(以下「施設所管課長」という。)は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮して設計及び工事の施設管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
					(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。
26	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。</p> <p>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全技術課長は、再処理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。</p> <p>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全技術課長は、廃棄物管理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全管理課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全管理課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。</p> <p>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全管理課長は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p> <p>なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全管理課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) センター長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) センター長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。</p> <p>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) センター長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p> <p>なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) センター長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 4保全活動施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 第16条施設所管課長燃料製造建設所長は、保全施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で保全活動施設管理指標を設定する。</p> <p>(2) 2 燃料製造建設所長は、施設所管課長はに、前号の保全活動施設管理指標のごとに具体的な施設管理目標値を設定するさせる。また、3 燃料製造建設所長は、施設管理の結果の確認・評価及び10の保全施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した保全活動施設管理指標の及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 4 燃料製造建設所長は、施設所管課長はに、設定した保全活動施設管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定するさせる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 5 燃料製造建設所長は、施設所管課長はに、監視計画に従い基づき保全活動施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施しさせ、その結果を記録するさせる。</p>
27	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 再処理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での廃棄物管理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保全管理課長は、3の保全対象範囲に対し、保修担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 加工施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 加工施設の巡視(加工施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 保修担当課長及び検査実施責任者は、6.1から6.3の計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。</p> <p>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 保修担当課長及び検査実施責任者は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、6.1から6.3の計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) センター長は、3の保全対象範囲に対し開発設計部長及び管理担当課長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 埋設施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 埋設施設の巡視(埋設施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。</p> <p>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 管理担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及</p>	<p>6 施設管理実施に関する計画の策定</p> <p>(1) 第17条 燃料製造建設所長は、3の保全施設管理対象範囲に対し、施設所管課長及び事業者検査課長が作成する6.1及び6.2の計画に基づき、次の事項を含む以下の施設管理の実施に関する計画(計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。)を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 加工施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>d. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>e. 加工施設の設計、工事及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>f. 上記e.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>g. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(1) 設計及び工事の計画(本条第2項(1)及び(2))</p> <p>(2) 点検の計画(本条第2項(3))</p> <p>(3) 特別な保全施設管理の実施計画(本条第2項(4))</p> <p>(2) 2 施設所管課長及び事業者検査課長は、6.1及び6.2の計画に当たり、4の施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを、第 78 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及</p>	<p>し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを、第 27 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及</p>	<p>し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備については第26条第5項により修復の必要があると認められた場合は第27条の規定に基づき修復を行う。</p> <p>(4) 検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを第 40 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あ</p>	<p>び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 管理担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 設備が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、操作中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備については第26条第5項により修復の必要があると認められた場合は第27条の規定に基づき修復を行う。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 開発設計部長及び管理担当課長は、設計及び工事を</p>	<p>6.1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計の計画を、施設所管課長は、設計及び工事を実施す</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第77条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第44条の4(変更の許可及び届出等)、第45条(設計及び工事の計画の認可)、及び第46条第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、廃棄物管理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第26条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第51条の5(変更の許可及び届出等)、第51条の7(設計及び工事の計画の認可)、第51条の8第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ廃棄物管理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>らかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを第39条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第16条(変更の許可及び届出)及び第16条の2(設計及び工事の計画の認可)、及び第16条の3第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 管理担当課長は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第51条の5(変更の許可及び届出等)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 管理担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ埋設施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>る場合は、の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 工事の計画 a. 各職位は、工事の実施(現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中)に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。</p> <p>(2) 施設所管課長は、加工施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) b. 施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第55条に基づき実施する自主検査等及び使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下、「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的な方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期を定める。 ※1:法令に基づく手続きとは、法第16条(変更の許可及び届出)及び第16条の2(設計及び工事の計画の認可)、及び第16条の3第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>(3) 使用前点検の計画 a. 施設所管課長は、使用前事業者検査の実施後(使用前事業者検査要領書単位)から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>6.2 (4) 特別な保全施設管理の実施計画の策定 (1) a. 施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った保全施設管理を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。 (2) b. 施設所管課長は、特別な保全施設管理の実施計画に基づき保全施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次のに掲げる事項を定める。 a. (a)点検の具体的方法 b. (b)所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. (c)点検の実施時期 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p>
28	<p>7 保全の実施 (1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。 (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、<u>保全の実施</u>に当たって、第75条による設計管理、第76条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第77条、第78条に従う。 (3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切</p>	<p>7 保全の実施 (1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。 (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、<u>保全の実施</u>に当たって、第24条による設計管理及び第25条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第26条、第27条に従う。 (3) 各課長及び統括当直長は、廃棄物管理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切</p>	<p>7 保全の実施 (1) 保修担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。 (2) 保修担当課長は、<u>保全の実施</u>に当たって、第37条による設計管理及び第38条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第39条、第40条に従う。 (3) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場</p>	<p>7 保全の実施 (1) 開発設計部長及び管理担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。 (2) 開発設計部長及び管理担当課長は、<u>保全の実施</u>に当たって、第23条による設計管理及び第24条による作業管理を実施するとともに、廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査は第25条に従う。 (3) 放射線管理課長、運営課長、土木課長及び施設建物管理課長は、埋設施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れ</p>	<p>7 保全施設管理の実施 (1) 第40条施設所管課長及び事業者検査課長は、6 で定めた施設管理実施に関する計画に従ってに基づき、<u>保全施設管理</u>を実施し、記録する。 (2) 施設所管課長及び事業者検査課長は、<u>保全の実施</u>に当たって、第53条による設計管理、第54条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査の実施は、第55条に従う。</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。 (4) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の結果について記録する。	適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 11 条による巡視を定期的に行う。 (4) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の結果について記録する。	合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 16 条による巡視点検を定期的に行う。 (4) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、保全の結果について記録する。	る兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。 (4) 開発設計部長及び管理担当課長は、保全の結果について記録する。	(3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、保全の結果について記録する。
29	8 保全の結果の確認・評価 (1) 保全を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 (2) 検査実施責任者は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。 (3) 保全を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 ※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	8 保全の結果の確認・評価 (1) 保全を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 (2) 検査実施責任者は、廃棄物管理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。 (3) 保全を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 ※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	8 保全の結果の確認・評価 (1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 (2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。 (3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 ※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	8 保全の結果の確認・評価 (1) 開発設計部長及び管理担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した設備の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 (2) 開発設計部長及び管理担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 ※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	8 (保全施設管理の結果の確認・評価) (1) 第19条 施設所管課長及び事業者検査課長は、あらかじめ定めた方法で、保全施設管理の実施段階で採取した保全施設管理の結果から、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 (2) 施設所管課長及び事業者検査課長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。 (3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、最終的な機能確認で十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。 ※2: (所定の機能とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全施設管理の完了時をいう。))までに、次に掲げる事項を実施する。 (1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成 (2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成 (3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成 (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成 (5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成
30	9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 保全を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 保全を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。	9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 保全を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 保全を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第3条の4に基づき実施する。	9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 保修担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 保修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 保修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。	9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 開発設計部長及び管理担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 a. 保全を実施した設備が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 開発設計部長及び管理担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 開発設計部長及び管理担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。	(1) 第20条 施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. 及び b. (1)及び(2)に至った場合は、不適合管理を行った上うえ、是正処置を講じる。 a. (1)保全施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. (2)最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 施設所管課長は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。
31	10 保全の有効性評価 保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。 また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用し	10 保全の有効性評価 保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。 また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用し	10 保全の有効性評価 保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。 また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用し	10 保全の有効性評価 管理担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 管理担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。	10 保全の有効性評価(該当なし) 施設所管課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 施設所管課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移 c. トラブル等運転経験 d. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ e. リスク情報、科学的知見

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>て評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>て評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>て評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。</p>	<p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>(2) 施設所管課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>
32	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に保全管理課長に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全管理課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 (施設管理の有効性評価)</p> <p>第21条 燃料製造建設所長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、事業部長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果</p> <p>(2) 施設管理データの推移</p> <p>(3) トラブル等運転経験</p> <p>(4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p> <p>(1) 3 事業部長は、定期的に燃料製造建設所長に10の保全の有効性評価の結果及び1が報告した各施設管理の施設管理目標の達成状況を報告させ、度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させる。承認する。</p>
33	<p>12 構成管理</p> <p>保全を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第5条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>12 構成管理</p> <p>保全を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第3条の4 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>12 構成管理</p> <p>保修担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第6条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第37条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報)をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>12 構成管理</p> <p>開発設計部長及び管理担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第6条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(設計の結果として作成する「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の設備をいう。)</p>	<p>12 (構成管理)</p> <p>第22条 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。</p> <p>(1) 設計要件(第5条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第53条第5条 7.3 で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>
34	<p>13 情報共有</p> <p>6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>	<p>13 情報共有</p> <p>6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第3条の4 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と情報共有するための措置を講じる。</p>	<p>13 情報共有</p> <p>保修担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の加工事業者と情報共有を行う。</p>	<p>13 情報共有</p> <p>管理担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。</p>	<p>13 (情報共有)</p> <p>第23条 施設所管課長は、保守点検を行った事業者から得られた施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安の向上に資するために必要なに関する技術情報を他の事業者と共有する。</p>
35	<p>(設計管理)</p> <p>第75条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第1項において第5条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3 に従って設計を実施する。</p>	<p>(設計管理)</p> <p>第24条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3 の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3 に従って設計を実施する。</p>	<p>(設計管理)</p> <p>第37条 保修担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 保修担当課長は、第1項において第6条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第6条 7.3 に従って実施する。</p> <p>3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される設計を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した設計管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 設計の目的</p> <p>(2) 設計を行う設備等</p>	<p>(設計管理)</p> <p>第23条 開発設計部長及び管理担当課長は、埋設施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 開発設計部長及び管理担当課長は、第1項において第6条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第6条 7.3 に従って実施する。</p>	<p>(設計管理)</p> <p>第53条第24条 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、第5条 7.3 の適用対象となる設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 施設所管課長は、第1項前項において第5条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3 に従って次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>なお、本条に基づき実施する第5条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 77 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>なお、本条に基づき実施する第3条の4 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 26 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>(3) 工程 (4) 実施体制 (5) 設計の内容及び保安上必要な措置 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 5 本条における設計管理には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 39 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>なお、本条に基づき実施する第 6 条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。</p>	<p>なお、本条に基づき実施する第5条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 55 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 ③前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。</p>
36	<p>(作業管理) 第 76 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 第 56 条第1項に該当する場合に行う補修 (2) 再処理施設の改造(設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る)</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。 ただし、第 56 条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第 26 条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。 (1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置 5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第5条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。 また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と</p>	<p>(作業管理) 第 25 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第5章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業(予め計画された試験及び検査を第 12 条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。)を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置 5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の確認を受ける。 また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p>	<p>(作業管理) 第 38 条 係担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 係担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第8章に基づく放射線管理</p> <p>3 係担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される加工施設の作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>(作業管理) 第 24 条 管理担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 管理担当課長は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第8章に基づく放射線管理</p> <p>3 管理担当課長は、保安上重要と判断される埋設施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 工事の目的 (2) 工事を行う設備等 (3) 工程 (4) 実施体制 (5) 工事の内容及び保安上必要な措置 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(作業管理) 第 54 条第25条 施設所管課長は、前条の設計管理の結果アウトプットに従い基づき工事を実施する。</p> <p>2 施設所管課長は、加工施設の工事及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次のに掲げる事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 供用中の再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止 (2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取 (3) 作業工程の管理 (4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>協議する。</p> <p>6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</p> <p>7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。</p> <p>8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。</p> <p>7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>			
37	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第77条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。 ※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第26条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。 ※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第39条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に關与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>(廃棄物埋設施設等の確認に係る 自主検査の実施)</p> <p>第25条 安全管理部長は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第6条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は検査実施責任者として、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の埋設施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 施設確認項目に適合したものであること。 b. 埋設規則第6条の技術基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の埋設施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第55条第26条 品質保証部長は、使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査(以下本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は、前項の検査実施責任者の中から第52条 6.1(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。 事業者検査課長を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、事業者検査課長は次のに掲げる各号を実施する。 (1) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 (1) (2)検査の実施体制を構築する。 (2) (3)検査要領書※1を定め、検査を実施する。(※1) (3) (4)検査対象の加工施設が次以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に基づき行われたものであること。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。 (6) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。 (※1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法 (6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。 4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務合否判定</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 16 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 74 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 23 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>4 検査課長は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>5 検査課長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 22 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び透水性を確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施がその事業変更許可に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>を検査員担当者に行わせることができる。このとき、検査員担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織(課)とは別の組織(課)の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) (4)検査に係る記録を作成し維持する。</p> <p>(3) (2)検査に係る要員の教育訓練を行う。力量を確認する。</p> <p>(4) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p> <p>7 建設管理課長は、検査の実施時期及び検査が第 52 条 6.1(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事とその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p>
38	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第 78 条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.1(4) の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1 を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第 27 条 事業部長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 23 条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第 40 条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p>	—	(今回の規定範囲外)

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 16 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 74 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a. b. による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	<p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 23 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a. , b. による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	<p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1:プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a. , b. による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法で行うものとする。</p>		
39	<p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 79 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 28 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第 41 条 保全管理課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全管理課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全管理課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>	—	(今回の規定範囲外)

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	第6章 放射性廃棄物管理 (放射性廃棄物管理に係る基本方針)	第5章 放射性廃棄物管理 (放射性廃棄物管理に係る基本方針)	第7章 放射性廃棄物管理 (放射性廃棄物管理に係る基本方針)	第7章 放射性廃棄物管理 (放射性廃棄物管理に係る基本方針)	—
40	第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	第42条 加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。	第31条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(今回の規定範囲外)
41	(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等) 第83条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体(せん断・溶解に伴い発生する雑固体であって第12項第5号に基づき保管廃棄する場合は除く。)が発生した場合は、当該雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、可燃性又は難燃性の雑固体においては、火災防護のために必要な措置を講じる。 2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12 (略) 13 燃料管理課長、廃棄物管理課長及び統括当直長は、それぞれ第8項、第11項及び前項に基づき放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等に、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第125条に基づき記録と照合できる整理番号を表示するほか、再処理規則第16条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認する。 14、15 (略)	(放射性固体廃棄物) 第29条 技術管理部長、設計部長、プロジェクト部長、再処理計画部長、新基準設計部長、保全企画部長、統括当直長及び各課長(以下「各課長等」という。)は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。 2 貯蔵管理課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第60条に基づき記録と照合できる整理番号を表示するほか、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「管理規則」という。)第33条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認した上で、固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。 3、4 (略)	(放射性固体廃棄物) 第44条(略) 2～8(略) 9 廃棄物管理課長は、別表16の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表16の放射性固体廃棄物の保管場所内で移動することができる。 (1)ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づき記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。 (2)公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高いBウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。 10 (略) 11 (略) ※廃棄前の措置の実施状況確認については、第45条スラッジ、第48条有機溶剤、第50条IF5、第52条IF7においても同様の変更を実施。	(放射性固体廃棄物) 第32条 各課長は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。 2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入する。 3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第66条に基づき記録と照合できる整理番号を付するほか、保管廃棄前に埋設規則第19条に規定されている必要な措置の実施状況を確認する。 4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。 5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。 6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄物の技術上の基準を包含する。)を満足する方法により容器に固型化し、その実施状況を確認した上で固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。 7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。	(今回の規定範囲外)
42	(海洋への放出) 第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1)放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。 (2)放射性物質の放出量が別表39に定める放出管理目標値を超えないようにする。 (3)第1放出前貯槽及び第2放出前貯槽から同時に放出しない。 2 放射線管理課長は、別表40に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。 3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。	(放射性液体廃棄物) 第30条 貯蔵管理課長は、管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を廃水貯槽に保管廃棄する。 2 放射線管理課長は、廃水貯槽内における廃水中の放射性物質の濃度を測定し、貯蔵管理課長に通知する。 3 貯蔵管理課長は、廃水貯槽内における廃水の保管状況が適切であることを第11条に基づき巡視・点検により確認する。	(放射性液体廃棄物) 第47条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 (1)運転管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出する。 (2)廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 (3)廃棄物管理課長は、処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度が別表17に定める管理目標値を超えないように努める。 (4)廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の年間廃水量が別表18に定める管理目標値を超えないように努める。 (5)運転管理課長は、別表20に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表21に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表21に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。	(放射性液体廃棄物) 第34条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。 (1)埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体 (2)排水・監視設備から排水される液体(第26条第3項に該当する場合) 2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1)放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。 (2)サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表9に定める管理目標値を超えないように努めること。 3 放射線管理課長は、別表10に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表11に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。 4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。	(今回の規定範囲外)
43	(大気への放出) 第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口か	(放射性気体廃棄物) 第31条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守す	(放射性気体廃棄物) 第51条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。	(放射性気体廃棄物) 第35条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しよう	(今回の規定範囲外)

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	ら放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 (2) 放射性物質の放出量が別表42に定める放出管理目標値を超えないようにする。	る。 (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 (2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。 2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表10に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。 3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。	(1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。 (2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 (3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表19に定める管理目標値を超えないように努める。 (4) 運転管理課長は、別表20に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表21に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表21に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。 (5) 廃棄物管理課長は、別表20に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。	とする場合、放射性気体廃棄物として管理する。 2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 (2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表9に定める管理目標値を超えないように努めること。 3 放射線管理課長は、別表10に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表11に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。 4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。	
	第7章 放射線管理	第6章 放射線管理	第8章 放射線管理	第8章 放射線管理	—
44	(放射線管理に係る基本方針) 第89条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(放射線管理に係る基本方針) 第31条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(放射線管理に係る基本方針) 第53条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者(一時立入者を含む)の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。	(放射線管理に係る基本方針) 第36条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	(今回の規定範囲外)
45	(管理区域への出入管理) 第95条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者 2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。 (2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。 (1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。 (2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。 4 放射線安全課長は、第2項及び前項による指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 5 放射線安全課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に移動する場合及び汚染のおそ	(管理区域への出入管理) 第36条 管理区域へ立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者 2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。 (2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。 (1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。 (2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。 4 放射線安全課長は、前二項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 5 放射線安全課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度	(管理区域への出入管理) 第58条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者 2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。 (2) 各課長は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を得る。 3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。 (1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行う。 4 放射線管理課長は、第2項及び第3項による指定及び立入承認を得た者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号の一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (3) 放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。	(管理区域への出入管理) 第41条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者 2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。 (2) 各課長は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。 3 一時立入者については、次の各号に従って、立入承認及び指定を行う。 (1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。 4 放射線管理課長は、前二項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (3) 管理区域用被服又は放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について	

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>れのない区域以外の管理区域から管理区域外に退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認する。</p> <p>7 放射線安全課長は、前項の退出又は移動に当たって、退出又は移動する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 49 に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>を確認すること。</p> <p>7 放射線安全課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出にあたって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 12 に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 22 に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>なお、被服に汚染があった場合は、第 43 条第2項に基づき、廃棄物前処理室へ搬出し、廃棄物管理課長へ引渡す。</p>	<p>表面密度を確認すること。</p> <p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 12 に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	
46	<p>(保全区域)</p> <p>第 96 条 保全区域は、別図4に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。</p>	—	<p>(保全区域)</p> <p>第 59 条 保全区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。</p>	<p>(第 6 章 廃棄物埋設地の保全)</p> <p>(埋設保全区域)</p> <p>第 30 条 埋設保全区域は、別図 3 に示す区域とする。</p> <p>ただし、第 21 条に基づく覆土が終了するまでの期間においては、別図 3 に示す区域内で設定又は変更することができる。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地に埋設保全区域を設定し、埋設保全区域の周囲に埋設保全区域である旨を示す標識を設ける等の方法により、明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 運営課長は、埋設保全区域を設定又は変更する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 埋設保全区域の設定又は変更を行う場合には、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を受けること。</p> <p>(2) 埋設保全区域の設定又は変更を行った場合には、その旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知すること。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地の出入口付近に、廃棄物埋設地であること及び次の事項を表示した立札等を設置し、常に見やすい状態にしておく。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類</p> <p>(2) 埋設を開始した日及び埋設を終了した日</p> <p>(3) 保安のための注意事項</p> <p>5 運営課長は、前項の立札等に表示した事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他必要な措置を講じる。</p>	(今回の規定範囲外)
47	<p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第 99 条 統括当直長及び各課長は、第 91 条に定める通常人の立入りを禁止する区域若しくは第 93 条第 1 項各号に定める区域において作業を行う場合又は作業によって第 93 条第 1 項各号に定める場所が生じるおそれがある場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第39条 各課長等は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第62条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>なお、各課長は放射線管理課長の承認後、作業を行うに当たり、作業訓練を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第44条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>	
48	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第102条 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表 47 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第42条 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第66条 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表28に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表28に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第47条 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	
49	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、別表11に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表16に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第2項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 65 条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表27 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第46条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p>	(今回の規定範囲外)

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>(環境監視)</p> <p>第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86 条及び第88 条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p>	<p>に、放射線安全課長に通報する。</p>	<p>の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p>		
50	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第105条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の2号及び5号～8号は適用しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2)再処理規則に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が再処理規則に定める限度を超えない場合であって、再処理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(4) 再処理規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物(再処理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあっては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に再処理規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表49に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第44条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の1号及び4号～7号は適用しない。</p> <p>(1) 管理規則に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が管理規則に定める限度を超えない場合であって、管理規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 管理規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 運搬物(管理規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあっては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に管理規則に定める標識を付けること。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第 68 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については第2号、第5号、第6号、第7号及び第8号は適用しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2)加工規則に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が加工規則に定める限度を超えない場合であって、加工規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(4) 加工規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物(加工規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあっては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に加工規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第49条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第1号及び第4号から第7号は適用しない。</p> <p>(1) 埋設規則に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が埋設規則に定める限度を超えない場合であって、埋設規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 埋設規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 運搬物(埋設規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあっては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に埋設規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	(今回の規定範囲外)
51	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。)以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第45条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。)以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第69条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。)以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第50条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。)以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう</p>	(今回の規定範囲外)

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	
	に、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。 4 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。 (1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。 (2) 核燃料輸送物の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。 (3) 核燃料輸送物の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。	に、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。 4 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。 (1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。 (2) 核燃料輸送物の表面密度が別表18に定める値を超えていないこと。 (3) 核燃料輸送物の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。	に、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。 4 各課長は、運搬前に核燃料輸送物の表面密度及び線量当量率が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。	に、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。 4 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く。)について放射線管理課長の確認を受ける。 (1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表17に定める値を超えていないこと。 (2) 核燃料輸送物の表面密度が別表17に定める値を超えていないこと。 (3) 核燃料輸送物の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表17に定める値を超えていないこと。		
52	—	(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬) 第45条の2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置(事業所外での運搬中に関するものを除く)を講じる。 2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。 (1) 外観検査 (2) 吊上げ検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 収納物検査 (7) 温度測定検査 (8) 気密漏えい検査 (9) 圧力測定検査	(原料ウランを納めた輸送物の運搬) 第70条 機械保全課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置(事業所外での運搬中に関するものを除く)を講じる。 2 保全管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。 (1) 外観検査 (2) 固縛検査 (3) 表面密度検査 (4) 線量当量率検査 (5) 収納物検査 (6) 重量検査	—	(今回の規定範囲外)	
	第3章 再処理施設の操作	第7章 非常時の措置	第9章 火災防護活動のための体制の整備	第9章 非常時等の措置		
53	(地震・火災等発生時の措置) 第30条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、管理担当課長は、鎮火後所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。 3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 別表7の2に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備 (2) 初期消火活動を行う10名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制 (3) 火災の早期発見のための第25条に基づく巡視・点検の体制及びあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表3に示す設備等の巡視・点検体制 4 各職位は、前項の計画に基づき必要な措置を講じる。 5 防災業務課長は、第3項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。 6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 7 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。 8 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。	(異常時の措置) 第46条 廃棄物管理施設において異常を発見した者は、直ちに第12条第1項第1号に基づく手順書に従い、必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。 ただし、建屋外の電気設備に係る異常においては統括当直長に、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常においては貯蔵管理課長に通報する。 放射線管理に係る異常においては、放射線安全課長に対しても通報する。 2 前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長、貯蔵管理課長及び放射線安全課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。 また、前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、工場長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。さらに、統括当直長はユーティリティ施設課長に、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に通報する。 3 異常に係る設備等の管理担当課長は、統括当直長(建屋外の電気設備に係る異常に限る。)及び関係課長と協力して異常の原因を調査し、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。 なお、ガラス固化体の受入れにおいて、ガラス固化体のもつ閉じ込めの機能に異常が発生した場合には、当該ガラス固化体を容器等に収納し保管する。	(火災防護活動のための体制の整備) 第71条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)に定め、事業部長の承認を得る。 また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。 (1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。 また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上(事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上)配置する。 (2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。 (3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。 2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。 3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。	(異常時の措置) 第51条 埋設施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。 ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。 2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。 3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。	—	—
	—	—	第10章 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備	—	—	
54	—	—	(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備) 第72条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工	—	—	

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
			<p>施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」)に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p>		
			第11章 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備		
55			<p>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</p> <p>第73条 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</p> <p>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3 各課長は、第1項に定めた文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>		
	第8章 非常時の措置	第7章 非常時の措置	第12章 非常時の措置	第9章 非常時等の措置	第9章 緊急時の措置

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
56	<p>(非常時対策組織) 第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>(非常時対策組織) 第 47 条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>(非常時対策組織) 第 74 条 運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。 2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が当てる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>(非常時対策組織) 第 52 条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	(今回の規定範囲外)
57	<p>(非常時要員) 第110条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>	<p>(非常時要員) 第 48 条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>	<p>(非常時要員) 第 75 条 運営管理課長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p>	<p>(非常時要員) 第 53 条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>	—
58	<p>(緊急作業従事者) 第110条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。 (1) 別表49の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 別表49の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>(緊急作業従事者) 第 48 条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。 (1) 別表 18 の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 別表 18 の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>(緊急作業従事者) 第 76 条 運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。 (1) 別表 33 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 別表 34 に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>(緊急作業従事者) 第 54 条 事業部長は、次の各号に定める要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。 (1) 別表 18 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者 (2) 別表 18 の 2 に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者</p>	—
59	<p>(非常時用器材の整備) 第111条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>(非常時用器材の整備) 第 49 条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>(非常時用機材の整備) 第 77 条 運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)に定める。 2 各課長は、前項に定める非常用機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p>	<p>(非常時対策組織) 第 52 条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	—
60	—	—	<p>(安全避難通路) 第 78 条 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からのUF₆漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。)、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。 2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	—	—

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
61	(通報系統) 第112条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。	(通報系統) 第50条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。	(通報系統) 第79条 運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、 第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」) に定める。	(通報系統) 第56条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。	—
62	(通報) 第113条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに工場長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。 2 工場長は、前項の報告を受けた場合、又は自ら非常事態若しくは非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、その状況等を直ちに事業部長に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。	(通報) 第51条 第46条第1項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに工場長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。また、建屋外の電気設備に係る異常については、統括当直長はユーティリティ施設課長に対しても通報し、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常については、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に対しても通報する。 2 工場長は、前項の通報を受けた場合は、非常事態の状況等を直ちに事業部長に報告する。	(通報) 第80条 第29条第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、 前条に定める通報系統に従って 直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。 2 前項の通報を受けた連絡責任者は、 前条に定める通報系統に従って 事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。	(通報) 第57条 第50条第1項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちにセンター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。	—
63	(応急措置) 第114条 前条の統括当直長及び課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。	(応急措置) 第52条 前条において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した統括当直長及び設備等の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。	(応急措置) 第81条 前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。	(応急措置) 第58条 前条の課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。	—
64	—	—	(救助活動) 第82条 非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏えいが発生した場合は、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動を行う。	—	—
65	(非常時体制の発令) 第115条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	(非常時体制の発令) 第53条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	(非常時体制の発令) 第83条 事業部長は、 第80条 第2項の 通報 を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	(非常時体制の発令) 第59条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	—
66	(非常時対策活動) 第116条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第112条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 3 第98条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、再処理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させ	(非常時対策活動) 第54条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第50条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 3 第38条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、廃棄物管理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させ	(非常時対策活動) 第84条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、 第79条 であらかじめ確立した通報系統に従って、 その旨を社内及び社外関係機関に 通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏えいが発生した場合は、建屋への閉じ込め等により拡大防止を行う。 3 第61条 第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させ	(非常時対策活動) 第60条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第56条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 3 第43条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、埋設施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診	—

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	る。	る。	る。	断を受診させる。	
67	(非常時体制の解除) 第 117 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。	(非常時体制の解除) 第55条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。	(非常時体制の解除) 第 85 条 本部長は、非常事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなったと判断した場合は、非常時体制を解除し、第 79 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。	(非常時体制の解除) 第 61 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに通報する。	—
68	(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 118 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。	(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第56条「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず、当該措置を優先する。	(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 86 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。	(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 62 条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。	—
69	(保障措置分析所に係る措置) 第 119 条 事業部長は、非常時における核管センターとの連携、協力について、あらかじめ定めておく。 2 非常時対策組織の本部長は、前項の定めに基づき必要な措置を講じる。	—	—	—	—
	第9章 教育訓練	第8章 保安教育	第 13 章 保安教育	第 10 章 保安教育	
70	(社員等への保安教育) 第 121 条 技術課長は、毎年度、再処理施設において再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表 50 及び別表 51 の実施方針並びに「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容 (2)保安教育の実施時期 (3)保安教育の方法 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、技術本部長と協議するとともに、再処理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、第1項の承認を受けた計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。 ただし、各職位が、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。 4 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 5 技術本部長は、前項に定める必要な措置として第1項に基づく実施計画の変更を要すると判断した場合は、事業部長と協議する。 (請負事業者等への保安教育) 第 122 条 各課長は、請負事業者等に対し、再処理事業所において再処理施設に関する作業を行わせる場合(次項に定める場合を除く。)は、別表 52 の実施方針に基づき保安教育を実施する。 ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。 2 運転部長及び管理担当課長は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、前条に準	(保安教育) 第57条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表19の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。 (1)業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容 (2)保安教育の実施時期 (3)保安教育の方法 (4)第10条の3第3号に基づく訓練を受ける者が守るべき事項 2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。 (1)再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表19に定める関係法令及び保安規定の遵守に関すること、並びに非常の場合に採るべき処置に関することの入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育 (2)廃棄物管理施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める教育に加え、別表19に定める廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること、並びに核燃料物質等の取扱いに関することの入所時教育のうち作業に関連する事項の教育 (3)廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育 3 事業部長は、第1項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。 4 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果を事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。 ただし、各課長等は、第2項第1号及び第2号の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、結果を報告させるとともに、その内容を確認し、事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。	(保安教育) 第 87 条 運営管理課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員の保安教育について、別表 31 の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容 (2)保安教育の実施時期 (3)保安教育の方法 2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 3 各職位は、第1項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。 4 事業部長は、運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 5 運営管理課長は、第3項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。 6 各課長は、請負事業者等に対し、濃縮・埋設事業所において加工施設に関する作業を行わせる場合は、別表 32 の実施方針に基づいた実施計画を第1項の実施計画に定め、保安教育を実施する。 ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。 7 事業部長は、運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 8 運営管理課長は、第6項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。	(保安教育) 第 63 条 埋設技術課長は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表 19 及び別表 19 の 2 の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容 (2)保安教育の実施時期 (3)保安教育の方法 2 事業部長は、第 1 項の計画を定めるに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。 3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。 また、運営課長、土木課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。 4 埋設技術課長は、第 1 項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。	(保安教育) 第 70 条 教育課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、表4の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容 (2)保安教育の実施時期 (3)保安教育の方法 2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、燃料製造安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 3 教育課長は、第1項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。ただし、教育課長は、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、表4に定める該当する保安教育を省略又は変更できる。 4 事業部長は、教育課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 5 教育課長は、第3項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
	<p>じて保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得た上で、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 事業部長は、再処理安全委員会に諮問した後、前項の計画を承認する。</p> <p>4 運転部長及び各課長は、第1項及び第2項において、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p>				
	第10章 再処理施設の定期的な評価	第9章 廃棄物管理施設の定期的な評価	第14章 加工施設の定期的な評価	第11章 埋設施設の定期的な評価	
71	<p>(再処理施設の定期的な評価)</p> <p>第124条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 再処理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>(廃棄物管理施設の定期的な評価)</p> <p>第59条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価の承認を行うに当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第89条 運営管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 加工施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 各課長は、第1項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 運営管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>(埋設施設の定期的な評価)</p> <p>第65条 埋設技術課長は、10年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>(2) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第1項の最新の知見は、埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>4 埋設技術課長は、第2項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>7 埋設技術課長は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第5項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>8 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第4項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	(今回の規定範囲外)
	第11章 記録及び報告	第10章 記録及び報告	第15章 記録及び報告	第12章 記録及び報告	第11章 記録及び報告
72	<p>(記録)</p> <p>第125条 各職位は、別表53に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>(記録)</p> <p>第60条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、気象記録のうち降雨量は、この規定による記録を行わない。</p>	<p>(記録)</p> <p>第90条 作成責任者及び保存責任者各課長は、別表35に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>(記録)</p> <p>第66条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>(記録)</p> <p>第2971条 各職位は、表29-45に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。</p> <p>(第72条 報告)</p>
73	—	—	—	—	<p>第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項</p> <p>(加工施設の使用を開始する前までに定める事項)</p> <p>第2973条 加工施設の使用を開始する前までに、表29-4に示す事項を定めて認可を受ける。また、この規定の条文についても、加工施設の使用を開始する前までに、段階的</p>

No	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)
					に必要な変更を行い、本規定に定める条文を必要に応じて変更するとともに、それ以外の条文も全て定め、認可を受ける。
74	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第125条に基づき保存する。</p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第125条に基づき保存する。</p> <p>4. 第34条別表14について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設備と見なすことができる。</p> <p>ただし、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機を計画的に動作不能な状態とする場合は、電源車を確保する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第60条に基づき保存する。</p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第60条に基づき保存する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第90条に基づき保存する。</p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前事業者検査の結果の記録とみなし、第90条に基づき保存する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. この規定第19条ないし第21条で埋設規則第6条を適用する場合については、2019年12月5日以後最初に行われる法第51条の5第1項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019年12月5日施行の埋設規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した使用前事業者検査の結果の記録は、第71条に基づき保存する。</p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第71条に基づき保存する。</p>
	—	—	添付1 火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針(第71条、第72条関連)	—	—
75	—	—	<p>火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針</p> <p>1.～1.3. (略)</p> <p>1.4 文書の整備</p> <p>運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>なお、UF₆を内包する機器を設置する2号発回均質室、2号中間室(搬入室を含む)、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室、Cウラン貯蔵室及びBウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</p> <p>3) ～12) (略)</p> <p>1.5.～2.5(略)</p>	—	—

別表 47 放射線測定器類(第 102 条関係)

放射線測定器類	数量
放射線管理用固定式モニタ*	
・ガンマ線エリアモニタ	130 台
・ベータ線ダストモニタ	44 台
・アルファ線ダストモニタ	46 台
・中性子線エリアモニタ	39 台
・臨界警報装置	9 式
・主排気筒ガスモニタ	2 系列
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列
・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台
・排水モニタ	3 台
エアスニファ	631 台
放射線サーベイ機器	
・ガンマ線用サーベイメータ	20 台
・中性子線用サーベイメータ	11 台
・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台
・ダストサンブラ	16 台
・ガスモニタ	1 台
・ダストモニタ	1 台
放射能測定器	6 台
退出モニタ	6 台
個人線量計(警報付電子線量計)	1 式
ホールボディカウンタ	1 台
環境モニタリング設備	
・モニタリングポスト*	9 式
・ダストモニタ	9 台

*: 警報装置の作動の確認を含む。

別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定 (第 103 条関係)

測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*1		
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率	γ線	連続
	・外部放射線に係る線量当量*2	積算線量当量	γ線	1回/週
	・外部放射線に係る線量	積算線量	γ線	1回/3月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	全α放射能、 全β放射能	連続
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/3月
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土	⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	1回/年
周辺監視区域外	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率	γ線	連続
	・外部放射線に係る線量	積算線量	γ線	1回/3月
	・空気中の放射性物質の濃度	気体状β放射能濃度	放射性希ガス (主に ⁸⁵ Kr)	連続
	・空気中の放射性物質の濃度	ヨウ素	¹³¹ I	1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度	大気中湿分	³ H	1回/月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	全α放射能、 全β放射能	1回/週
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/3月
	・飲料水中の放射性物質の濃度	飲料水	³ H, ⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³⁷ Cs, Pu(α)	1回/3月
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土	⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	1回/年
		湖底土	⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	精米	¹⁴ C, ¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/年
		根菜	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	
		葉菜	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	
	・畜産物中の放射性物質の濃度	牛乳	¹⁰⁶ Ru	1回/3月
	・海水中の放射性物質の濃度	海水	³ H, ⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs, ¹⁴⁴ Ce, ¹⁵⁴ Eu, Pu(α)	1回/3月
	・海底土中の放射性物質の濃度	海底土	⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs, ¹⁴⁴ Ce, ¹⁵⁴ Eu, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	1回/6月
	・海産物中の放射性物質の濃度	魚類	³ H, ¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/3月
		貝類	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	
海藻類		¹⁰⁶ Ru, Pu(α)		
・漁網の線量率	漁網	γ線量率 β線量率	1回/3月	

* 1 : 測定地点を別図 6 に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を第 89 条の規定に定め、実施するものとする。

* 2 : 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

別表 50 社員等への保安教育実施方針（その1）（第121条関係）

保安教育項目	内 容	実施時期	統括当直長、操作員 及び管理担当課員	左記以外の放射 線業務従事者	その他の者
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (180分以上*1)	法及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎教育	入所時	◎	◎	○
	法及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する実務教育	1回/年	◎	◎*2	○*2
再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (120分以上*1)	再処理施設の構造、性能、操作に関する基礎教育（事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項を含む）	入所時	◎	◎	○*2
	再処理施設の操作及び管理に必要な実務教育（事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項を含む）	1回/年	◎	◎	
放射線管理に関すること（240分以上、ただし、実務教育においては60分以上）	放射線の性質、生体への影響、線量当量等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、汚染時の措置等、放射線防護に係る基礎教育	入所時	◎	◎	
	管理区域内作業の実施に必要な実務教育（異常時の応急措置を含む）	1回/年	◎	◎	
核燃料物質等の取扱いに関すること (60分以上)	再処理施設において取り扱う核燃料物質等の種類及び性状、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎教育（臨界の防止に関することを含む）	入所時	◎	◎	
	再処理施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務教育（臨界の防止に関することを含む）	1回/年	◎		
非常の場合に講ずべき処置に関すること（60分以上）	異常時の通報・連絡、応急措置等、非常時対策活動に係る基礎教育	入所時	◎	◎	◎
	非常時対策活動を円滑に実施するための実務教育（他の教育項目に含まれる事項を除く）	1回/年	◎*3	◎*3	○*3

1. 実施時期を入所時とした教育については、新規配属等に際して新たに教育が必要となる事項が生じる場合に当該事項について実施するとともに、3年に1回、再教育を実施する。ただし、再教育については、1回/年の教育により代えることができる。
 2. 「核燃料物質等の取扱いに関すること」のうち、再処理施設の操作に係る事項については「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」に含める。
 3. ◎：すべての教育が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育が対象
 4. 操作員及び管理担当課員のうち放射線業務従事者でない者については、「放射線管理に関すること」及び「核燃料物質等の取扱いに関すること」は対象外とする。
- *1：「その他の者」に対する時間数については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」は120分以上、「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」は60分以上とする。
- *2：保安組織に属する者を対象とする。
- *3：非常時要員を対象とする。
- *4：再処理施設保安規定の改正内容に係る業務を開始するまでに実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。

別表 51 社員等への保安教育実施方針（その2）（第121条関係）

保安教育項目	分類	細 目	内 容	統括当直長	操作員	
					当直長	その他
再処理施設の構造、性能及び操作に関すること	知識教育	基礎知識	再処理施設の操作に必要な安全設計及び安全管理の基礎知識（事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項を含む）	◎	○	○
		巡視点検	巡視点検対象と確認項目	◎	○	○
		操作に係る実務知識Ⅰ	保安規定を遵守するために操作において必要な措置（異常時の措置を含む）	◎	○	○
		操作に係る実務知識Ⅱ	複数の施設に係る操作の連携、異常時対応の指揮に必要な実務知識	◎		
		保修等に係る措置	保修、改造の実施に係る措置	◎	○	○
	操作訓練	操作訓練	保安規定を遵守して操作を行うために必要な訓練（異常時の措置を含む）		○	○
		複数の施設に係る操作の連携、異常時対応の指揮に必要な訓練	◎			

1. ◎：この規定に定める業務に関するすべての教育が対象（ただし、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る操作に関する事項は除く。）
○：担当業務に応じて必要な教育が対象
2. 当直長の教育内容には、担当する施設の操作の指揮に必要な知識教育及び訓練を含む。

別表 52 請負事業者等への保安教育実施方針（第122条関係）

保安教育項目	内 容	実施時期	再処理施設の管理区域内で作業を行う者	再処理施設に関する作業を行う左記以外の者
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (180分以上*)	法及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関して作業上留意すべき事項	入所時	◎	○
	再処理施設保安規定の改正内容（改正教育）	改正の都度	○	○
再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (120分以上*)	再処理施設の構造、性能及び操作に関して作業上留意すべき事項（事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項を含む）	入所時	◎	○
放射線管理に関すること (240分以上、ただし、再教育においては60分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、汚染時の措置等、放射線防護に係る基礎教育 ただし、再教育においては60分以上	管理区域内の作業を行わせる前	◎	
核燃料物質等の取扱いに関すること (60分以上)	再処理施設において取り扱う核燃料物質等の種類及び性状、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎教育（臨界の防止に関することを含む）	管理区域内の作業を行わせる前	◎	
非常の場合に講ずべき処置に関すること (60分以上)	異常時の通報・連絡、応急措置等、非常時対策活動に係る基礎教育	入所時	◎	◎

1. 3年に1回、再教育を実施する。
2. ◎：すべての教育が対象
○：担当業務に応じて必要な教育が対象
3. この規定の改正内容に係る教育（改正教育）については、[再処理施設保安規定の改正内容に係る業務を開始するまでに実施することとし](#)、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。

*：「再処理施設に関する作業を行う左記以外の者」に対する時間数については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」は120分以上、「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」は60分以上とする。

別表 53 保安に関する記録(第 125 条関係)

1. 再処理規則第8条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1. 再処理施設の 施設管理(再処理規則第 11 条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。) に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	許可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 再処理規則第 11 条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した再処理施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間
(3) 再処理規則第 11 条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理方針: 保全企画部長 施設管理目標: 品質保証課長 施設管理実施計画: 技術課長	評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
2. 放射線管理記録*1 (1) 再処理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中1回	放射線安全課長	10 年間
(2) (略)	(略)	(略)	
(3) (略)	(略)	(略)	
(4) (略)	(略)	(略)	
(5) 海洋放出口周辺の海域の海水、海底土その他第 103 条別表 48 に定める物の放射性物質の種類別の濃度等ただし、上記(4)に係る事項を除く。	3月ごとに1回	環境管理課長	
(6) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間
(7) 4月1日を始期とする1年間の線量が 20mSv を超えた放射線業務従事者の当該年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	(略)	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間
(8) (略)	その都度		
(9) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時		
(10) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	1年間
(11) 廃棄施設に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (12) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	廃棄の都度 封入又は固型化の都度	保管廃棄を行った職位	法第 50 条の5第3項において準用する法第 12 条の6第8項の確認を受けるまでの期間

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
3. 操作記録 (1)~(3) (略)	(略)	(略)	1年間
(4) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	別表9及び別表 17 に定める警報装置: 統括当直長 別表 47 に定める警報装置: 放射線安全課長	
(5) 第3章第2節に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	統括当直長及び燃料管理課長	
4. 再処理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	その都度	技術課長	法第 50 条の5第3項において準用する法第 12 条の6第8項の確認を受けるまでの期間
5. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度	連続して	環境管理課長	10 年間
6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	技術課長 保安教育を実施した職位 同上	3年間
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*3	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間

*1: 線量等の記載については線量告示第3条によるものとする。

*2: 燃料貯蔵プールのプール水温度及び安全冷却水系の冷却水温度については、1時間ごとに記録するものとする。

*3: 社長が行う品質保証に係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は技術管理部長とする。

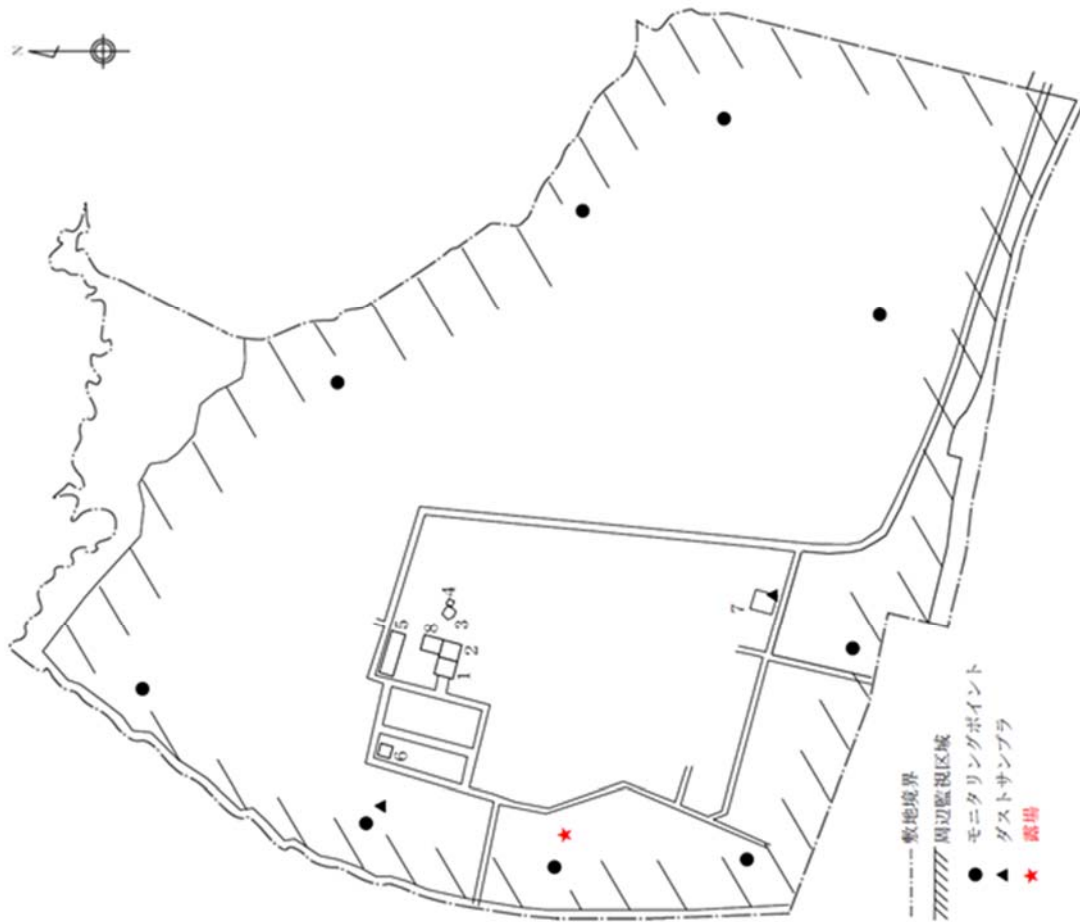
2. 再処理規則第4条の3及び第7条の11に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	その再処理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間



1	ガラス固化体受入れ建物
2	ガラス固化体貯蔵建物
3	ガラス固化体受入れ・貯蔵建物換気筒
4	北機気筒管理建物
5	ユーティリティ建物
6	園事務所
7	保健管理建物
8	ガラス固化体貯蔵建物B棟

別図3 周辺監視区域図(第37条関係)



別表16 周辺監視区域における線量当量等の測定(第41条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量	1回/月
	・外部放射線に係る線量当量*	1回/週
	・空气中の放射性粒子濃度	1回/週

*: 線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。

別表17 放射線測定器類(第42条関係)

測定器名	数量
・放射線管理用固定式モニタ	
・ガンマ線エリアモニタ*	9台
・ベータ線ダストモニタ	1台
・ガラス固化体受入れ・貯蔵建物換気筒モニタ*	2台
・冷却空気出口シャフトモニタ*	2台
・エアスニファ	21台
・放射線サーベイ機器	
・ガンマ線用サーベイメータ	4台
・中性子線用サーベイメータ	2台
・アルファ線用サーベイメータ	3台
・ベータ線用サーベイメータ	3台
・ダストサンプラ	1台
・放射能測定器	2台
・退出モニタ	2台
・個人線量計(警報付電子線量計)	1式
・ホールボディカウンタ	1台
・環境モニタリング設備	
・ダストサンプラ	2台
・放射能測定器	1台
・積算線量計用測定装置	1台

*: 警報装置の作動の確認を含む。

別表 19 保安教育の実施方針（第 57 条関係）

	操作員	左記以外の 貯蔵管理課員	保全企画部 員、保全技術 部員、土木建 築保全部員、 計装保全部 員、電気保全 部員及び機械 保全部員	放射線管理 部員	その他の者
関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 (各 120 分以上)	原子炉等規制法及びその関係法令全般及び廃棄物管理施設保安規定（事業の許可並びに設計及び工事の計画の認可に係る事項を含む）全般（入所時教育）、 廃棄物管理施設の保安に係る法令及び廃棄物管理施設保安規定（同上）の解説、運用等*。 廃棄物管理施設保安規定の改正内容（改正教育）。				
廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること。 (各 120 分以上)	廃棄物管理施設に係る設備の安全設計、構造、性能に係る基礎知識、操作に関する事項、異常時の応急措置に係る事項（入所時教育）。		対象外。		
	廃棄物管理施設の操作及び管理に必要な設備の構造、性能、安全機能等の知識、並びに過去の異常事例*。				
放射線管理に関すること。 (240 分以上、ただし実務知識については、60 分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用法、異常時の応急措置に係る事項（入所時教育）。				
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識*。				
核燃料物質等の取扱いに関すること。 (各 60 分以上)	廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項（入所時教育）。				
	廃棄物管理施設において核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識*。				
非常の場合に講ずべき処置に関すること。 (各 60 分以上)	非常時要員：非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能、並びに過去の異常事例*（他の教育項目に含まれる事項を除く）。				
	上記以外の者：非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等（入所時教育）。				

- *を付した教育の実施頻度は年 1 回とする。
- 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属する者で、放射線業務従事者でない者については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に採るべき処置に関する教育を実施する。
- 第 4 条に定める廃棄物管理施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については対象外とする。ただし、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に採るべき処置に関する教育を実施する。
- 入所時教育については、新規配属等に際して新たに必要となる項目について実施するとともに、3 年に 1 回、再教育を実施する（ただし、*を付した教育を実施する場合はこれに替えることができる。）。
- 教育時間については、業務内容に応じた保安教育の内容による。
- 「廃棄物管理施設保安規定の改正内容に係る教育（改正教育）」は、改正内容に係る業務を開始するまでに実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。

別表 20 保安活動に関する記録（第 60 条関係）

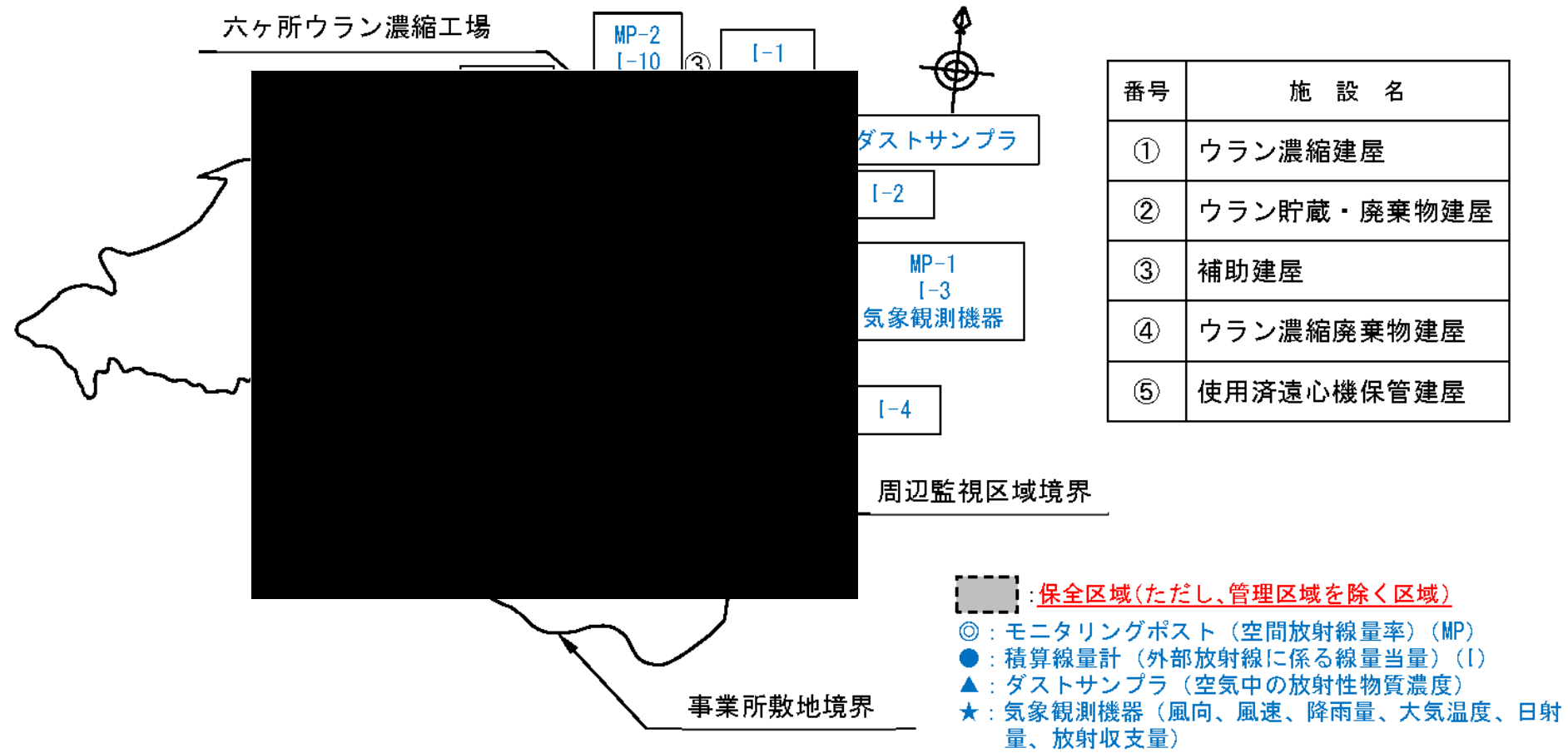
1. 管理規則第 26 条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*3	保存期間
1. 廃棄物管理施設の施設管理（管理規則第 29 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	許認可業務課長	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 管理規則第 29 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した廃棄物管理施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
(3) 管理規則第 29 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理方針：社長 施設管理目標：事業部長 施設管理実施計画：技術課長	施設管理方針：保全企画部長 施設管理目標：品質保証課長 施設管理実施計画：技術課長	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
2. 放射線管理記録*1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3. 操作記録 (1) 貯蔵ピットに収納したガラス固化体の挿入量及び挿入の日時 (2) ガラス固化体の冷却空気温度*2及び収納管排気設備の入口圧力 (3)～(5) (略)	挿入の都度 連続して (1 時間ごと)に 1 回 (略)	貯蔵管理課長	貯蔵管理課長	1 年間 (1 年を超えてガラス固化体を搬出するまでの期間) (略)
4. 廃棄物管理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	その都度	技術課長	技術課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
5. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 大気温度	連続して	環境管理課長	環境管理課長	10 年間
6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	技術課長 保安教育を実施した各職位の者 同上	技術課長 保安教育を実施した各職位の者 同上	3 年間
7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*5	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*5	当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間
8. 管理規則第 33 条の 2 第 1 項各号の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果	評価の都度	保安管理課長	保安管理課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間

- *1: 線量等の記録については、線量告示第 3 条によるものとする。
- *2: 冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにおける冷却空気温度並びにガラス固化体が貯蔵された収納管と通風管とで形成する円環流路出口における冷却空気温度とする。
- *3: 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。
- *4: 「警報装置から発せられた警報」とは、廃水貯槽の漏えい水検知装置、ガンマ線エリアモニタ、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタのレベル高警報をいう。
- *5: 社長が行う品質保証に係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う品質保証に係る業務に関する記録は技術管理部長とする。

2. 管理規則第6条の3及び第14条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	その廃棄物管理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間



別図3 保全区域及び周辺監視区域図(第59、60、65条関係)

別表 27 管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定(第 65 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域(汚染のおそれのない区域以外の区域)	・外部放射線に係る線量当量*1	1 回/週	放射線管理課長
	・外部放射線に係る線量当量率	1 回/週	
	・空気中の放射性物質の濃度	1 回/週	
	・表面密度	1 回/週	
管理区域(汚染のおそれのない区域)	・外部放射線に係る線量当量*1 ・外部放射線に係る線量当量率	1 回/週 1 回/週	放射線管理課長
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1*3 ・空気中の放射性物質の濃度*3 ・空間放射線量率*3 ・風向、風速、降雨量、大気温度、日射量、放射収支量*3	1 回/週 1 回/3 月連続*2 連続*2	
周辺監視区域外	・土壌中の放射性物質の濃度 ・湖沼水中の放射性物質の濃度 ・空気中の放射性物質の濃度	1 回/3 月	

* 1: 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。
* 2: 点検等による機器の停止時を除く。
* 3: 測定地点を別図3に示す。

別表 28 放射線測定器類(第 66 条関係)

測定器名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長
・汚染サーベイメータ	10 台	
・ダストサンプラ	7 台	
・可搬式 HF 検知警報装置	7 台	
・退出モニタ	1 台	
・放射能測定装置	3 台	
・積算線量計	1 式	
・個人線量計	1 式	
・モニタリングポスト	3 式	
・気象観測機器*1	1 式	
・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長*2
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長

* 1: 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計
* 2: 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

別表 31 社員への保安教育実施方針(第 87 条関係)

保安教育項目	実施時期	放射線業務従事者		その他の社員
		加工施設の操作員	加工施設の操作員以外の者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (180 分以上)	入所時	法及び関係法令全般、加工施設保安規定(事業許可及び設計及び工事の計画の認可に係る事項を含む)並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識		
	1 回/年	加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステムに関する実務知識		
	改正の都度	加工施設保安規定の改正内容(改正教育)		
加工施設の構造、性能及び操作に関すること (120 分以上)	入所時	加工施設に係る設備の構造、性能に関する基礎知識	対象外	
	1 回/年	加工施設の操作及び管理に必要な設備に関する実務知識(訓練含む)	対象外	
放射線管理に関すること (240 分以上) (実務知識については 60 分以上)	入所時	放射線防護及び放射線管理に係る基礎知識(均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む)	対象外	
	1 回/年	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識(均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む)	対象外	
核燃料物質等の取扱いに関すること (60 分以上)	入所時	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の基礎知識	対象外	
	1 回/年	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の実務知識(臨界防止含む)	対象外	
非常の場合に講ずべき処置に関すること (60 分以上)	入所時	非常時に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等		
	1 回/年	非常時対策活動を円滑に実施するための実務知識(訓練含む)		

(削除)

- 濃縮・埋設事務所に勤務する者のうち、第 7 条に定める加工施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については、非常の場合に講ずべき処置に関する教育のうち、必要な事項の教育を実施する。
なお、教育の時間については、必要な事項に応じて設定することができる。
- 第 7 条に定める加工施設の保安に関する組織に属さない者のうち、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に講ずべき処置に関する教育を実施する。
- 実施時期を入所時とした教育については、3 年に 1 回再教育を実施する。(ただし、実施時期を 1 回/年とした教育を実施する場合はこれに替えることができる。)
- この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、施設の使用に当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。

別表 32 請負事業者等への保安教育実施方針(第 87 条関係)

保安教育項目	実施時期	放射線業務従事者		その他の請負事業者等
		加工施設の操作員	加工施設の操作員以外の者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (180 分以上)	入所時	法及び関係法令全般、加工施設保安規定(事業許可及び設計及び工事の計画の認可に係る事項を含む)並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識		
	1 回/年	加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステムに関する実務知識	対象外	
	改正の都度	加工施設保安規定の改正内容(改正教育)		
加工施設の構造、性能及び操作に関すること (120 分以上)	入所時	加工施設に係る設備の構造、性能に関する基礎知識		対象外
	1 回/年	加工施設の操作及び管理に必要な設備に関する実務知識(訓練含む)	対象外	
放射線管理に関すること (240 分以上) (実務知識については 60 分以上)	入所時	放射線防護及び放射線管理に係る基礎知識(均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む)		対象外
	1 回/年	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識(均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む)	対象外	
核燃料物質等の取扱いに関すること (60 分以上)	入所時	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の基礎知識		対象外
	1 回/年	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の実務知識(臨界防止含む)	対象外	
非常の場合に講ずべき処置に関すること (60 分以上)	入所時	非常時に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等		
	1 回/年	非常時対策活動を円滑に実施するための実務知識(訓練含む)	対象外	

1. 実施時期を入所時とした教育については、3 年に 1 回再教育を実施する。(ただし、実施時期を 1 回/年とした教育を実施する場合はこれに替えることができる。)
2. 加工施設の操作員以外の請負事業者等については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に講ずべき処置に関する保安教育のうち、作業に関連する事項の内容とし、教育の時間は、内容に応じて設定することができる。
3. この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、施設の使用に当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。

別表35 保安に関する記録(第10、39、40、90条関係)

1. 加工規則第7条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
1. 加工施設の施設管理(加工規則第7条の4第1項に規定するものをいう。以下、この表において同じ。)に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	機械保全課長、電気計装保全課長	機械保全課長、電気計装保全課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設確認の実施の都度	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間
(3) 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者	評価の都度	保全管理課長	保全管理課長	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
2. 放射線管理記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	廃棄物管理課長	廃棄物管理課長	10年間
(2)* 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理課長	放射線管理課長	
(3)* 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで
(4)* 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間に於いて毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	放射線管理課長	放射線管理課長	
(5)* 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理課長	放射線管理課長	
(6)* 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理課長	放射線管理課長	

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
(7) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を実施した課長	運搬を実施した課長	1年間
(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃棄物管理課長	廃棄物管理課長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(9) 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度			
3. 操作記録				
(1) 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度(連続式にあつては連続して)	運転管理課長	運転管理課長	1年間
(2) 保安上特に管理を必要とする設備における圧力、流量及び温度の値	連続して			
(3) 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度			
(4) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度			
(5) 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度			
4. 加工施設の事故記録	その都度	運営管理課長	運営管理課長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(1) 事故の発生及び復旧の日時	その都度			
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度			
(3) 事故の原因	その都度			
(4) 事故後の処置	その都度			
5. 気象記録	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間
(1) 風向及び風速	連続して			
(2) 降雨量	連続して			
(3) 大気温度	連続して			
6. 保安教育の記録	策定の都度	運営管理課長	運営管理課長	5年間
(1) 保安に必要な教育訓練計画	策定の都度			
(2) 保安に必要な教育訓練の実施の日時及び項目	実施の都度	教育訓練を実施した課長	教育訓練を実施した課長	
(3) 保安に必要な教育訓練を受けた者の氏名	実施の都度			
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間

*: 線量等の記載については、線量告示第3条に基づくものとする。

2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間



別図3 埋設保全区域図及び周辺監視区域図(第30条、第42条関係)

別表 1 施設の管理(保修及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む)に関する業務の担当課長(第 8 条関係)

		設備等	管理担当課長
廃棄物埋設施設	廃棄物埋設地	埋設設備	土木課長
		覆土	
		排水・監視設備	運営課長 土木課長
	廃棄物埋設地の附属施設	廃棄体取扱い設備	運営課長
		廃棄体検査設備	
		液体廃棄物処理設備	
		固体廃棄物処理設備	
		放射線監視・測定設備(排気用モニタ、エリアモニタ)	放射線管理課長
		上記以外の放射線管理施設(モニタリングポイント、線量当量率サーベイメータ等)	
		換気空調設備	運営課長
低レベル廃棄物管理建屋	施設建物管理課長		

別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定(第 46 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域: 汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	放射線管理課長
管理区域: 汚染のおそれのない区域	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度 (尾駁沼)	1回/3月*2	

*1: 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*2: 3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日を始期とする各3月間

別表 16 放射線測定器類(第 47 条関係)

測定器名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ 線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長
・汚染サーベイメータ 線用サーベイメータ	4台	
・ダストサンブラ	2台	
・放射能測定装置	4台	
・積算線量計	1式	
・個人線量計	1式	
・気象観測機器 雨雪量計	1式	運営課長
・排気用モニタ	1台	
・エリアモニタ	5台	

別表 20 保安活動に関する記録(第 7466 条関係)

1. 埋設規則第 13 条に基づく記録

	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 6 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長	検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
	ロ 法第 51 条の 6 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果		検査課長、運営課長	検査課長、運営課長	
	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長	
(2) 放射線管理記録*1	イ 放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間
	ロ 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回			
	ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る 1 月間(すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては 1 週間)の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度	毎月 1 回(1 週間の線量当量にあっては毎週 1 回)	放射線管理課長	埋設技術課長及び放射線管理課長	線量当量にあっては 10 年間、地下水中の放射性物質の濃度については、法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
	ニ 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあっては毎年度 1 回、3 月間の線量にあっては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあっては 1 月ごとに 1 回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
(2) 放射線管理記録*1	ホ 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20mSv を超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に於いて毎年度 1 回(左欄に掲げる当該 1 年間に限る)	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度			
	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間に於ける当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時			
	チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1 年間

	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
	リ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合にはその方法	封入又は固化の都度			
	ル 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1 年間
(3)警報装置から発せられた警報の内容	放射線監視・測定設備(排気用モニタ、エリアモニタ)のレベルに関する警報	その都度	運営課長	運営課長	1 年間
(4)廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った課長	施設管理を行った課長	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間(廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間)
	ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を行った各職位の者	評価を行った各職位の者	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
(5)廃棄物埋設施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	事故記録を作成した課長	事故記録を作成した課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置				
	ハ 事故の原因				
	ニ 事故後の処置				
(6)降雨記録	イ 降雨量	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	1 年間
	ロ 1 月間についての積算降雨量	毎月 1 回			
(7)地下水の水位	地下水の水位	毎月 1 回	土木課長	土木課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまで

	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間
(8) 法第 51 条の 18 第 1 項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状態(前 2 号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び埋設技術課長	の期間
(9)保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画	その都度	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3 年間
	ロ 保安教育の実施日時及び項目	教育を実施したとき			
	ハ 保安教育を受けた者の氏名				
(10) 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)		当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間
(11)埋設規則第 19 条の 2 の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果	イ 定期的な評価の結果	評価の都度	埋設技術課長	埋設技術課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
	ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者	

*1:線量等の記録については、線量告示第 3 条によるものとする。

*2:保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。

別表 19 保安教育の実施方針(社員等)(第 62 条関係)

対象者の区分 保安教育項目	対象者の区分		管理区域内 作業を行う者	その他の者	再教育 の頻度
	操作員	土木課員			
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (120 分以上)	原子炉等規制法、その関係法令及び廃棄物埋設施設保安規定(事業許可申請書等に関することを含む)全般、解説及び運用等				1 回/年
	廃棄物埋設施設保安規定の改正内容(改正教育)				改正の都度
廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること (右記内容全体で 120 分以上)	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること(異常事象内容と対応体制等)				1 回/3 年
	巡回及び点検に関すること		対象外		1 回/3 年
	運転、操作上の留意事項に関すること		対象外		1 回/3 年
	異常時の応急措置に関すること(運転監視・操作手順等)		対象外		1 回/3 年
放射線管理に関すること (240 分以上、ただし、実務知識については 60 分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用方法に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること		対象外		—
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識		対象外		1 回/年
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること (右記内容全体で 60 分以上)	廃棄体の種類及び性状等に関すること		対象外		1 回/3 年
	廃棄体の運搬、貯蔵、廃棄の作業に関すること、異常時の応急措置に関すること		対象外		1 回/3 年
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項		対象外		—
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識		対象外		1 回/年
非常の場合に講ずべき処置に関すること (各 60 分以上)	非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能(他の教育項目に含まれる事項を除く)(非常時要員)				1 回/年
	非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等(非常時要員以外の者)				1 回/3 年

- 新規配属等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。
- 「廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。
- 非常時要員については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」及び「非常の場合に講ずべき処置に関すること」を実施する。
- この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、埋設事業の保安に関する業務を開始するに当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容による。

別表 19 の 2 保安教育の実施方針(請負事業者等)(第 62 条関係)

対象者の区分 保安教育項目	対象者の区分		管理区域内作業を行う請負事業者等	その他の請負事業者等	再教育 の頻度
	操作に係る作業を行う請負事業者等	土木作業関係の請負事業者等			
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (20 分以上)	原子炉等規制法、その関係法令及び廃棄物埋設施設保安規定(事業許可申請書等に関することを含む)全般、解説及び運用等				1 回/年
	廃棄物埋設施設保安規定の改正内容(改正教育)				改正の都度
廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること (右記内容全体で 120 分以上)	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること(異常事象内容と対応体制等)		対象外		1 回/3 年
	運転、操作上の留意事項に関すること *1		対象外		1 回/3 年
	異常時の応急措置に関すること(運転監視・操作手順等)		対象外		1 回/3 年
放射線管理に関すること (240 分以上、ただし、実務知識については 60 分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用方法に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること *2		対象外		1 回/3 年
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識 *2		対象外		1 回/年
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること (右記内容全体で 60 分以上)	廃棄体の種類及び性状等に関すること		対象外		1 回/3 年
	廃棄体の運搬、貯蔵、廃棄の作業に関すること、異常時の応急措置に関すること		対象外		1 回/3 年
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項 *2		対象外		1 回/3 年
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識 *2		対象外		1 回/3 年
非常の場合に講ずべき処置に関すること(60 分以上)	非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等				1 回/3 年

- 新規入所等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。
- 「廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。
- *1 を付した教育以外の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に教育を実施させる。
- 土木作業関係の請負事業者等のうち、管理区域内作業を行わない者は、*2 を付した教育を実施する必要はない。
- この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、埋設事業の保安に関する業務を開始するに当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容による。

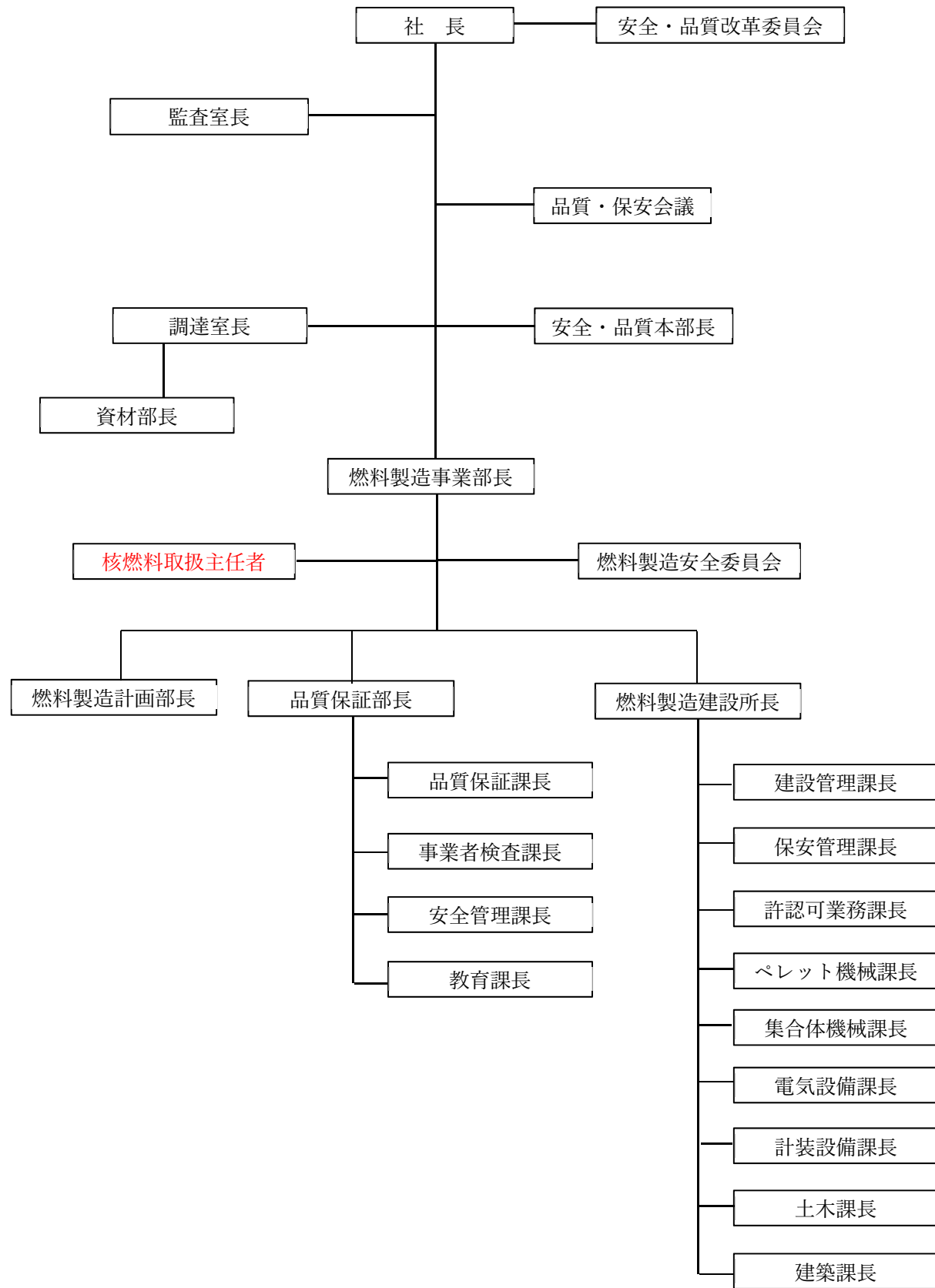


図3 組織図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書との関係(その1)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
		燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-
4.1	保安活動の重要度	燃料製造事業部 品質重要度分類(要領)	事業部長	-
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第12条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第10条
		燃料製造事業部 燃料製造安全委員会運営要領	事業部長	第11条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書との関係(その2)

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の 保安規定 関連条項
6.2	要員の力量の 確保及び教育 訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		燃料製造事業部 教育訓練要領	事業部長	-
7.1	施設管理	燃料製造事業部 品質目標・業務目標管理要領	事業部長	第52条～第55条
		燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設工認申請・使用前事業者 検査運用要領	事業部長	
		燃料製造事業部 製作および据付・施工管理 要領	事業部長	
		燃料製造事業部 検査および試験管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 使用前事業者検査実施要 領	事業部長	
		燃料製造事業部 保守管理要領	事業部長	
7.3	設計開発	燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	第53条
		燃料製造事業部 設工認申請・使用前事業者 検査運用要領	事業部長	第53条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査 等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第55条
7.6	監視測定のため の設備の管理	燃料製造事業部 計測器管理要領	事業部長	-
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

保安規定中の条文	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

表3 施設の管理に関する業務の担当課長

施設名称	施設所管課長
燃料加工建屋の機械設備（原料の受け入れからペレット加工の設備まで、換気空調設備（ローカルクーラ、パッケージを含む。）、固体廃棄設備（※2）、及び重大事故等対処設備（可搬型、局所消火装置を含む。）（※2））	ペレット機械課長
燃料加工建屋の機械設備（燃料棒加工から梱包までの設備、ユーティリティ設備（消火装置含む。）、分析設備、及び液体廃棄設備（海洋放出管理系（※2）を含む。）（換気設備を除く、空調用熱源設備、ガス設備を含む。）	集合体機械課長
燃料加工建屋の電気設備	電気設備課長
燃料加工建屋の計装設備（放射線管理設備（※1）を含む）	計装設備課長
貯蔵容器搬送用洞道（※2）	土木課長
燃料加工建屋	建築課長

(※1) 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する部分を含む。

(※2) 再処理施設と共用する部分を含む。

表4 保安教育実施方針

保安教育項目	内 容	実施時期	区 分	
			社員等	請負事業者等 [※]
関係法令及び保安規定の遵守 に関すること (60分以上)	法及びその関連法令のうち MOX 燃料加工事業に係る事項、MOX 燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識	入所時	◎	○
		1回/年	◎	-
		この規定の改正の都度	◎	○
加工施設の構造、性能及び操作に関すること (60分以上)	加工施設に係る設備の構造、性能及び操作に関する基礎知識	入所時	◎	○
		1回/年	◎	-

◎：すべての教育が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育が対象

※：請負事業者等に係る教育内容、時間及び対象者については、業務内容に応じて設定する。また、入所時の教育については、1回/3年にて再教育を実施する。

表5 保安に関する記録（その1）

記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間
1. 加工施設の施設管理（加工規則*第7条の4第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設所管課長	施設管理を実施した加工施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間
(3) 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	品質保証課長	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

※ 以降「加工規則」を「核燃料物質の加工の事業に関する規則」と読み替える。

表5 保安に関する記録（その2）

記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間
2. 放射線管理記録*1 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	加工施設の使用を開始する前までに定める	10年間
(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	加工施設の使用を開始する前までに定める	10年間
(3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	加工施設の使用を開始する前までに定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※1：線量等の記載については線量告示第3条に基づくものとする。

表5 保安に関する記録（その3）

記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間
(4) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	加工施設の使用を開始する前までに定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	加工施設の使用を開始する前までに定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	加工施設の使用を開始する前までに定める	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
(7) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	加工施設の使用を開始する前までに定める	1年間
(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	加工施設の使用を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(9) 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度	加工施設の使用を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間

表5 保安に関する記録（その4）

記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間
3. 操作記録 (1) 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度（連続式にあつては連続して）	加工施設の使用を開始する前までに定める	1年間
(2) 保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量の値	連続して	加工施設の使用を開始する前までに定める	1年間
(3) 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	加工施設の使用を開始する前までに定める	1年間
(4) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	加工施設の使用を開始する前までに定める	1年間
(5) 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者の氏名及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	加工施設の使用を開始する前までに定める	1年間
4. MOX 燃料加工施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	加工施設の使用を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	加工施設の使用を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(3) 事故の原因	その都度	加工施設の使用を開始する前までに定める	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間

表5 保安に関する記録（その5）

記録事項	記録すべき場合	作成及び保存 責任者	保存期間
(4) 事故後の処置	その都度	加工施設の使用を開始する 前までに定める	法第22条の8第3項において準用 する法第12条の6第8項の確認を 受けるまでの期間
5. 気象記録	連続して	加工施設の使用を開始する 前までに定める	10年間
(1) 風向及び風速			
(2) 降雨量	連続して	加工施設の使用を開始する 前までに定める	10年間
(3) 大気温度	連続して	加工施設の使用を開始する 前までに定める	10年間
6. 保安教育の記録	策定の都度	教育課長	3年間
(1) 保安教育の実施計画			
(2) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	教育課長	3年間
(3) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	教育課長	3年間
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメントシステム文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書で定められた作成責任者※2	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間

※2：社長が行う品質保証に係る業務に関する記録の作成及び保存は安全・品質本部長、監査室長が行う品質保証に係る業務に関する記録の作成及び保存は監査室長、調達室長が行う品質保証に係る業務に関する記録の作成及び保存は資材部長、事業部長が行う品質保証に係る業務に関する記録の作成及び保存は品質保証課長とする

表5 保安に関する記録（その6）

記録事項	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間
加工規則第3条の4の3に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間
加工規則第3条の11に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間

各施設保安規定 その他補正事項一覧

施設名	条文	申請書の記載	補正案
再処理施設	第 29 条の 2	(追加) 2 各職位は、 <u>前項</u> の計画に基づき、必要な措置を講じる。	2 事業部長は、 <u>前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u> 3 各職位は、 <u>第 1 項</u> の計画に基づき、必要な措置を講じる。
	第 30 条	(追加) 4 各職位は、 <u>前項</u> の計画に基づき必要な措置を講じる。	4 事業部長は、 <u>前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</u> 5 各職位は、 <u>第 3 項</u> の計画に基づき必要な措置を講じる。
廃棄物管理施設	第 13 条	3 事業部長は、第 1 項の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、 <u>廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</u>	3 事業部長は、第 1 項の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。
	第 57 条	3 事業部長は、第 1 項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、 <u>廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</u>	3 事業部長は、第 1 項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。
加工施設(MOX)	表 1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書との関係(その 2)(旧表 5-1)	<u>7.3 設計開発の「品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項」の欄：二(該当なし)</u>	<u>第 53 条</u>
	表 3 施設の管理に関する業務の担当課長(旧表 7-1)	<u>管理担当課長</u> 燃料加工建屋の機械設備(原料の受け入れからペレット加工の設備まで、 <u>及び</u> 換気空調設備(ローカルクーラ、パッケージを含む)、固体廃棄設備(※2)、重大事故対処設備(可搬型、局所消火装置を含む)(※2)) 燃料加工建屋の機械設備(燃料棒加工から梱包までの設備、ユーティリティ設備(消火装置含む。)、分析設備、液体廃棄設備(海洋放出管理系(※2)を含む)(換気設備を除く、空調用熱源設備、ガス設備を含む) 燃料加工建屋の計装設備(放射線管理設備(※1)を含む)	<u>施設管理課長</u> 燃料加工建屋の機械設備(原料の受け入れからペレット加工の設備まで、換気空調設備(ローカルクーラ、パッケージを含む。)、固体廃棄設備(※2)、 <u>及び</u> 重大事故等対処設備(可搬型、局所消火装置を含む。)(※2)) 燃料加工建屋の機械設備(燃料棒加工から梱包までの設備、ユーティリティ設備(消火装置含む。)、分析設備、 <u>及び</u> 液体廃棄設備(海洋放出管理系(※2)を含む。)(換気設備を除く、空調用熱源設備、ガス設備を含む。)) 燃料加工建屋の計装設備(放射線管理設備(※1)を含む。))
	表 5 保安に関する記録(その 5)(旧表 28-1 保安記録(その 5))	7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に <u>規程</u> する品質マネジメントシステム文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く)	7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に <u>規定</u> する品質マネジメントシステム文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他に掲げるものを除く。)